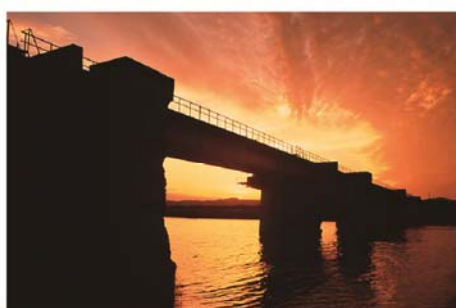


人、水、緑、みんなであつたえよう なかま

## 中間市第2次環境基本計画



平成27年3月  
中間市



## はじめに

中間市は肥沃な遠賀平野に位置し、古代より稲作が盛んにおこなわれ、明治末期から昭和中期にかけて、炭坑のまちとして筑豊炭田の一翼を担ってきました。その後のエネルギー革命により、炭坑が閉山した後は、北九州経済圏の住宅都市としてまちづくりを進め、発展してきました。

平成9年の京都議定書採択以来、国内外の環境意識の高まりを受け、中間市でも平成17年3月に環境行政の指針となるべき総合的・長期的な中間市環境基本計画を策定し、環境施策を推進してまいりました。

しかしながら、計画策定から10年が経過し、東日本大震災による原子力発電所の事故に端を発するエネルギー問題、地球温暖化の進行によって引き起こされる異常気象、PM2.5による新たな健康被害の脅威、再生可能エネルギー技術の発展など、国内外でも環境を巡る情勢や取組みは大きく変化しています。

このような近年の状況を踏まえ、中間市では環境への取組みをより一層推進するため、平成27年3月に中間市第2次環境基本計画を策定しました。

本計画は、環境問題に対応し、より良い環境を実現していくため、市民、事業者、各団体及び行政が協働していくための指針となるもので、「人、水、緑、みんなでつたえよう なかま」を目指すべき環境像として定めています。

この環境像を実現するために、環境保全体制、生活環境、自然環境、快適環境、地球環境の5つの分野ごとの環境目標を柱に据え、様々な施策を展開してまいります。

中間市の環境を未来に残すため、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にご尽力いただきました中間市環境審議会委員各位及び中間市の環境を考える会メンバーの皆様、また環境意識調査、パブリックコメント募集に貴重なご意見・ご提案をお寄せくださいました市民の皆様に心から感謝申し上げます。



平成27年3月

中間市長 松下俊男

# 目 次

はじめに

## 第 1 章 計画の策定にあたって ----- 2

1. 計画策定の趣旨 ..... 2
2. 計画の位置づけと役割 ..... 2
3. 計画の対象範囲 ..... 3
  - (1) 対象地域 ..... 3
  - (2) 対象分野 ..... 3
4. 計画の期間 ..... 3

## 第 2 章 目指す環境像と目標 ----- 6

1. 計画の背景 ..... 6
  - (1) 中間市の概況 ..... 6
  - (2) 第 1 次計画の評価 ..... 10
  - (3) 市民の意識 ..... 13
2. 目指す環境像 ..... 14
  - (1) 第 1 次計画の環境像に対する市民の評価 ..... 14
  - (2) 目指す環境像 ..... 15
3. 環境目標 ..... 15

## 第 3 章 施策の展開 ----- 18

1. みんなでつたえるまち【環境保全体制】 ..... 19
  - (1) 環境教育・学習 ..... 19
  - (2) 環境保全行動 ..... 22
2. 安心して暮らせるまち【生活環境】 ..... 26
  - (1) 水 ..... 26
  - (2) 空気 ..... 29
  - (3) 土 ..... 33
  - (4) ごみ ..... 34

3. 自然と共生するまち【自然環境】	39
(1) いきもの	39
(2) ふれあい	43
4. 美しく心地よいまち【快適環境】	45
(1) 身近なみどり・水辺	45
(2) 歴史・文化	49
(3) 都市景観	52
5. まごこへとつなぐまち【地球環境】	54
(1) 地球温暖化	54
第4章 重点プロジェクト	64
第5章 計画の実現に向けて	72
1. 計画の推進体制	72
(1) 推進体制	72
(2) 推進組織の役割	72
2. 計画の進行管理	73
(1) 進行管理	73
(2) 年次報告書の公表	73
(3) 実施計画への反映	73

## 資料編



# 第1章

計画の策定にあたって

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

中間市では、平成17年3月に中間市環境基本計画（以下、「第1次計画」という。）を策定し、環境施策や事業を推進してきました。

第1次計画の策定当時は、大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイル・ビジネススタイルの浸透による地球温暖化や資源の枯渇、ダイオキシン類などの有害化学物質による人体への影響等が環境問題として指摘されるようになった時期でした。

その後10年が経過し、地球温暖化対策や生物多様性の保全、循環型社会の形成などの地球規模の環境問題や微小粒子状物質（PM2.5）による健康被害への対策などが新たな課題となっています。

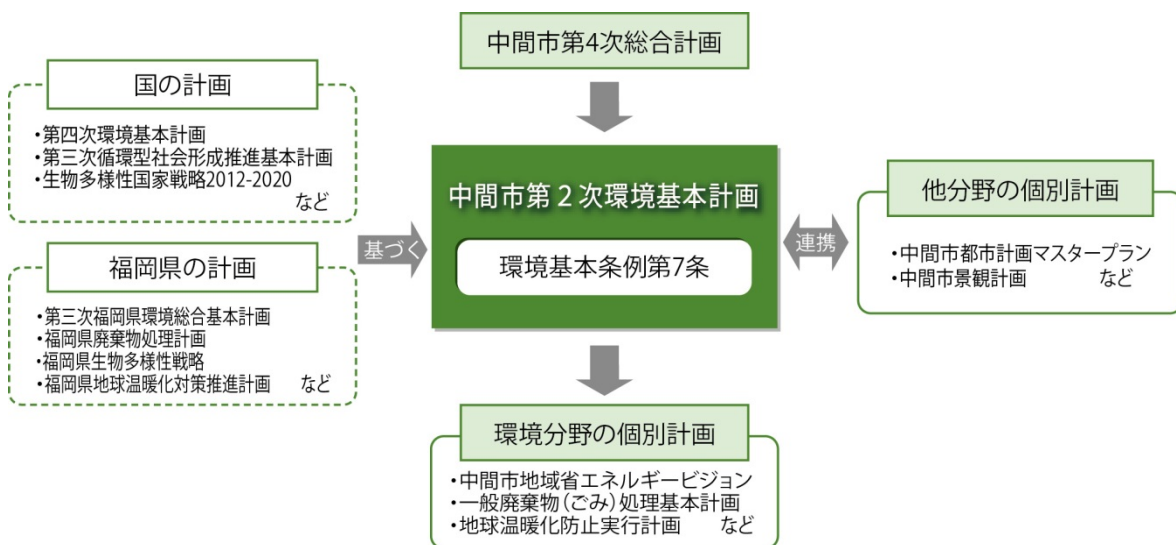
また、社会経済状況の変化や市民の意識の変化、第1次計画の進捗状況等を踏まえ、施策や事業について見直す必要が生じてきました。

そこで、本市を取り巻く環境の変化に対応し、市民、事業者、行政などの協働による持続可能なまちづくりを推進するために、中間市第2次環境基本計画（以下、「本計画」という）を策定しました。

## 2. 計画の位置づけと役割

本計画は、中間市環境基本条例第7条に規定される計画であり、中間市の最上位計画である「中間市第4次総合計画」に示した将来の都市像「元気な風がふくまちなかま」を環境面から実現するための、環境行政の最上位計画に位置付けられます。

本計画に基づき、市民・事業者・行政等の各主体が協働・連携して、環境保全・創造に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進することとします。



■ 計画の位置づけ



### 3. 計画の対象範囲

#### (1) 対象地域

計画の対象地域は、中間市全域とします。

ただし、廃棄物問題等、市域を越えて広域的な取り組みが必要な課題や施策については、周辺自治体や国・県との連携を図りながら推進していきます。

#### (2) 対象分野

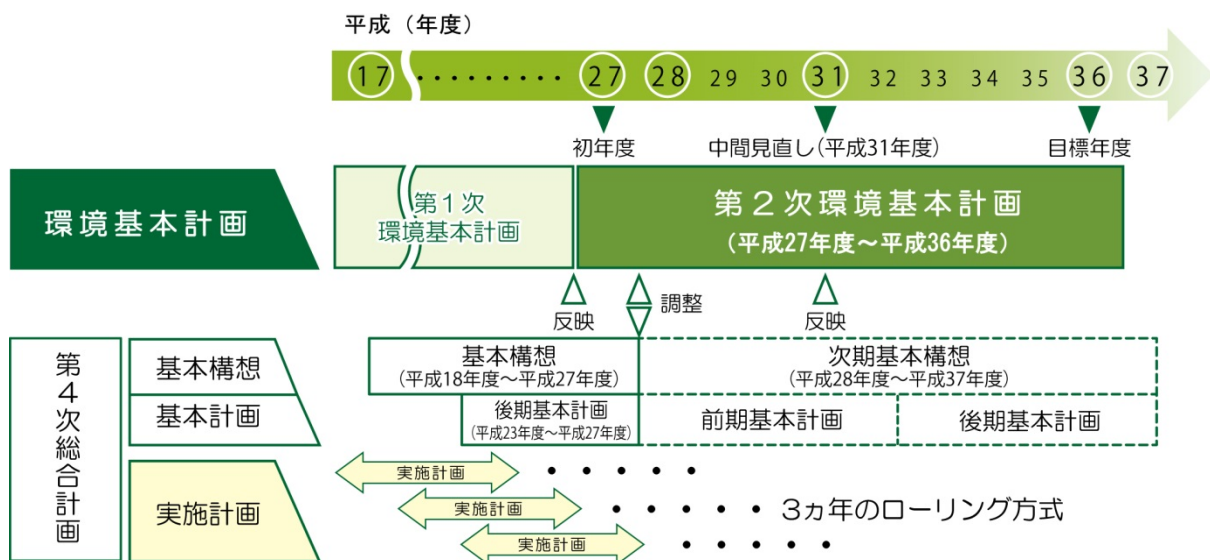
計画の対象分野は、環境保全体制、生活環境、自然環境、快適環境、地球環境とし、それぞれの対象を以下のように分類します。

##### ■対象分野

分野	対象
環境保全体制	環境教育・学習、環境保全行動
生活環境	水、空気、土、ごみ
自然環境	いきもの、ふれあい
快適環境	身近なみどり・水辺、歴史・文化、都市景観
地球環境	地球温暖化

### 4. 計画の期間

平成 27 年度（2015 年度）から平成 36 年度（2024 年度）までの 10 年間とします。計画の進捗状況については、総合計画との調整を図りながら、毎年点検・評価を行い、平成 31 年度には中間見直しを行います。



■計画の期間



# 第2章

目指す環境像と目標

## 第2章 目指す環境像と目標

### 1. 計画の背景

#### (1) 中間市の概況

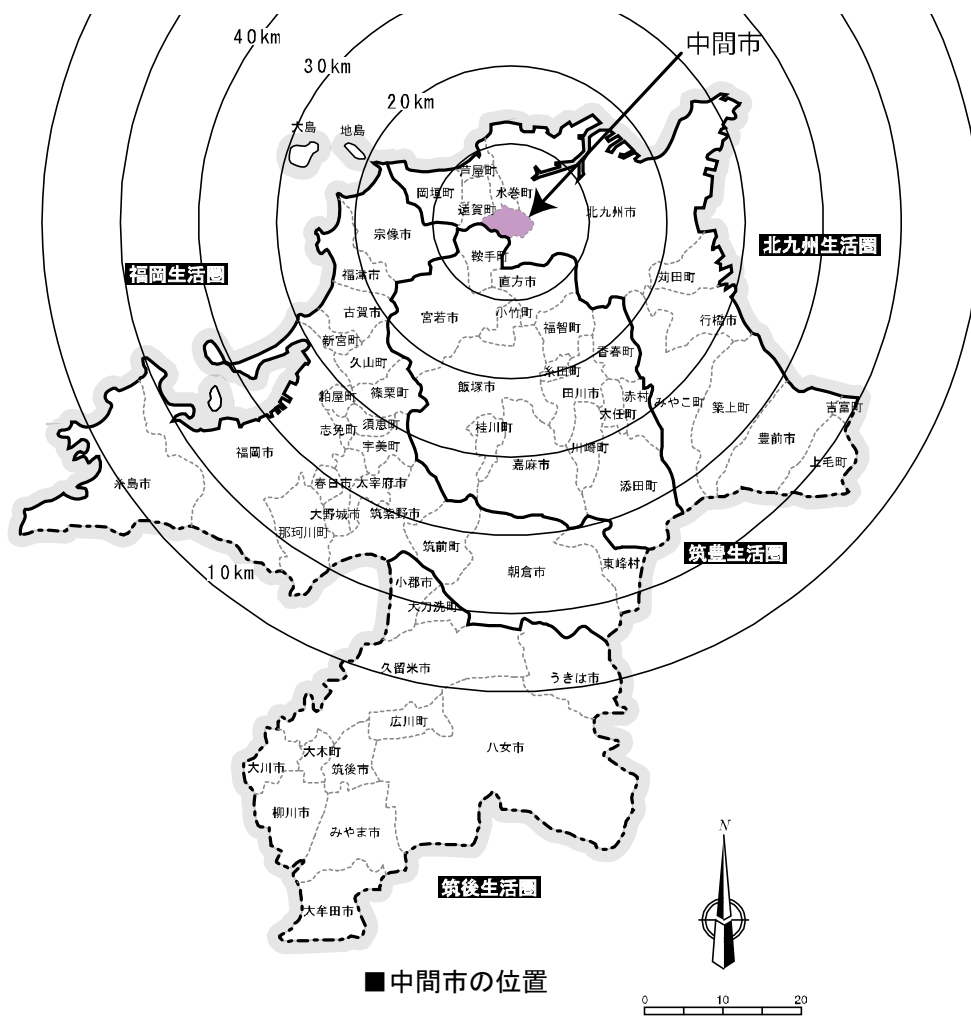
##### ① 中間市の沿革

中間市域は肥沃な遠賀平野に位置していることから、古代より稲作の盛んな地域であり、遠賀川式土器など弥生時代の農耕文化を伝える遺物が多数出土しています。

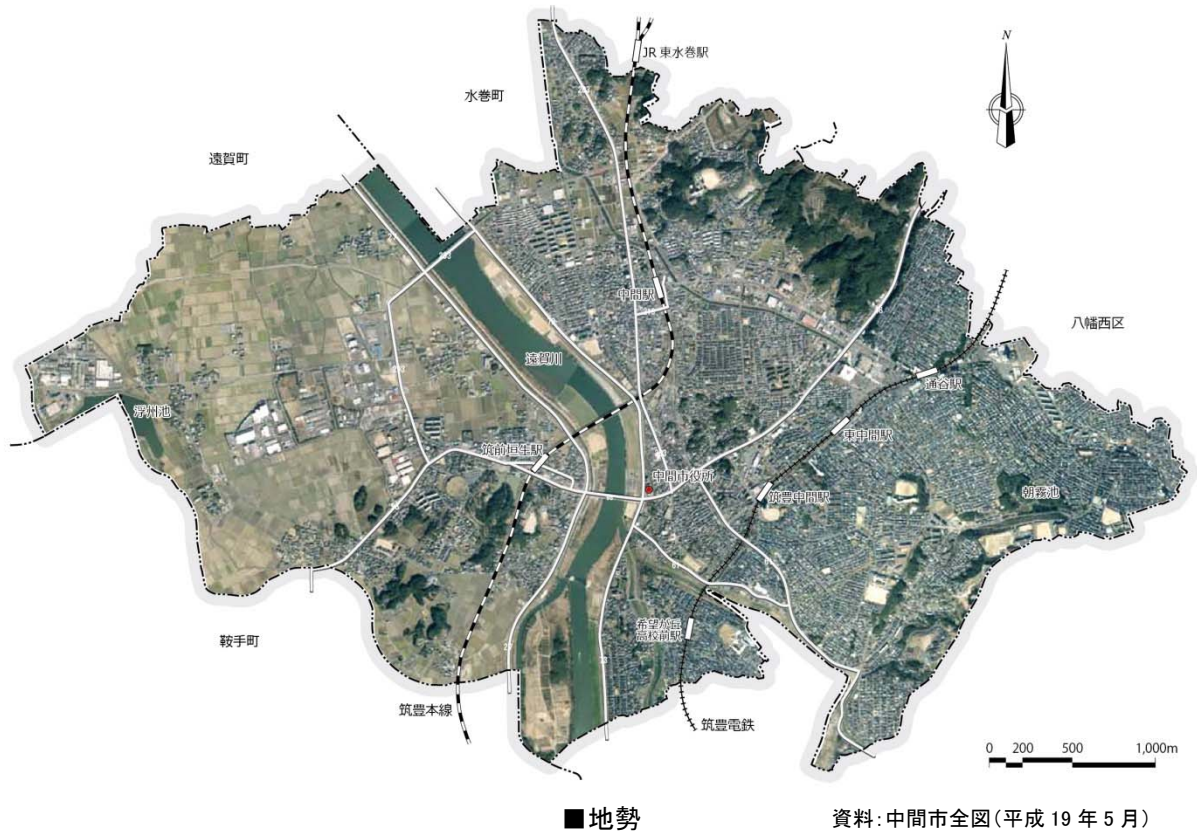
明治末期から昭和初期には、この地で発見された石炭が国の重要なエネルギー源となり、炭坑のまちとして筑豊炭田の一翼を担いました。明治24年(1891)に筑豊本線、明治45年(1912)に香月線が石炭運送のために開通され、鉄道による交通機関の利便性は飛躍的に向上しました。人口も増え続け、明治末の4,800人から昭和34年(1959)には46,000人にまでなりました。昭和33年(1958)11月に市町村合併特例法に基づき市制を施行して中間市となりました。

##### ② 位置と地勢

本市は、福岡県の北部に位置し、北九州市と遠賀郡、鞍手郡に接しています。



本市は東西 6.98km、南北 4.45km、周囲 25.20km にわたり、面積は 15.96 km<sup>2</sup>を有しています。市の中央を南北に一級河川の遠賀川が流れていることから、市域は通称「川東（かわひがし）」と「川西（かわにし）」に分かれています。北九州市側となる川東には、なだらかな丘陵を背景に閑静な住宅地と商業地などを形成し、人口の 9 割が集中しています。川西の広々とした平野部には、美しくのどかな田園風景が広がるとともに、市の産業振興策として工場団地なども立地しています。

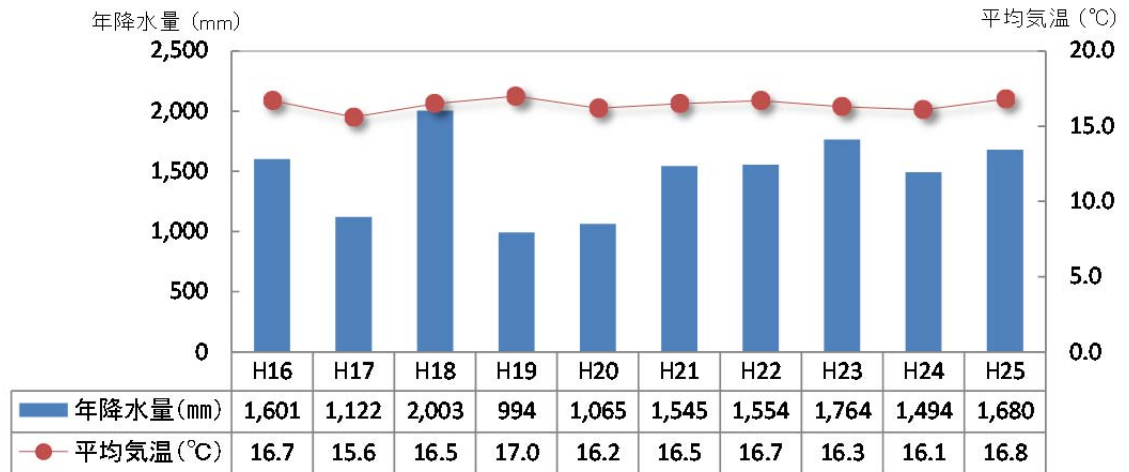


■地勢

資料：中間市全図(平成 19 年 5 月)  
航空写真：中間市(撮影：平成 22 年)

③気象

本市の平成 25 年の平均気温は、16.8℃(福岡県 17.1℃)、平均降水量は 1,680mm (福岡県：1,802mm) となっています。



資料：統計なにかま 25 年度版(平成 26 年 4 月)

■年降水量と平均気温の推移

#### ④人口

本市の人口は緩やかな減少傾向にあります。一方で、世帯数は微増しているため、平均世帯人員は減少傾向にあります。

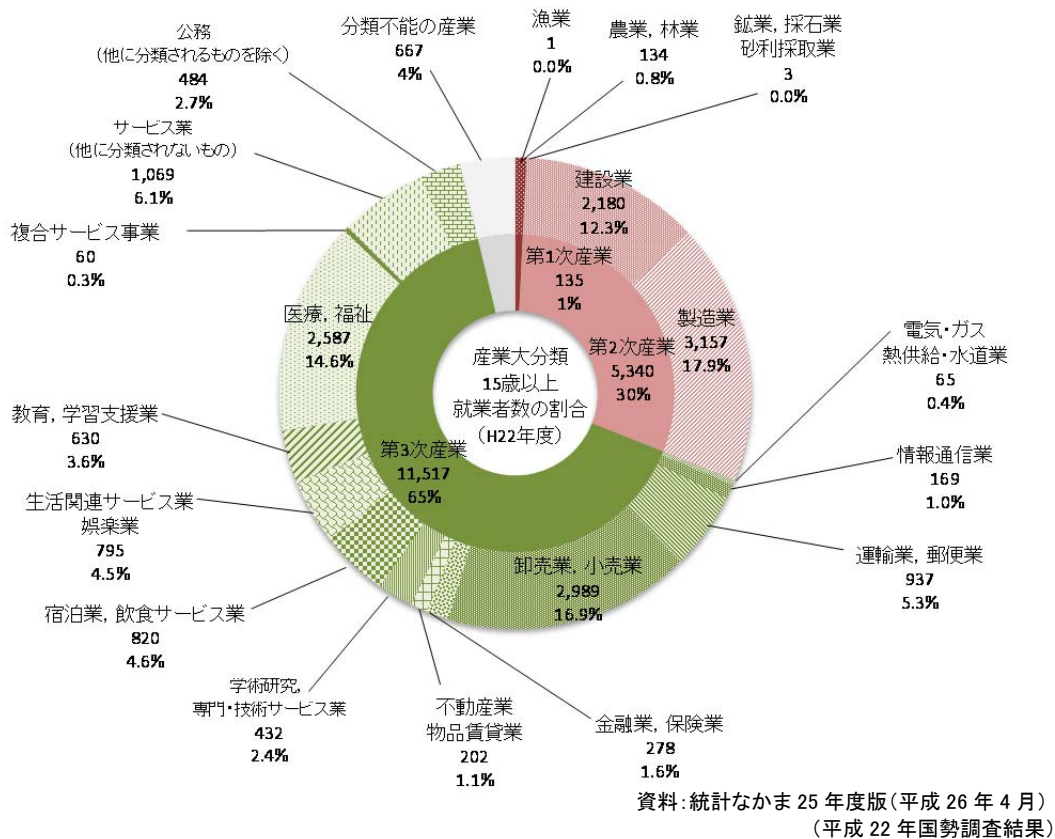


資料:統計なかま 25 年度版(平成 26 年 4 月)

#### ■ 中間市の人口推移

#### ⑤産業

平成 22 年の産業別就業者数は、第 3 次産業が最も多く 65.2%を占め、第 2 次産業が 30.2%、第 1 次産業が 0.8%となっています。



#### ■ 産業別就業者数の割合

⑥交通

本市の道路網は、主要地方道 5 路線、一般県道 3 路線で構成されています。市中央部を JR 筑豊本線が南北に、また北九州市と直方市を結ぶ筑豊電鉄が市の東部地域を縦断しています。

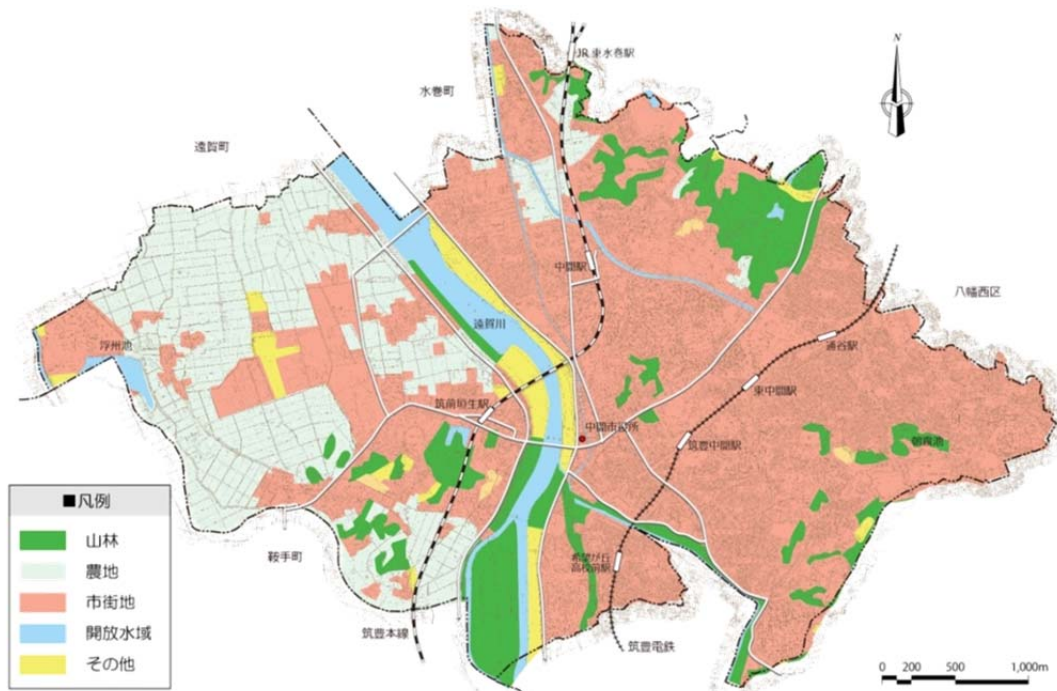


■交通

資料: 中間市全図(平成 19 年 5 月)

⑦土地利用

本市の土地利用は、住宅等の市街地が最も多く、次いで農地が多くを占めています。山林は南部の中島、東北部の蓮花寺周辺に主に分布し、西部地区は農振地域で宅地が少なく、東部地区は宅地化が進行しています。



資料: 環境省 第 6.7 回自然環境保全基礎調査 植生調査

■土地利用

## (2) 第1次計画の評価

### ①施策の実施状況

庁内の関係各課により、第1次計画の施策・事業及び重点プロジェクトの実施状況を調査した結果（調査結果の詳細は「資料編」に示しています。）、施策・事業については114件のうち73件（実施率64.0%）が実施されており、重点プロジェクトは21件のうち15件（実施率71.4%）が実施されています。

### ②数値目標の進捗状況

第1次計画における25件の数値目標のうち、平成25年度の実績で、達成した項目は6件で、達成率は25.0%と低くなっています。

#### ○環境保全体制

目標管理指標	計画時数値	計画時年度	目標値	目標年度	実績値(2013年)	達成状況
環境教育の実施状況(小・中学校)	約50%	2003	100%	2014	100%(全校で実施)	○
環境教育に関する人材登録制度	-	2004	50人	2014	制度化していない	×
市民向けエコ認定制度登録者数	-	2004	50人	2014	制度化していない	×

#### ○生活環境

目標管理指標	計画時数値	計画時年度	目標値	目標年度	実績値(2013年)	達成状況
下水道普及率の向上	28.4%	2003	100%	2023	79.9%	△
EM 活性液、EM だんごの投入	市内10カ所に月1-2回程度投入	2003	市内20カ所に月1-2回程度投入	2014	活性液:8カ所(5-11月:月4回) だんご:1カ所(年1回)	△
市内河川のBOD値	1.6-7.0mg/L	2002	3mg/L以下	2014	曲川堀川合流点4.4mg/L 曲川筑鉄下1.1mg/L 堀川唐戸水門下2.0mg/L	△
大気、悪臭、騒音・振動苦情回数	25件	2003	10件以下	2014	大気11件※1 その他0件	×
周辺(黒崎、塔野)の一般環境大気測定局における二酸化窒素濃度	環境基準以下	2002	環境基準以下の維持	2014	環境基準以下	○
公用車の低公害車導入台数	7台	2004	全ての公用車を低公害車に切り替える	2014	公用車(消防車を含む)135台中6台	×
環境保全型農業の実施状況	農薬肥料適正使用約85%	2003	農薬肥料適正使用85%以上	2014	-	-
	有機栽培約40%		有機栽培50%以上		-	-
	農業プラリサイクル約15%		農業プラリサイクル50%以上		-	-
土壌中のダイオキシン類に係る環境基準	環境基準以下	2002	環境基準以下の継続	2014	0.54pg-TEQ/g 環境基準以下	○

※1 大気の苦情については、野焼きによるもの



○生活環境(つづき)

目標管理指標	計画時数値	計画時年度	目標値	目標年度	実績値(2013年)	達成状況
収集ごみの排出抑制	791g/人・日 (資源ごみを除く)	2002	A <sup>※1</sup> 762g/人・日 (資源ごみを除く)	2018	743g/人・日 (資源ごみを除く)	○
			B <sup>※1</sup> 897g/人・日 (資源ごみを除く)		889g/人・日 (資源ごみを含む)	
エコショップ登録店数	0件	2004	20件	2014	0件	×

※1 Bに比べてAの目標値は15%減量

○自然環境

目標管理指標	計画時数値	計画時年度	目標値	目標年度	実績値(2013年)	達成状況
自然観察会の回数	1回/年	2004	2回/年	2014	ホテル観察会等実施	×
保存樹木の指定	0本	2004	5本	2014	0本	×

○快適環境

目標管理指標	計画時数値	計画時年度	目標値	目標年度	実績値(2013年)	達成状況
市民一人あたりの都市公園面積	3.7㎡/人	2003	20㎡/人	2015	4.1㎡/人	×
小中学校におけるピオトープの整備	1件	2004	増加を目指す	2014	中間東小学校 1件	×
市指定文化財の数	2件	2004	2件	2014	市指定2件 県指定2件	○
文化財巡りなどのイベントの開催回数	0件	-	増加を目指す	2014	年2回(5、10月)に歴史探訪	○

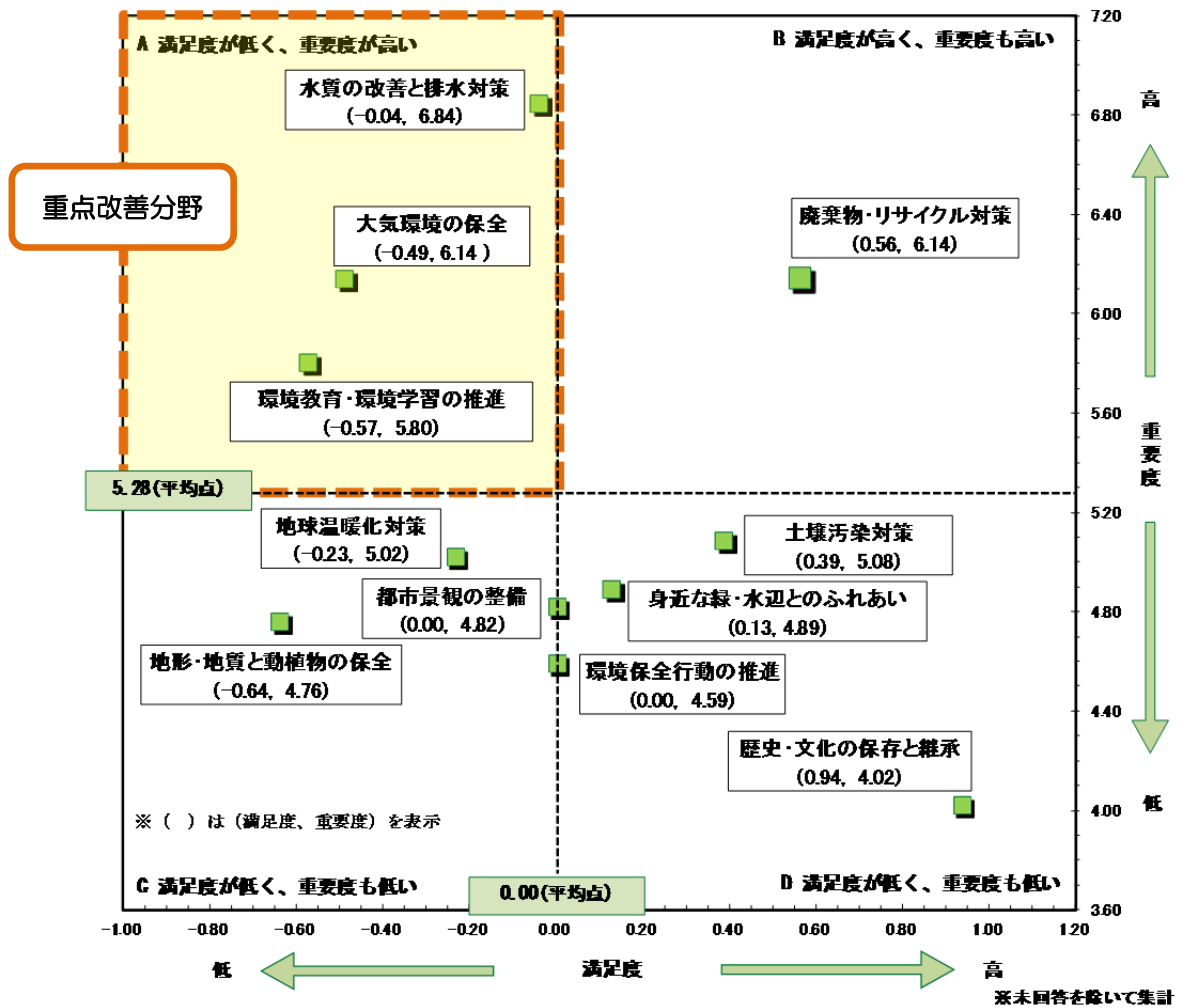
○地球環境

目標管理指標	計画時数値	計画時年度	目標値	目標年度	実績値(2013年)	達成状況
市域の二酸化炭素排出量	246千t <sup>※2</sup>	1990	1990年度比で6%以上削減	2010	244千t (目標年度の値)	×
公用車の低公害車導入台数	7台	2004	全ての公用車を低公害車に切り替える	2012	公用車(消防車両含む)135台中6台	×
市役所でのノーマイカーデー回数	1回/月	2004	10日/月	2014	4回/月	×

※2 第1次計画と二酸化炭素排出量の算定方法が異なるため、本計画の算定方法による数字に置き換えている。

### ③市民の評価

平成26年度に実施した市民アンケート調査(以下、市民アンケート結果という。)のうち、第1次計画で掲げた環境関連施策の満足度及び重要度について設問した結果、満足度が低く、重要度が高い、いわゆる重点的に取り組む必要がある項目は、「水質の改善と排水対策」、「大気環境の保全」、「環境教育・環境学習の推進」でした。これら項目は、市民の目からみて施策の効果が十分とはいえないため、今後も重点的に取り組むべき課題と考えられます。



資料：平成26年度中間市市民アンケート調査

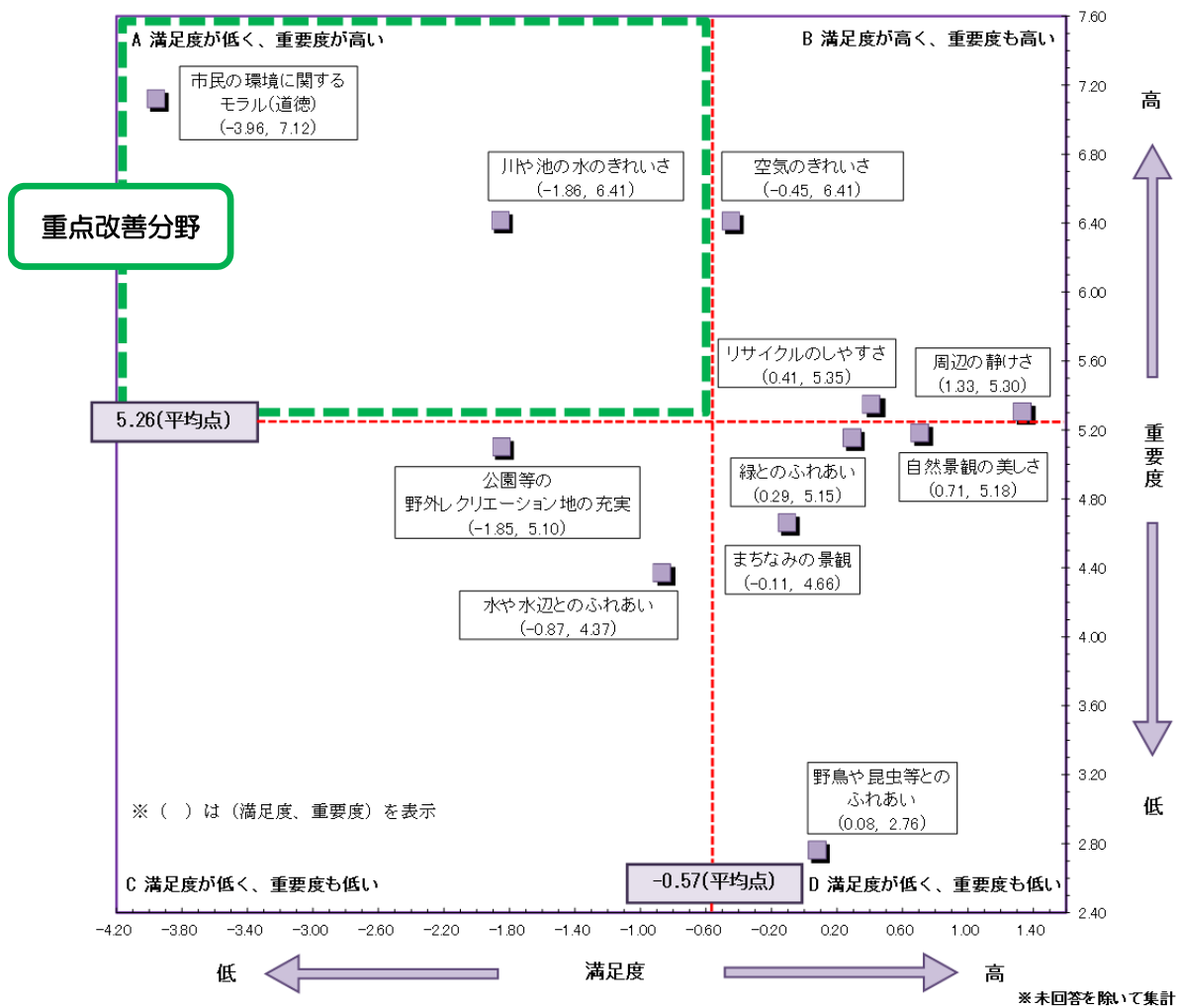
#### ■第1次計画の環境関連施策の市民の評価

##### ●満足度(重要度)の傾向を示す平均評価得点の算出方法

$$\text{平均評価得点} = \left[ \begin{array}{l} \text{「かなり満足(重要)」の回答者割合} \times 10 \text{点} + \\ \text{「やや満足(重要)」の回答者割合} \times 5 \text{点} + \\ \text{「どちらともいえない」の回答者割合} \times 0 \text{点} + \\ \text{「やや不満(あまり重要ではない)」の回答者割合} \times (-5 \text{点}) + \\ \text{「かなり不満(重要ではない)」の回答者割合} \times (-10 \text{点}) \\ \text{の合計得点} \\ \text{(無回答を除く)} \end{array} \right]$$

### (3) 市民の意識

身近な環境の現状に関する満足度と重要度についての市民アンケート結果、満足度が低く、重要度が高いのは「市民の環境に関するモラル」、「川や池の水のきれいさ」となっています。第1次計画策定時に実施した市民アンケート結果でも、「特に改善が必要な身近な環境」に関して、「市民の環境に関するモラル」と「川や池の水のきれいさ」が最も多く挙げられ、環境モラルと水環境は、今後重点的に取り組むべき課題となっています。



資料：平成26年度中間市市民アンケート調査

#### ■ 身近な環境の現状に関する満足度と重要度

##### ● 満足度(重要度)の傾向を示す平均評価得点の算出方法

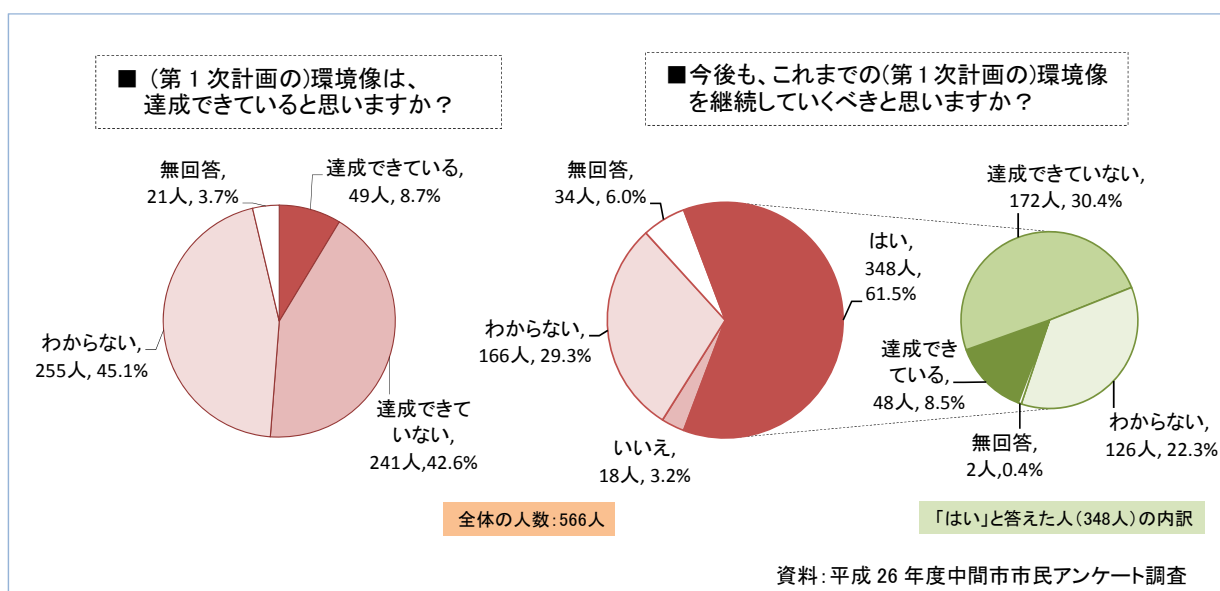
$$\text{平均評価得点} = \left[ \begin{array}{l} \text{「かなり満足(重要)」の回答者割合} \times 10 \text{点} + \\ \text{「やや満足(重要)」の回答者割合} \times 5 \text{点} + \\ \text{「どちらともいえない」の回答者割合} \times 0 \text{点} + \\ \text{「やや不満(あまり重要ではない)」の回答者割合} \times (-5 \text{点}) + \\ \text{「かなり不満(重要ではない)」の回答者割合} \times (-10 \text{点}) \\ \text{の合計得点} \\ \text{(無回答を除く)} \end{array} \right]$$

## 2. 目指す環境像

### (1) 第1次計画の環境像に対する市民の評価

第1次計画では、目指す環境像を「きれいな水、いきいきとした緑、昔を感じる歴史、愛にあふれ、住みよいまち なかま」と定め、各環境分野の施策に取り組んできました。市民アンケート結果によると、環境像が「達成できていない」と答えた回答者が約40%を占めており、目指す環境像が達成できているとは言い難い状況にあります。

また、約60%の回答者が今の環境像を継続していくべきと答えていますが、その内訳は、環境像の達成度について「わからない」との答えが約40%を占めています。さらに、第1次計画の環境像は長すぎるため、インパクトが強くなるようにまとめた方がより実行しやすくなるのではないかと市民アンケート結果や、環境ワークショップで新たな環境像のキーワードが多数提案されたこと等を踏まえ、新たな環境像を設定することとしました。



### ■環境像の検討の際の主なキーワード(環境ワークショップと市民アンケート結果)

#### 【環境ワークショップの意見】

- ・なかま(中間、仲間)
- ・協働(行政と市民)、みんなで
- ・水、人、緑
- ・環境保全
- ・後世に残す、持続する
- ・つたえる、はぐくむ、ひろげる

#### 【市民アンケート結果】

- ・なかま
- ・民間、連帯
- ・自然、緑、芝生、歴史
- ・清潔、美しい、生きいき
- ・安心、安全、モラル
- ・昔の良さ

## (2) 目指す環境像

## 人、水、緑、みんなであつたえよう なかま



中間市の新たな環境像は、「人、水、緑、みんなであつたえよう なかま」と定めます。望ましい環境を実現するためには、今を生きる自分たちのためだけでなく、将来、中間市で育っていく子どもたちに伝えていくために、市民や事業者、行政などの様々な主体がそれぞれの役割を果たしながら、みんなで協働し、長い時間をかけて持続的に取り組んでいく必要があります。

美しい環境を保全し、創造していくのは、そこに暮らす「人」であり、中間市で生活を営む「なかま」（中間、仲間）です。

この環境像は、中間市の豊かな「水」や「緑」などの自然環境や快適な生活環境等を守り、受け継いでいくために、「なかま」の力を合わせて取り組んでいく姿を描いています。

## 3. 環境目標

目指す環境像を達成するために分野ごとの目標を以下のように設定します。

## ■分野ごとの環境目標

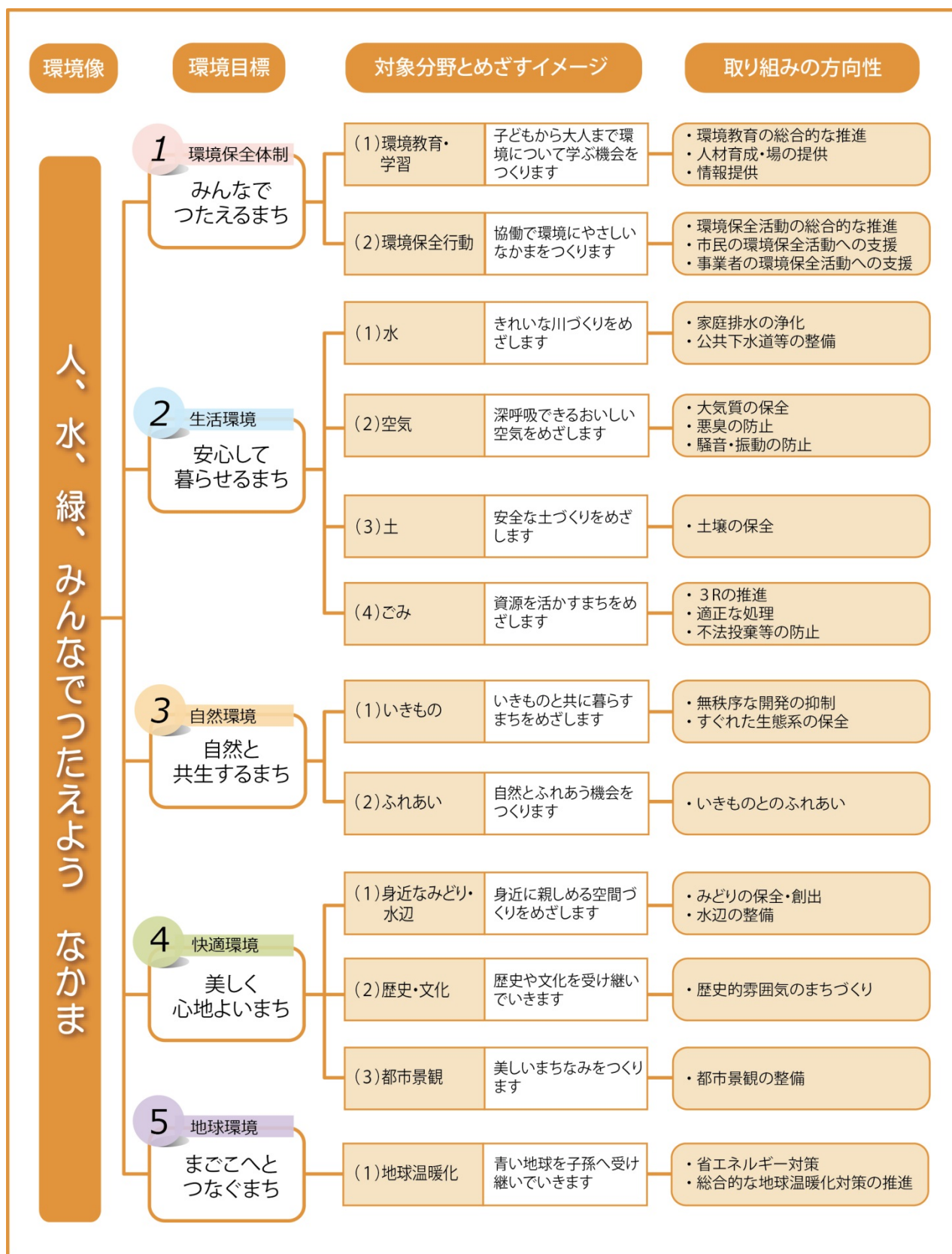
分野	環境目標
環境保全体制	みんなであつたえまち
生活環境	安心して暮らせるまち
自然環境	自然と共生するまち
快適環境	美しく心地よいまち
地球環境	まごこへとつなぐまち



# 第3章

施策の展開

## 第3章 施策の展開





# 1. みんなでつたえるまち【環境保全体制】

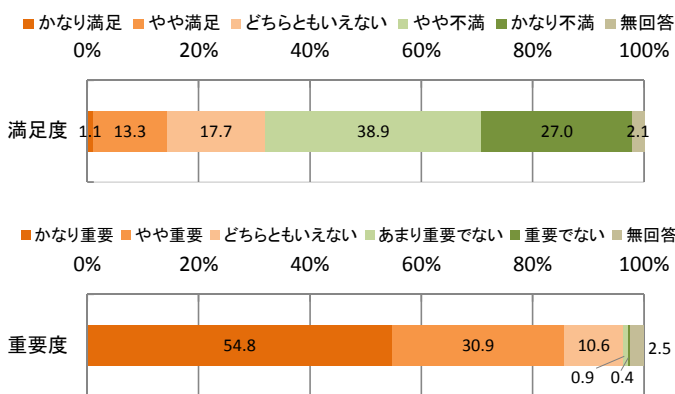
## (1) 環境教育・学習

### ①現状と課題

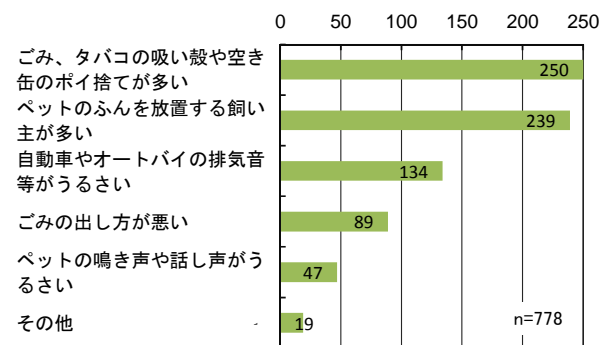
市民アンケート結果では、「市民の環境に関するモラル」の重要度が最も高くなっていますが、満足度は最も低く評価されています。不満の主な原因は、ポイ捨て、ペットのふんの放置、自動車・バイクの騒音等が挙げられました。第1次計画策定時の市民アンケート結果でも環境モラルに対する満足度が最も低かったため、モラル改善に向けた取り組みが引き続き求められています。

環境モラルは、幼児期からの家庭や学校、地域での環境教育が大切であり、また、子どもの模範となる大人の意識と行動が重要となります。このため、ごみのポイ捨て禁止、ペットのふんの適正処理等のための普及・啓発を含めた総合的な環境教育の推進が必要です。

■市民アンケート結果 「市民の環境に関するモラル」の「満足度」と「重要度」(回答者数：566)



【不満の原因:市民の環境に関するモラル(道徳)】 (件数)



資料:平成 26 年度中間市市民アンケート調査

第1次計画策定時の市民アンケート結果：身近な環境の中で、特に改善が必要なものは？

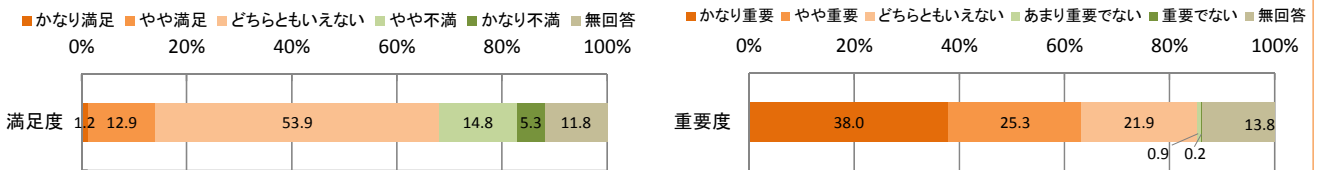
- 1位：市民の環境に関するモラル(道徳)
- 2位：川や池の水のきれいさ
- 3位：公園・野外レクリエーション施設

市内の小中学校では、環境教育を実施するなどの取り組みを行っています。

しかしながら、市民アンケート結果によると、市民の第1次計画の環境教育・環境学習の施策について満足度は低く、市民の目からみて施策の効果が十分とはいえない状況です。

環境ワークショップでも、環境施策や条例のPRが足りない、学校の環境教育や環境市民団体の活動を発表する場が少ない、環境についての指導員や専門家が必要等の意見が寄せられ、環境学習の機会を広げるための場の提供や人材育成が求められています。

■市民アンケート結果 第1次計画の「環境教育・環境学習の推進」の取り組みについての「満足度」と「重要度」  
(回答者数：566)

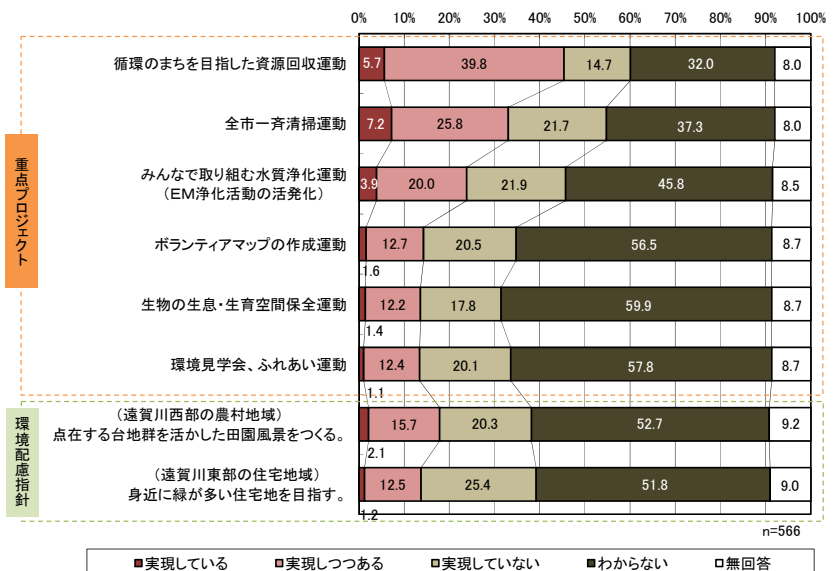
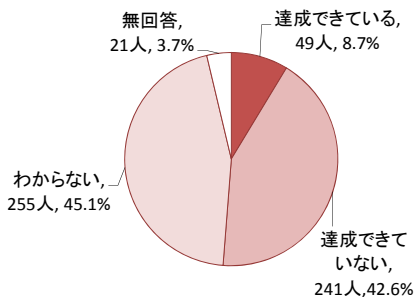


資料：平成26年度中間市市民アンケート調査

第1次計画の目指す環境像及び重点プロジェクト・環境配慮指針等について「わからない」との回答が約3割～6割を占めていることから、環境施策や環境保全活動に関する情報提供が必要です。

■市民アンケート結果 第1次計画の目指す環境像及び重点プロジェクト・環境配慮指針等について (回答者数：566)

(第1次計画の)環境像は、達成できていると思いますか？



資料：平成26年度中間市市民アンケート調査

②基本的な取り組みの内容

取り組みの方向性	施策・事業	主な担当課
◇環境教育の総合的な推進	●環境教育基本計画の策定と環境教育・環境学習を総合的・計画的に推進します	環境保全課 学校教育課
	●ペットの飼い主に対するふんの始末等に関する適正処理を啓発します	環境保全課
◇人材育成・場の提供	●環境教育に関する人材紹介、講師派遣等の情報提供を行います	環境保全課
	●環境教育を推進します	環境保全課 学校教育課
	●環境関連団体の活動エリアを示すボランティアマップを作成します	環境保全課
	●市民と協働で環境について情報を交換する場を確保します	環境保全課
◇情報提供	●環境壁新聞を定期的に発行します	環境保全課
	●広報なかま、ホームページでの環境情報提供を強化し、河川水質調査結果等を公表します	環境保全課
	●環境教育副読本を作成し、配布します	環境保全課
	●環境白書(年次報告書)を作成し、環境審議会へ報告します	環境保全課
	●なかまウォーク等を活用し、地域の歴史・文化に関する学習機会や情報を提供します	生涯学習課



資料: 中間市生涯学習課

■なかまウォーク

●数値目標

目標管理指標	現況値	現況年度	目標値	目標年度
環境教育の実施状況(小・中学校)	100%	2014	100%	2024

## (2) 環境保全行動

### ①現状と課題

#### ●市内各組織や市民団体の環境活動状況

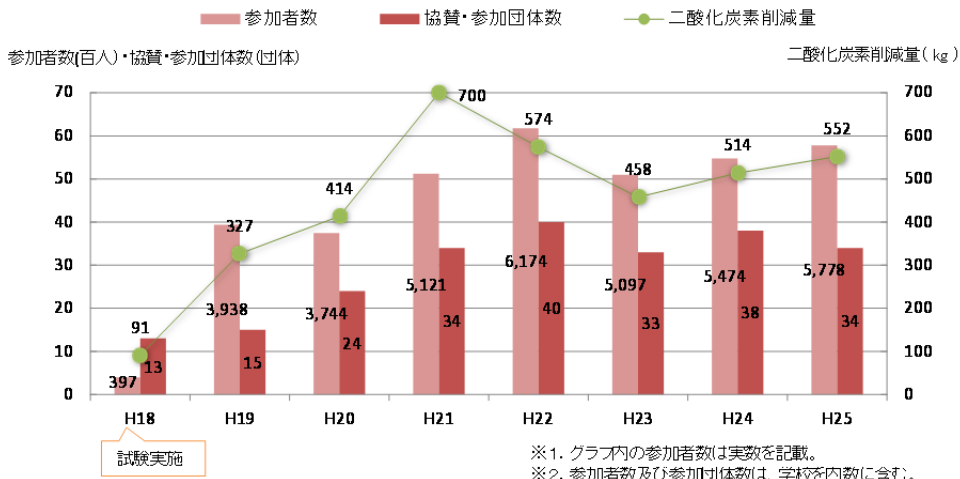
市内では、河川浄化や清掃活動、ごみ減量化や3Rの活動など環境保全活動に各自治会、地区衛生協議会、こども会等資源回収団体、中間市婦人会、ライオンズクラブ等が活動を推進しています。近年では曲川を守る会、堀川まちおこし実行委員会などの市民、事業者、自治体関係者が一体となった活動や各校区のまちづくり協議会での美化・清掃の取り組みも盛んになりました。また、中間市ボランティアセンターに登録されている以下のような市民団体が環境啓発や環境教育、自然環境の保全活動に取り組んでいます。

#### ■市民団体の活動内容

団体名	項目	活動内容
なかまの環境を良くする会 (会員数 27名)	環境保全	・廃棄物対策、自然環境保護対策、環境教育、地球温暖化防止対策について毎月会議を開き検討しています。 ・定期的に清掃活動を行っています。
遠賀川ボランティア清掃の会 (会員数 3名)	河川のクリーン活動	・遠賀川流域のごみ拾い活動や、ごみ減量のためのリサイクル活動を行っています。
中間ほたる・メダカの会 (会員数 28名)	ほたる・メダカを通じての環境保全	・曲川源流へのほたるの再生活動を行っています。
中間市EM普及会 (会員数 24名)	EMを利用した環境保全	・EM 活性液等を製造・頒布、また、河川に投入することにより、住み良い環境をつくる活動をしています。
中間市を花いっぱいにする会 (会員数 21名)	環境美化	・市内の花壇やプランターに、花の苗を植え、手入れを行っています。

資料：中間市ボランティアセンター登録名簿(平成26年4月)

■なかまの環境を良くする会の「やっちゃんエコライフ」取り組み実績



資料: 中間市環境保全課

●「やっちゃんエコライフ」とは？

楽しみながらエネルギー消費の現状を把握できるツールとして、平成18年度より「なかまの環境を良くする会」と市が連携して市民の意識改善に取り組んでいる事業です。環境月間(6月)中に1日、力を入れてエコライフに向けた取り組みを実践する活動です。市内公共施設や学校、市民団体を通じて「エコライフチェックシート」を配布し、エコライフデー当日に、省エネなどの取り組みが実行できたかをチェックし、省エネ行動の効果を確認できるようにしています。

資料: 中間市地域省エネルギービジョン(平成21年2月)

■曲川清掃活動実績



資料: 中間市環境保全課



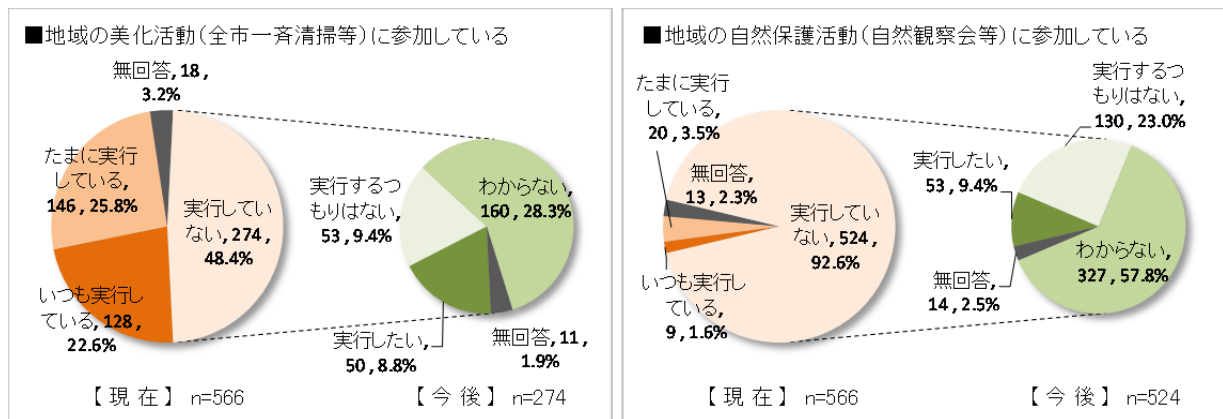
写真: 中間市環境保全課

## ●市民の環境保全活動への参加意向

市民アンケート結果では、地域の美化活動や環境保護活動の参加に関する現在の実行率は低く、今後の実行意向についても前向きな答えは少ない結果となりました。

また、よりよい環境づくりのための市民活動への参加意向について、何らかの形で市民活動へ参加したいと答えた回答者は約6割を占める一方、参加したくないとの回答が約2割を占めており、参加意向の低い人への啓発や情報発信が必要です。

そのため、環境保全活動等の定期的な開催や広報、啓発による活動参加の活発化や継続的な取り組みを図る必要があります。



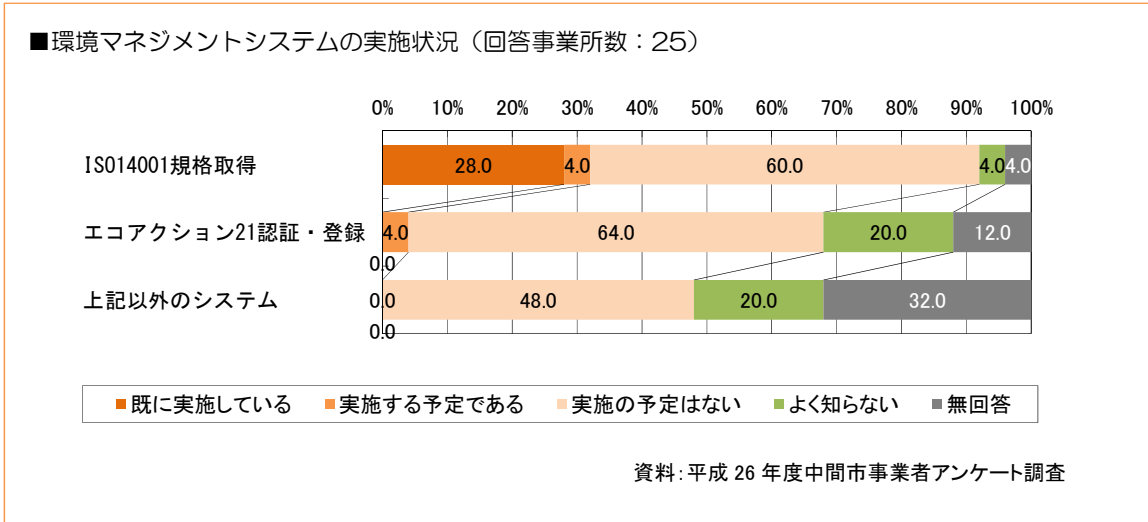
より良い環境づくりを進めていくための市民活動にどの程度参加したいですか。

- 1位：時間などが許す限り、環境づくりの市民活動に参加したい（148件、26.1%）
- 2位：事業者や行政と連携した取り組みであれば参加したい（114件、20.1%）
- 3位：自分は参加したくないので、地域の代表にまかせる（97件、17.1%）
- 4位：自分の利害に直接関わる問題ならば参加する（88件、15.5%）
- 5位：地域環境の問題解決や環境づくりのために会合や行事などに積極的に参加したい（16件、2.8%）

資料：平成26年度中間市市民アンケート調査

●事業所の環境マネジメントシステム

ISO14001 を取得している事業所は約 3 割を占めますが、エコアクション 21<sup>※1</sup> (EA21) を取得した事業所は少ない状況です。また、実施予定がない、またはよく知らない事業所が多いため、今後、環境マネジメントシステムの普及・啓発を図る必要があります。



※1 【エコアクション 21】

広範な中小企業、学校、公共機関に対して、「環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度。

②基本的な取り組み

取り組みの方向性	施策・事業	主な担当課
◇環境保全活動の総合的な推進	●環境見学会を開催します	環境保全課
	●文化財めぐりなどのイベントを実施します	生涯学習課
◇市民の環境保全活動への支援	●曲川や堀川清掃、道路愛護等の一斉掃除活動を実施するなど、環境美化の日の行事を推進します	環境保全課 土木管理課 都市整備課
	●歴史調査の実施、郷土芸能を伝承し保存しているボランティア団体等への奨励金の交付について検討します	生涯学習課
◇事業者の環境保全活動への支援	●事業者へのISO14001、エコアクション 21 等の環境マネジメントシステムを普及・啓発します	環境保全課

●数値目標

目標管理指標	現況値	現況年度	目標値	目標年度
河川清掃活動	3 回/年	2014	現状維持	2024

## 2. 安心して暮らせるまち【生活環境】

### (1) 水

#### ①現況と課題

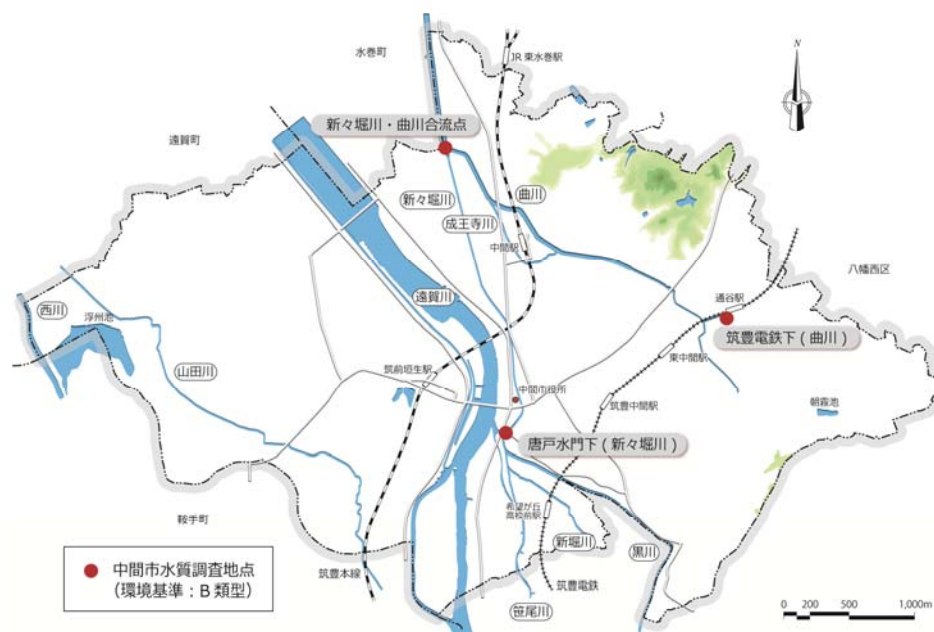
##### ●河川の水質

本市では、曲川（筑豊電鉄下）、堀川（唐戸水門下）及び新々堀川・曲川合流点（中鶴下水処理場横）の3地点で河川の水質調査を行っています。

調査地点のBOD75%※1値は、平成22年度以降、すべて環境基準（B類型：3.0mg/L以下）を満たしています。今後とも定期的な調査を行い、環境基準を満たしていく必要があります。

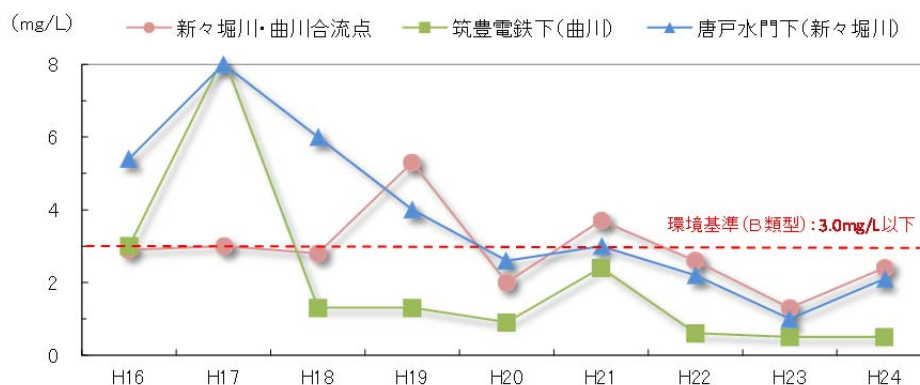
#### ※1【BOD75%】

Biochemical Oxygen Demandの頭文字をとったもので、「生物化学的酸素要求量」という。これは水中の有機物が微生物によって分解される時に消費される酸素の量で表され、数字が小さいほど水質がよいとされる。BOD75%値とは年間のBOD日間平均値の全データを数字の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目(nはデータの数)の値のことで、BODの環境基準の評価はこの値で行う。



※本市域を流れる遠賀川には環境基準点がありません。

#### ■水質調査地点位置図



資料：福岡県 公害関係測定結果(平成17年版～25年版)

#### ■水質調査地点におけるBOD75%値の経年変化

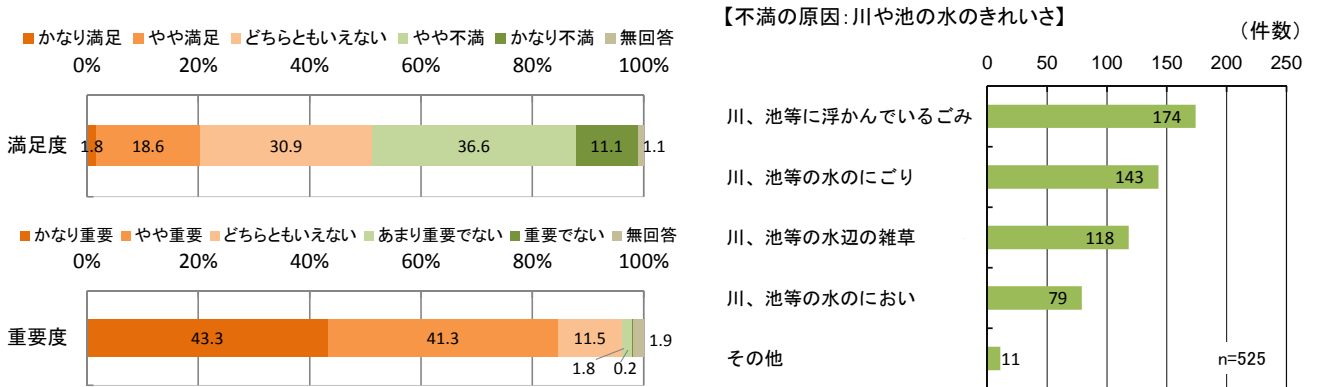


●市民の意識

市民アンケート結果では、水のきれいさに関する重要度は高いものの、満足度が低くなっています。この傾向は第1次計画策定時の市民アンケート結果でも同様で、今後とも水質の改善・維持に取り組んでいく必要があります。

不満の原因は、川、池に浮かんでいるごみや水のにごり、水辺の雑草という意見が多く挙げられました。

■市民アンケート結果 川や池の水のきれいさの「満足度」と「重要度」(回答者数：566)



資料：平成26年度中間市市民アンケート調査

第1次計画策定時の市民アンケート：身近な環境の中で、特に改善が必要なものは？

- 1位：市民の環境に関するモラル（道徳）
- 2位：川や池の水のきれいさ
- 3位：公園・野外レクリエーション施設

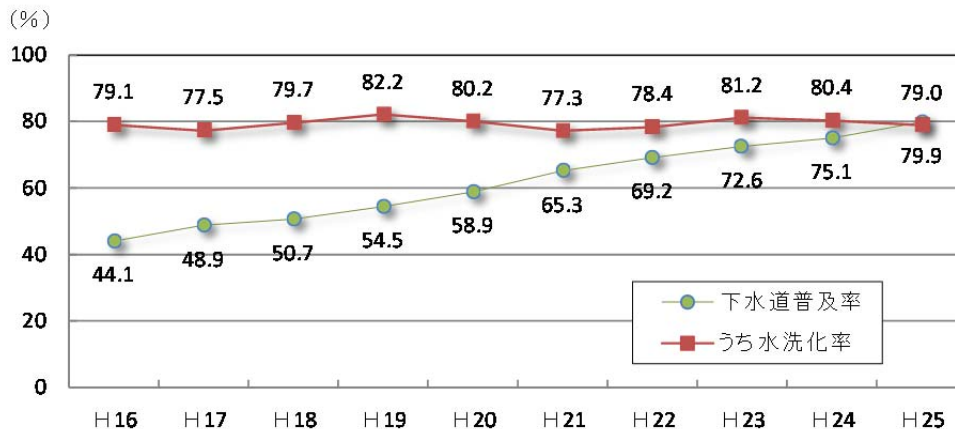
## ●公共下水道の普及率

河川の水質改善のためには、下水道の早期完成が望ましいとの声が市民アンケート結果や環境ワークショップで多く挙げられました。

本市は平成6年3月から公共下水道事業に着手し、平成16年以降、下水道の普及率は増加傾向にあります。平成25年は79.9%で、まだ十分とは言えない状況です。

また、水洗化率は約80%となっており、下水道の広域的な整備とともに接続への指導が必要です。

なお、農業用水の適正処理及び家庭雑排水の流入軽減を啓発していきながら、下水道区域外においては合併処理浄化槽の推進を図る必要があります。



資料：統計なかま 25 年度版(平成 26 年 4 月)

■下水道普及率の経年変化

## ②基本的な取り組み

取り組みの方向性	施策・事業	主な担当課
◇家庭排水の浄化	●家庭からの生活雑排水を軽減するよう市民へ啓発を行います	環境保全課
	●河川水質の実態調査を行います	環境保全課
◇公共下水道等の整備	●遠賀川流域市町村における広域的な下水道整備等を推進します	下水道課
	●公共下水道の計画的な整備促進及び接続の指導を図ります	下水道課
	●下水道区域外における合併処理浄化槽の普及促進と補助を図ります	下水道課

## ●数値目標

目標管理指標	現況値	現況年度	目標値	目標年度
下水道普及率の向上	79.9%	2014	100%	2025
市内河川の BOD 値 (調査地点：曲川・堀川合流点、曲川筑鉄下、堀川唐戸水門下)	1.1-4.4mg/L	2014	3mg/L 以下	2024

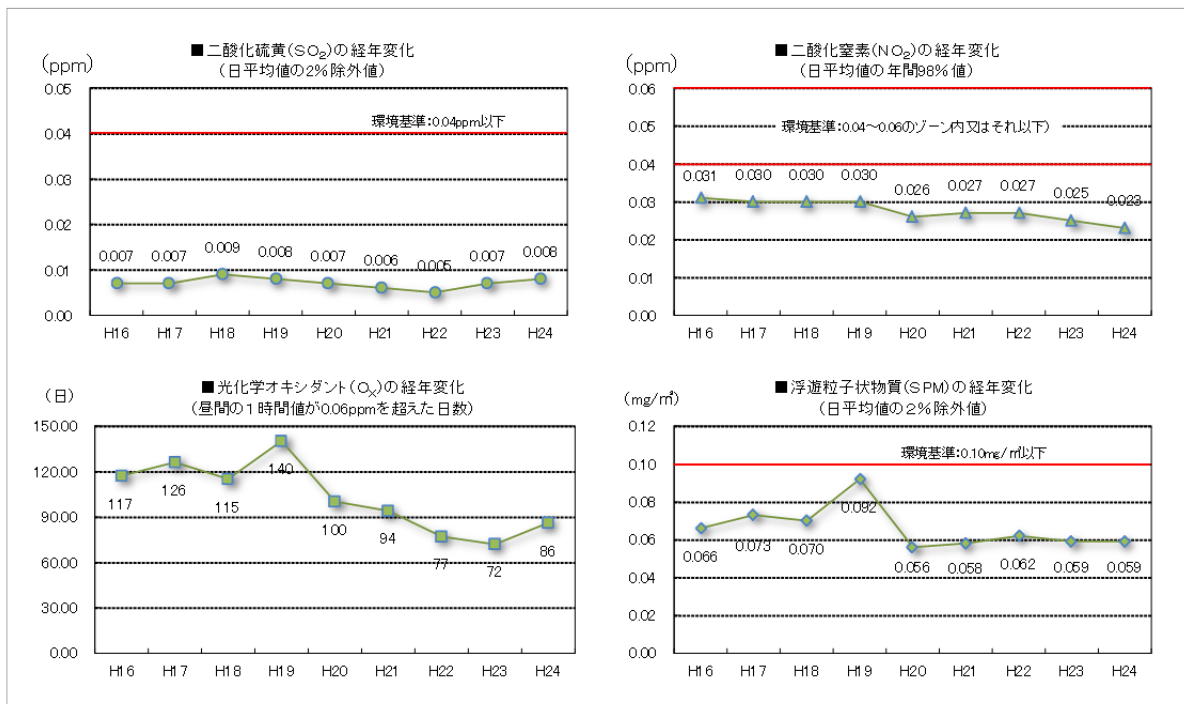
(2) 空気

①現況と課題

●大気質

本市には福岡県の大気環境測定局はありませんが、近隣の一般環境大気観測局（塔野観測局）の測定結果によると、二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)、浮遊粒子状物質(SPM)<sup>※1</sup>は環境基準を達成しています。

光化学オキシダント(O<sub>x</sub>)<sup>※2</sup>は、環境基準を超える日数が平成19年以降減少傾向でしたが、平成23年から増加しており、県の測定結果を把握しながら、適切に対応していく必要があります。



資料:福岡県 公害関係測定結果(平成17年版~25年版)

■一般大気観測局(塔野)における大気汚染物質測定結果

※1【浮遊粒子状物質(SPM)】

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10μm(1μmは1mの100万分の1)以下のもので、微小なため大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着して、呼吸器に影響を及ぼす。

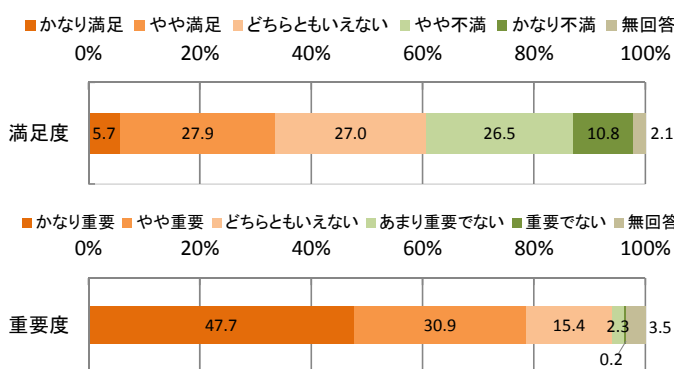
※2【光化学オキシダント(O<sub>x</sub>)】

工場の煙や自動車の排出ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素などが、太陽の紫外線により光化学反応を起こして生成される有害な物質。この物質によるスモッグを光化学スモッグといい、ある濃度以上になると目がチカチカしたりのどが痛くなったり、植物に悪い影響が出たりすることがある。

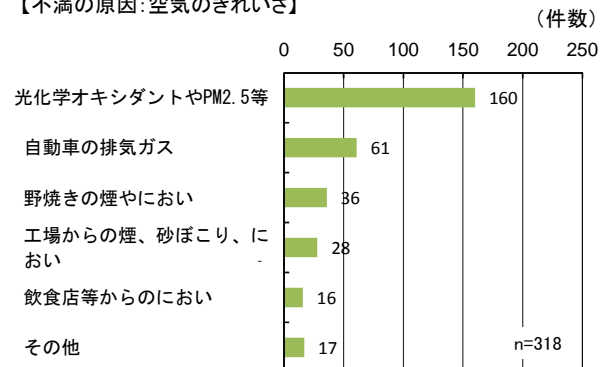
近年では微小粒子状物質(PM2.5)<sup>※1</sup>の濃度上昇に伴う大気汚染の不安が広がっています。福岡県では平成25年3月から、PM2.5の濃度が暫定的な指針値である日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合に注意喚起を行うこととしており、今後、国や県の注意喚起情報等に留意する必要があります。

市民アンケート結果では、空気のきれいさの満足度は高くなっていますが、不満の理由は光化学オキシダント(Ox)や微小粒子状物質(PM2.5)による健康被害への懸念(318件のうち160件)が多く挙げられました。

■市民アンケート結果 空気のきれいさの「満足度」と「重要度」(回答者数：566)



【不満の原因:空気のきれいさ】



資料:平成26年度中間市市民アンケート調査

※1 【微小粒子状物質(PM2.5)】

大気中に浮遊している2.5 $\mu\text{m}$ (1 $\mu\text{m}$ は1mの100万分の1)以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質(SPM:10 $\mu\text{m}$ 以下の粒子)よりも小さな粒子のこと。PM2.5は非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

●悪臭

本市では、悪臭防止法<sup>※1</sup>に基づく悪臭の規制方法について、平成 21 年 10 月 1 日より人の嗅覚を用いて臭いの程度を評価する「臭気指数規制」を適用しています。市内全域の工場、店舗、事業場が規制対象と指定されており、今後規制に基づいた事業所への指導を行っていく必要があります。

※1【悪臭防止法】

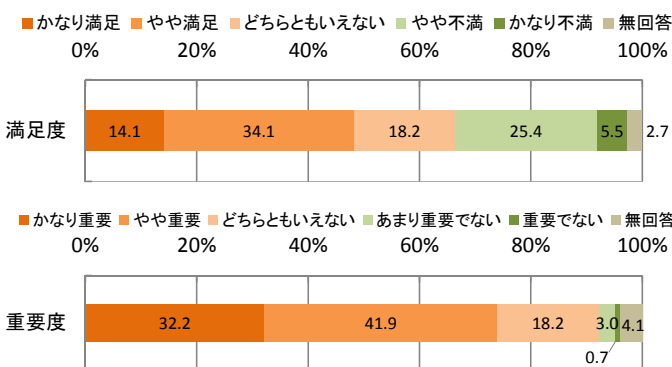
昭和 46 年法律第 91 号。規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うこと等により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。

●騒音・振動

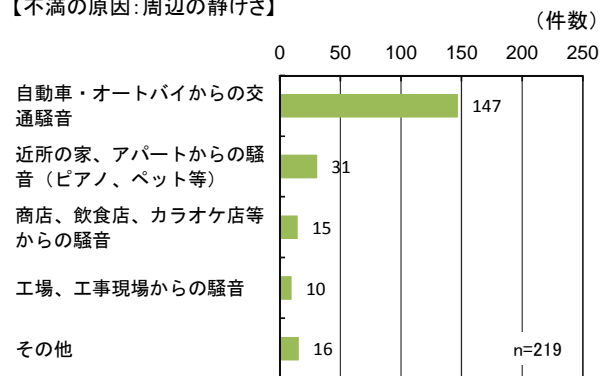
市民アンケート結果では、周辺の静けさについて満足している回答者が他項目に比べ最も多くありましたが、不満の原因は自動車・オートバイからの交通騒音が回答の約 7 割を占めています。平成 24 年度に実施した自動車騒音の測定結果によると、市内の 2 観測地点のうち、中間水巻線の昼間を除き、環境基準を満たしています。

また、特定事業所や工場への騒音規制法<sup>※2</sup>、振動規制法<sup>※3</sup>による規制、近所の騒音、深夜飲食店等については適正な啓発と指導を行う必要があります。

■市民アンケート結果 周辺の静けさの「満足度」と「重要度」(回答者数：566)



【不満の原因:周辺の静けさ】



資料:平成 26 年度中間市市民アンケート調査

■自動車騒音の測定結果

路線名	所在地	区域の区分	車線数	等価騒音レベル(dB)		環境基準(dB)	
				昼間	夜間	昼間	夜間
県道 48 号中間引野線	中間市東中間	b	2	64	58	70 以下	65 以下
県道 202 号中間水巻線	中間市長津 3 丁目	b	2	70	63	70 以下	65 以下

資料:環境省 自動車騒音の常時監視結果(平成 24 年度)

※2【騒音規制法】

昭和 43 年法律第 98 号。工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。

※3【振動規制法】

昭和 51 年法律第 64 号。工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。

## ②基本的な取り組み

取り組みの方向性	施策・事業	主な担当課
◇大気質の保全	●PM2.5 や光化学オキシダント発生時の注意喚起を速やかに行います	環境保全課
	●野焼きの禁止に関する啓発と指導の強化を行います	環境保全課
◇悪臭の防止	●悪臭防止法等に基づき、工場・事業所への規制の指導を実施します	環境保全課
◇騒音・振動の防止	●市内主要幹線道路の騒音、自動車交通量等の実態調査を行い、結果を公表します	環境保全課
	●騒音規制法、振動規制法、県条例に基づく工場・事業所への規制・指導を行います	環境保全課
	●生活騒音や深夜飲食店等による騒音に対する啓発、指導を行います	環境保全課

## ●数値目標

目標管理指標	現況値	現況年度	目標値	目標年度
大気、悪臭、騒音・振動苦情件数	大気 11 件 <sup>※1</sup> その他 0 件	2014	10 件以下	2024
周辺(黒崎、塔野)の一般環境大気測定局における二酸化窒素濃度	環境基準以下	2014	環境基準以下	2024

※1 大気の苦情については、野焼きによるもの

### (3) 土

#### ①現況と課題

本市では、発生源周辺における土壌中のダイオキシン類の状況を把握するための調査が中底井野で行われており、環境基準を大きく下回っています。

環境ワークショップでは農薬の河川放流や容器の放置等が問題との指摘があり、農薬の適正な使用・処分の啓発が必要です。また、今後、環境基本法に基づき土壌汚染の未然防止を図る必要があります。

#### ■ダイオキシン類調査結果

媒体		調査地点	検体採取日	測定値	環境基準	単位
土壌	発生源周辺	中底井野	平成 24 年 8 月 20 日	0.54	1,000 以下	pg-TEQ/g
	発生源周辺	中底井野	平成 25 年 8 月 12 日	0.56		

資料：福岡県 公害関係測定結果(平成 24、25 年測定結果)

#### ②基本的な取り組み

取り組みの方向性	施策・事業	主な担当課
◇土壌の保全	●農薬・化学肥料の使用量や使用法に配慮した環境保全型農業の推進・啓発を行います	産業振興課

#### ●数値目標

目標管理指標	現況値	現況年度	目標値	目標年度
土壌中のダイオキシン類に係る環境基準	環境基準以下	2014	環境基準以下	2024

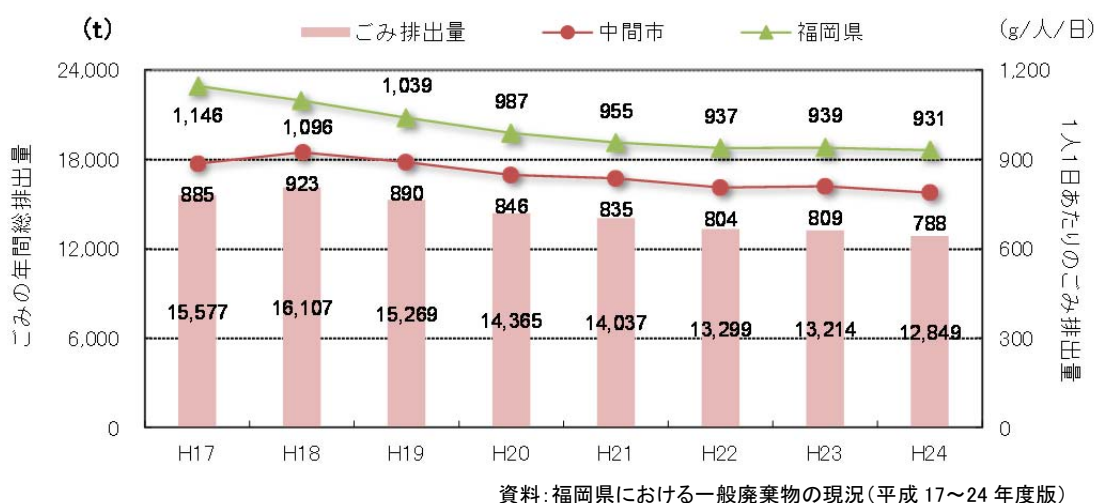
## (4) ごみ

### ①現状と課題

#### ●ごみの排出量とリサイクル率

本市のごみの年間排出量及び1人あたりのごみ排出量は、平成18年以降、やや減少傾向にあり、福岡県の1人あたりのごみ排出量を下回って推移しています。

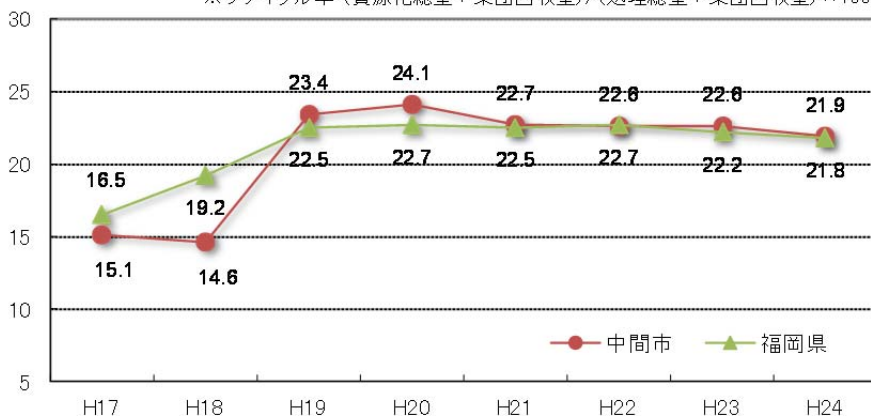
リサイクル率については、平成19年に急増して以降、福岡県平均と同レベルで推移しています。



#### ■ごみの年間排出量の推移

#### リサイクル率(%)

※リサイクル率=(資源化総量+集団回収量)/(処理総量+集団回収量)×100



#### ■リサイクル率の推移



●市民の意識

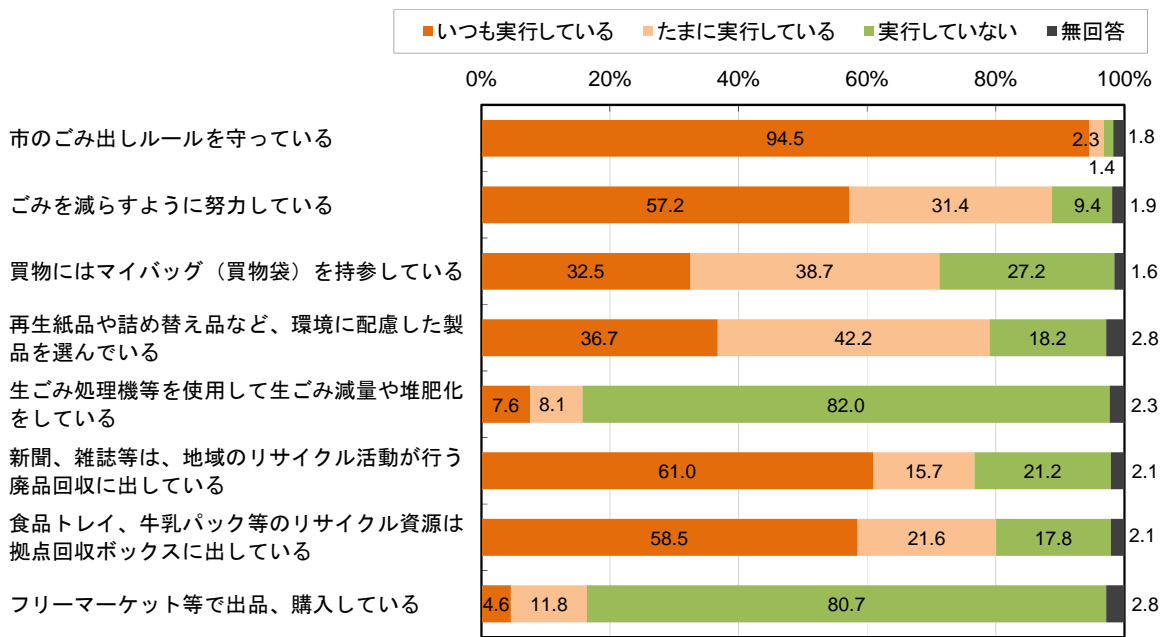
市民及び事業者アンケート結果では、ごみ減量とリサイクルのための取り組みの実行率が高く、市民のマイバッグの持参の実行率が第1次計画策定時より高くなっている等、意識が高くなっています。

しかし、生ごみ処理機等を使用した生ごみの減量化や堆肥化・フリーマーケットの出品や購入については現在の実行率、今後の取り組み意向とも低くなっています。本市では、生ごみ処理容器などの購入助成制度を実施しており、その認知度を高める必要があります。

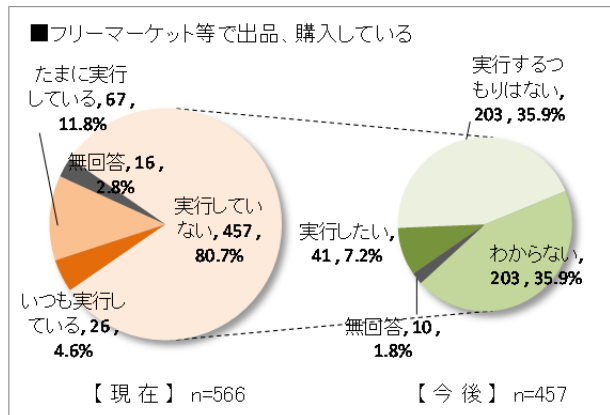
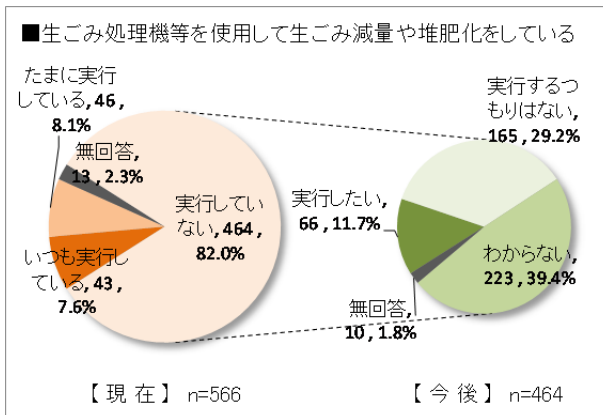
環境ワークショップでは、ごみ分別の仕方がよくわからない、ごみ出しの指導が必要等の意見があり、ごみ分別ガイドブック等を活用した啓発が必要です。

さらに、廃棄物の発生抑制（Reduce）、廃棄物の再利用（Reuse）、廃棄物の再生利用（Recycle）の3Rを推進するために、行政、市民及び事業者などが自主的にごみを出さないライフサイクルや生産・流通活動を推進するよう、資源循環社会の構築が求められています。

■市民アンケート結果 環境につながる取り組みの実施状況（回答者数：566）

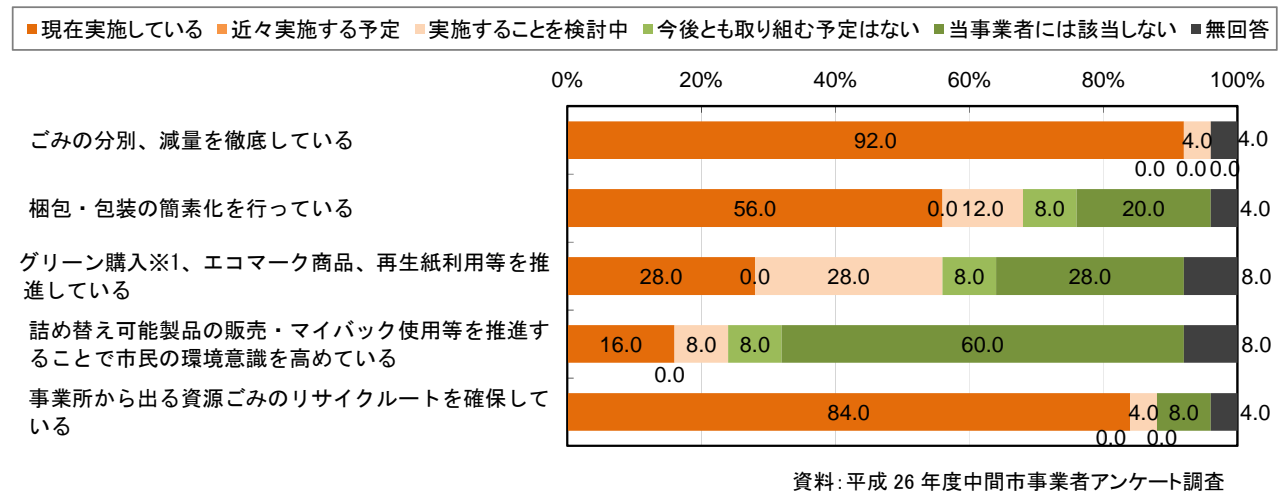


■実行していない人の今後の意向



資料：平成26年度中間市事業者アンケート調査

■事業者アンケート結果 環境保全のための具体的な取り組みの実施状況（回答事業者数：25）



※1【グリーン購入】

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

## ビン・カン(資源ごみ)

**1袋は10kgまでです。**  
収集日当日の午前7時から午前8時までに出してください。

**飲食物用の空きカン**

クッキーや菓子・のり・お茶の葉などが入っていたカン

**飲食物用の空きビン**

ジュース・酒・ワイン・インスタントコーヒー・ジャムなどのビン

**リサイクルしています。**

リサイクルプラザに集められたビンは、色ごとに分別して再生工場に引き取ってもらっています。分別したビンにフタやキャップなどビン以外のものが混じっていると、再生工場に引き取ってもらえずごみとして処分するしかありません。

**出す時のお願い**

- 栓・フタなどは外してそれぞれのごみの日に出してください。
- プラスチックのものはプラスチック製包装容器へ
- 金属のものはもえないごみへ

**その他のカン**

ヘアスプレー・ペイントスプレー・殺虫剤・カセットボンベなど

※使い切って風通しの良い火の気のない所で必ず穴を開けてください。

**中身が残ったままごみとして出すと、収集時にごみ収集車の中やごみ処理場で爆発し、ごみ処理全体に支障がでます。**

**出しはけないもの**

ペットボトルは拠点回収ボックスで回収していますが、汚れたものや回収ボックスまで持っていけない場合は、もえるごみ指定袋で出してください。

ジュース缶の中にタバコの吸殻等の異物を入れないでください。不純物が混じるとリサイクルできません。

資料：遠賀・中間地域広域行政事務組合 家庭ごみ分別ガイドブック(平成 25 年 8 月)

■ごみ分別の啓発

②基本的な取り組み

取り組みの方向性	施策・事業	主な担当課
◇3Rの推進	●一般廃棄物の分別数見直しや回収方法等について、遠賀・中間地域広域行政事務組合と調整、検討します	環境保全課
	●グリーン購入法に基づく製品の購入を推進します	環境保全課
	●マイバッグ運動を推進します	環境保全課
	●生ごみ処理器等を利用して、生ごみの減量化を図ります	環境保全課
	●北部九州・古着地域循環推進協議会の古着分別・リサイクルに継続参加し、古着の減量化を図ります	環境保全課
	●周辺市町村と連携して、ごみ減量、リサイクル、リユース等に関わる施策の実現を図ります	環境保全課
	●遠賀・中間地域広域行政事務組合と調整して、ごみ減量に関する啓発冊子を作成します	環境保全課
	●不用品即売会、フリーマーケット等の企画で、リユース、リサイクル活動を推進します	環境保全課
	●食用廃油回収運動を推進し、その活用方法を検討します	環境保全課
	●集団資源回収、使用済み乾電池収集の実施団体への支援を行います	環境保全課
	●高齢者、身体障がい者等が居住する家庭ごみの分別、雑草除去等を支援する制度を検討します	環境保全課
◇適正な処理	●遠賀・中間地域広域行政事務組合と調整して、一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)を作成し、それに基づくごみ処理を実施します	環境保全課
	●県と連携して産業廃棄物の処理実態を把握し、適正処理等に関する事業者等への指導を行います	環境保全課
◇不法投棄等の防止	●不法投棄防止のため、立札の設置や環境パトロール等を推進します	環境保全課
	●法律に基づき、不法投棄、無許可業者の取締を実施します	環境保全課

## STOP!!不法投棄

**Q. 不法投棄はどうしていけないの?**

**A.** 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条には「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と規定されています。廃棄物(ごみ)は、処理方法等について法律で定めがあり、皆様がお住まいの地域の生活環境は、それにより守られています。もし、みんながごみをかってに捨ててしまえば、悪臭・水質汚濁など生活環境はみるみる悪化します。ご自分の敷地にごみをかってに捨てられた場合を想像してください。



**Q. 不法投棄には罰則があるのですか?**

**A.** 5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金が課せられます。また、不法投棄者が法人の場合は、法人に3億円、投棄者に1,000万円以下の罰金が課せられます。

**Q. 不法投棄を見かけたらどうしたらいいですか?**

**A.** 市役所・町役場か保健福祉環境事務所、警察署にご連絡ください。  
 宗像・遠賀保健福祉環境事務所 **0940-36-6322**  
 折尾警察署 **093-691-0110**

資料:遠賀・中間地域広域行政事務組合 家庭ごみ分別ガイドブック(平成25年8月)

■不法投棄禁止の指導

●数値目標

目標管理指標	現況値	現況年度	目標値	目標年度
収集ごみの排出抑制	743g/人・日 (資源ごみを除く) 参考値 889g/人・日 (資源ごみを含む)	2013	現況値以下を維持	2018 <sup>※1</sup>

※1 一般廃棄物処理基本計画(平成 15 年 10 月:遠賀・中間地域広域行政事務組合)は平成 27 年度見直し予定。

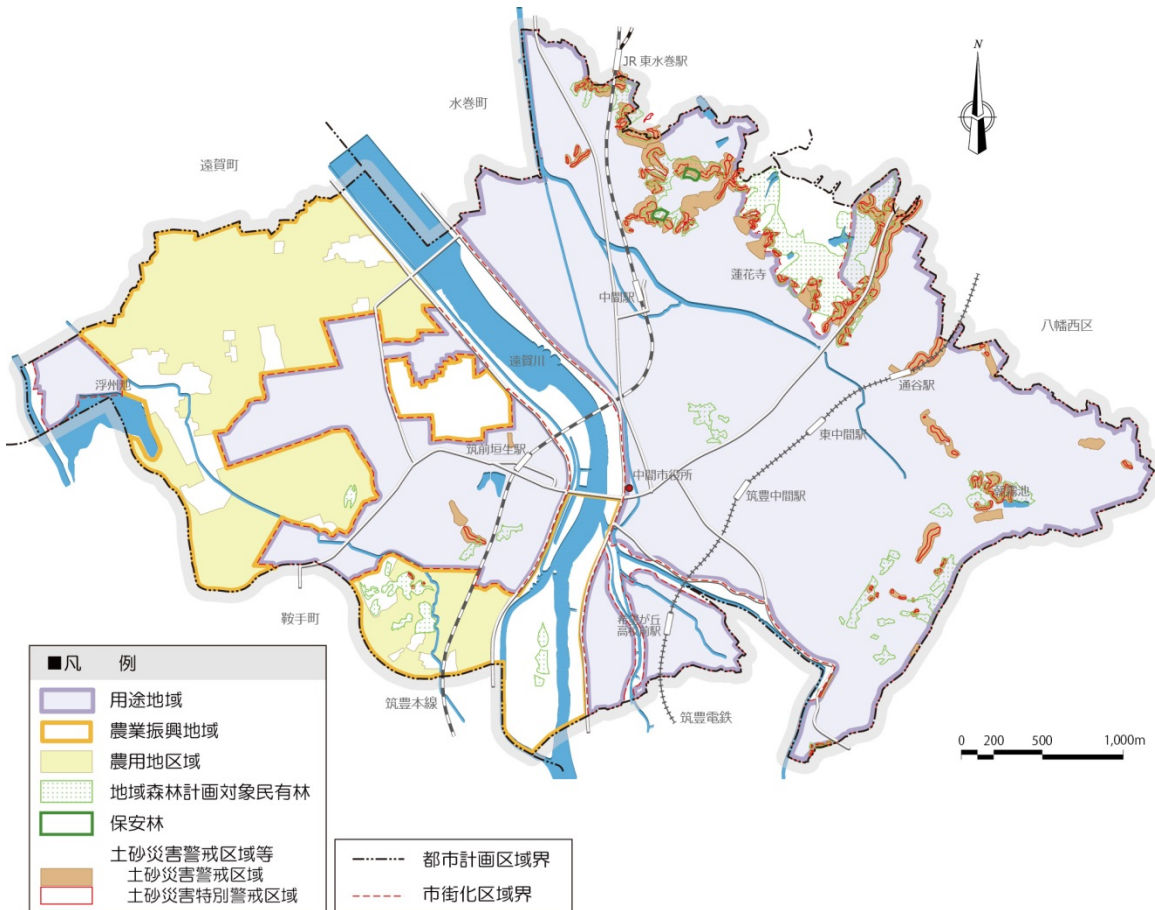
### 3. 自然と共生するまち【自然環境】

#### (1) いきもの

##### ①現状と課題

##### ●法適用による開発の規制

本市は、遠賀川西部地区の農業振興地域、蓮花寺周辺の地域森林計画対象民有林など、法による無秩序な開発の抑制及び自然環境の保全を図っています。



資料：中間市環境基本計画(平成17年3月)  
 中間市都市計画マスタープラン(平成22年3月)  
 土砂災害警戒区域等の指定にかかる位置図(市資料：平成26年8月)

##### ■法適用の現況

## ●中間市の動植物

「福岡県レッドデータブック」<sup>※1</sup> 2011・2014 に記載されている希少な野生生物のうち、本市では植物群落 1 群落、植物 1 種、動物 18 種が確認されています。平成 16 年の調査ではこれら動植物の他に、植物群落 1 群落、植物 5 種、動物 12 種が確認されましたが、平成 23 年・26 年には確認できませんでした。今後、生物多様性を確保するために、希少種の生息環境の保全が求められます。

環境ワークショップでは、外来種による魚類への影響や野生動物への餌やり等が問題であると指摘されました。

中島は、大規模なヨシ原やヤナギ林が広がり、豊かな生態系が形成されており、多様な動植物の生育・生息環境となっています。しかし、近年は外来種の侵入や乾燥化が進み、再生への関心が高まっています。

また、本市の自然環境調査は平成 16 年に実施しましたが、調査から約 10 年が経過し、今後市民との協働により自然環境の変化を把握する必要があります。

### ※1【福岡県レッドデータブック】

福岡県内の絶滅のおそれのある生物の現状を把握し、県民が希少野生生物への理解を深めるとともに、保全対策の資料として役立てるために作成された冊子です。福岡県は平成 2001（平成 13）年 3 月に「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2001－」を発行しました。その後、レッドデータブックの見直しに取りかかり、植物群落、植物、哺乳類、鳥類については、2011（平成 23）年 11 月に改訂されました。爬虫類、両生類、魚類、陸・淡水産貝類、昆虫類、甲殻類・その他については 2014（平成 26）年度に改訂予定です。

■希少な植生・植物

分類名	和名	平成23年・26年※ <sup>1</sup>	平成16年※ <sup>2</sup>
植物群落	マコモ群落	カテゴリーⅣ	-
	河辺草本群落	-	カテゴリーⅡ
植物	ヨロイグサ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
	イヌゴマ	-	絶滅危惧ⅠA類
	ヤシャブシ	-	絶滅危惧ⅠA類
	ヤガミスゲ、ヒメコウガイゼキショウ	-	絶滅危惧ⅠB類
	タコノアシ	-	絶滅危惧Ⅱ類
	ウマスゲ	-	情報不足

■希少な動物

分類名	和名	平成23年・26年※ <sup>1</sup>	平成16年※ <sup>2</sup>
哺乳類	カヤネズミ(巢の存在で確認)	-	絶滅危惧
	ニホンザル(市民の目撃情報)	-	準絶滅危惧
両生類	カスミサンショウウオ(現認)	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
爬虫類	ニホンスッポン	情報不足	-
	ヒバカリ	準絶滅危惧	-
鳥類	カンムリカイツブリ、ハヤブサ、 サンショウクイ	-	絶滅危惧Ⅱ類
	チュウサギ、ミサゴ、ハチクマ、 オオタカ、ハイタカ、サシバ、 ヒクイナ、タマシギ、オオヨシキリ	-	準絶滅危惧
	オオサカスジコガネ	絶滅危惧Ⅱ類	-
	テラニシセスジゲンゴロウ	絶滅危惧Ⅱ類	-
昆虫類	キイトンボ	準絶滅危惧	-
	クビアカモモトホソカミキリ	準絶滅危惧	-
	コムラサキ	-	絶滅危惧Ⅱ類
	アオヘリホソゴミムシ	-	準絶滅危惧
	チャイロカメムシ	-	準絶滅危惧
	カゼトゲタナゴ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類
魚介類	アユ	準絶滅危惧	天然不明
	カネヒラ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	メダカ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	ゼゼラ	準絶滅危惧	-
	ツチフキ	準絶滅危惧	-
	ヌマムツ	準絶滅危惧	-
	オンガスジシマドジョウ	絶滅危惧ⅠB類	-
	ニッポンバラタナゴ	絶滅危惧ⅠB類	-
	ニホンウナギ	絶滅危惧ⅠB類	-
	サケ	野生絶滅	-
	ウナギ、ギギ	-	準絶滅危惧
	ヤリタナゴ	-	準絶滅危惧

※<sup>1</sup> 植生・植物、鳥類、哺乳類 : 福岡県レッドデータブック 2011

昆虫類、魚介類、爬虫類、両生類: 福岡県レッドデータブック 2014

※<sup>2</sup> 平成16年中間市自然環境調査で確認された種のうち、福岡県レッドデータブック 2001に記載された種

■: 平成16年中間市自然環境調査では確認されたが、福岡県レッドブック 2011・2014には記載されていない種

## ②基本的な取り組み

取り組みの方向性	施策・事業	主な担当課
◇無秩序な開発の抑制	●無秩序な開発を抑制するとともに、開発による影響を最小化し、環境との調和を図ります	環境保全課 都市整備課
◇すぐれた生態系の保全	●市民参加の里山づくり活動(間伐、下草刈り、植林等)を検討します	環境保全課
	●保全樹木や公共樹木の保全を図ります	環境保全課 都市整備課
	●緑地の適正管理など、貴重な生物の生息・生育空間を保全します	環境保全課 財政課
	●市民との協働による自然環境の把握に努めます	環境保全課
	●外来種による自然環境への影響について普及・啓発をします	環境保全課

特定外来生物  
「セアカゴケグモ」に注意

セアカゴケグモはオーストラリア原産の小型のクモで、福岡県では平成19年に福岡市内で発見されて以降、複数の市町で発見されています。身近な所では室外機の裏やブランダー、屋外に置いているサンダルや公園のベンチ裏などに生息しているとされます。

セアカゴケグモは基本的に攻撃的なクモではありませんが、「素手で触る」「巣に触れる」などすると咬まれることがあります。咬まれるので注意してください。

発見した場合、絶対に素手で捕まえたり、触ったりしないでください。クモ自体は市販の家庭用殺虫剤で駆除できます。発見や駆除した場合は、速やかに環境保全課まで連絡してください。



**■セアカゴケグモの特徴**  
 ○オス：体長0.5cm程度、背面は灰白色  
 ○メス：体長1cm前後、全体は黒色で背面と腹面に赤色の模様

資料：広報なかま(平成26年8月10日号)

### ■外来種の普及・啓発

### ●数値目標

目標管理指標	現況値	現況年度	目標値	目標年度
自然観察会の回数	1回/年	2014	2回/年	2024



(2) ふれあい

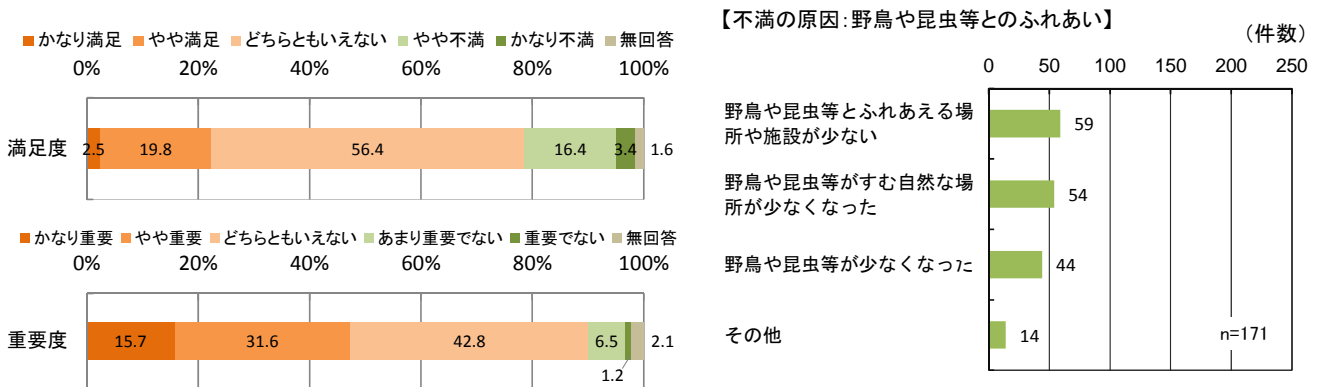
①現状と課題

●市民の意識

市民アンケート結果では、野鳥や昆虫とのふれあいについて20%以上の回答者が満足していますが、重要ではないと思う回答者が多くなっています。今後、自然とのふれあいについての関心を高める施策の展開が求められます。

環境ワークショップでは、垣生公園のような自然豊かな場所の自然観察会等への活用や、樹木の保全のための管理の必要性が指摘されました。

■市民アンケート結果 野鳥や昆虫等とふれあいの「満足度」と「重要度」(回答者数：566)



資料:平成26年度中間市市民アンケート調査

②基本的な取り組み

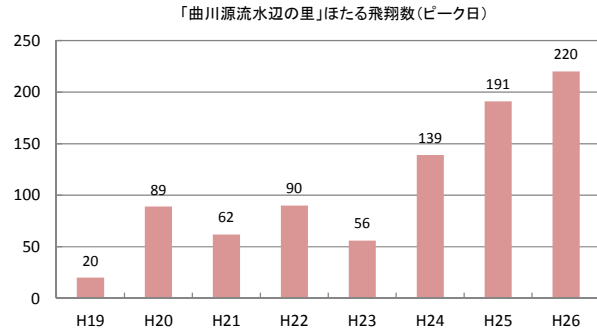
取り組みの方向性	施策・事業	主な担当課
◇いきものとのふれあい	●勉強会、自然観察会、エコ実践発表会等を開催します	環境保全課 生涯学習課
	●生き物ガイドブックなどを作成します	環境保全課

●数値目標

目標管理指標	現況値	現況年度	目標値	目標年度
小中学校におけるビオトープの整備	1件	2014	増加を目指す	2024

### ■中間ほたる・メダカの会の活動

市民団体の「中間ほたる・メダカの会」は、ほたるの再生・定着活動を行っており、ほたるの数は増えつつあり、平成26年5月には、曲川源流水辺の里でほたるの観賞会が開催されました。



■曲川源流水辺の里



■水辺の里案内看板

資料: 中間市環境保全課



### ■なかまウォーク

資料: 中間市生涯学習課



写真: 広報なかま(平成26年4月10日号)

### ■遠賀川サケの稚魚放流

## 4. 美しく心地よいまち【快適環境】

### (1) 身近なみどり・水辺

#### ①現状と課題

##### ●中間市のみどりと水辺

市民1人あたり公園面積は4.1㎡（平成26年度実績）で、総合公園の垣生公園をはじめ、近隣公園が1カ所、街区公園が4カ所で、計6カ所の都市公園が指定されています。また、垣生公園内の埴生神社、惣社宮、朝霧神社など、神社の緑が存在します。

遠賀川は優れた自然景観であるとともに、河川敷を中心に市民の交流の場、水辺とのふれあいやレクリエーションの場として知られており、シンボル性の高い空間となっています。

第1次計画及び第2次計画策定時の市民アンケート結果ではともに、残してほしい緑として垣生公園が、残してほしい水辺として遠賀川が最も多く挙げられました。

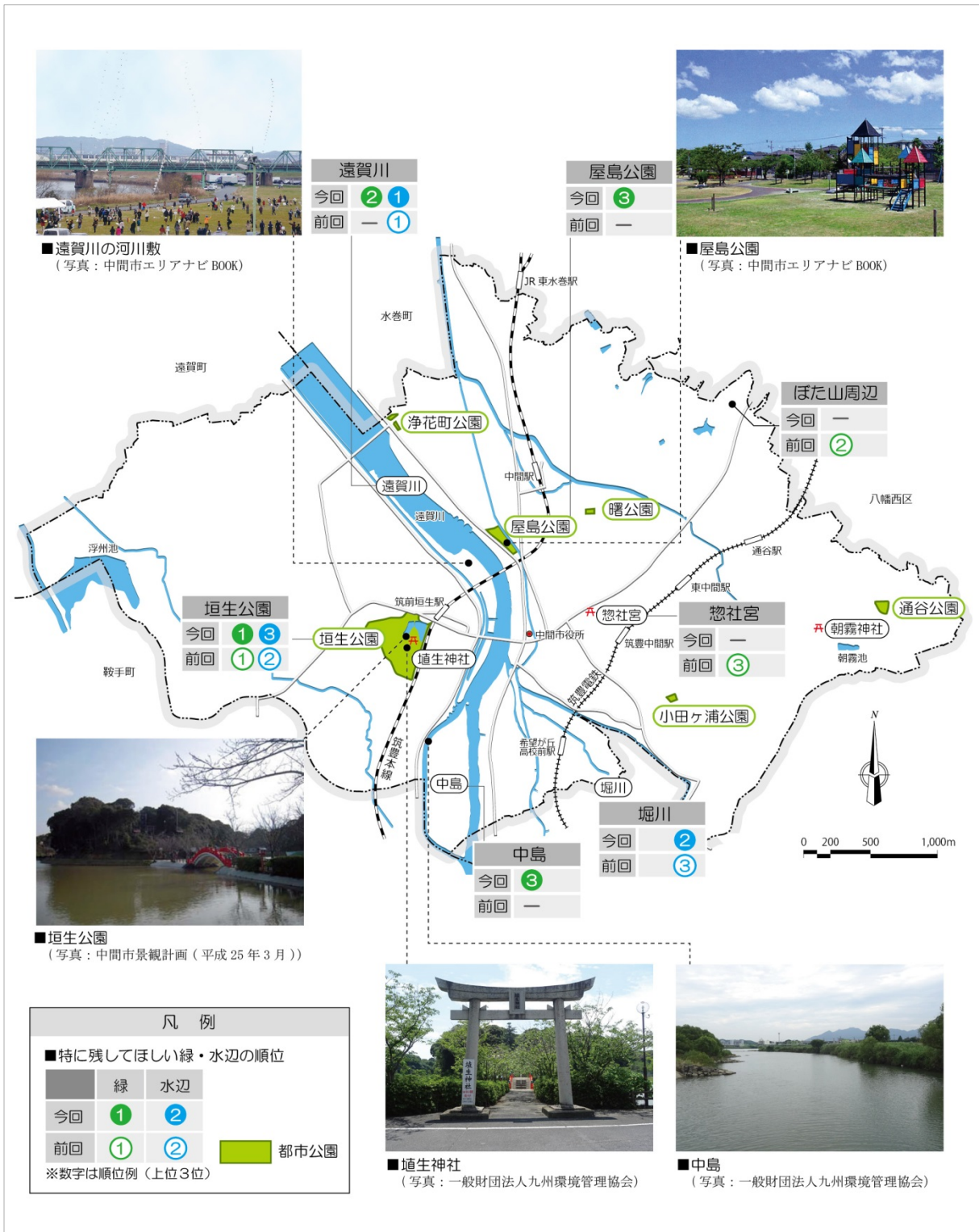
#### ■都市公園一覧

種別	公園名	面積(ha)
総合公園	垣生公園	15.1
近隣公園	屋島公園	1.3
街区公園	通谷公園	0.9
	小田ヶ浦公園	0.3
	浄花町公園	0.3
	曙公園	0.2

資料：中間市都市計画マスタープラン（平成22年3月）

#### ■市民アンケート結果 特に残してほしい緑と水辺（上位3位）

設問	場所の名前（今回）	主な理由	場所の名前（前回）
○特に残してほしい緑 （自然的な森や林、巨木など）	①垣生公園	桜がきれい。自然が豊かで緑が多い。	①垣生公園
	②遠賀川	緑のじゅうたん。菜の花、レンゲ畑が見られる。	②ボタ山（周辺）
	③中島	自然が多く残る場所。他にない景観と自然。	③惣社宮
	③屋島公園	桜、イチヨウ、緑がよい。	-
○特に残してほしい水辺 （自然豊かな川、生き物の豊かな池、美しい水辺）	①遠賀川	四季を感じさせる河川敷。	①遠賀川（河川敷）
	②堀川	歴史を感じる。憩いの場所。石炭で由緒ある川。	②垣生公園
	③垣生公園	桜、池等散策により。鯉や野鳥がいる。	③堀川



■都市公園及び神社の緑、特に残してほしい緑と水辺

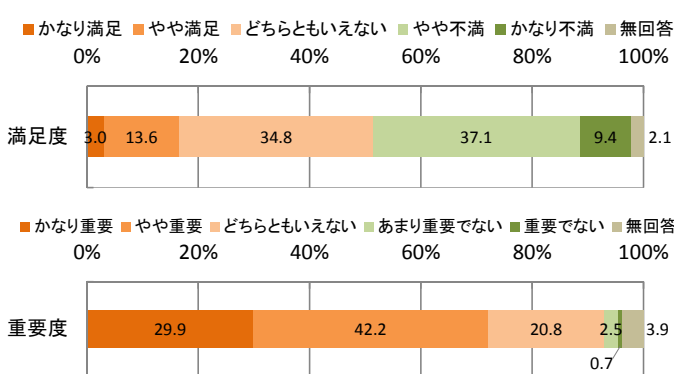
●市民の意識

市民アンケート結果では、公園・野外レクリエーション地の満足度が低く、第1次計画策定時の市民アンケート結果でも改善が必要な身近な環境の3位であるため、今後不満を解消する必要があります。不満の原因は、公園の数や面積よりは、既設公園の整備と管理が問題視されています。

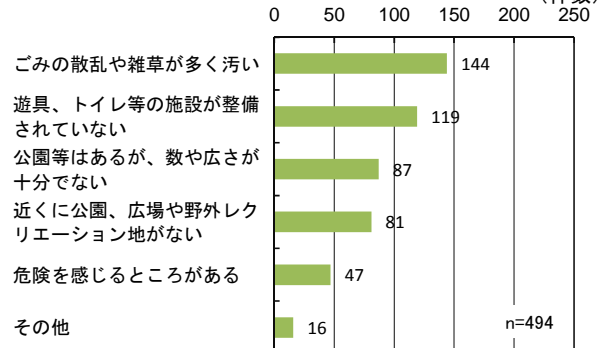
環境ワークショップでも、公園の外灯が少ない、雑草が繁茂して見通しが悪い、案内板が少なく場所が分かりにくい等の意見があり、適正な整備と管理が必要です。

また、市民団体の「中間市を花いっぱいにする会」では、街路花壇の植栽やプランターの貸出し等の活動を行っており、今後も継続的な活動を支援する必要があります。

■市民アンケート結果 公園等の野外レクリエーション地の充実の「満足度」と「重要度」（回答者数：566）



【不満の原因：公園等の野外レクリエーション地の充実】（件数）



資料：平成26年度中間市市民アンケート調査

第1次計画策定時の市民アンケート：身近な環境の中で、特に改善が必要なものは？

- 1位：市民の環境に関するモラル（道徳）
- 2位：川や池の水のきれいさ
- 3位：公園・野外レクリエーション施設

## ②基本的な取り組み

取り組みの方向性	施策・事業	主な担当課
◇みどりの保全・創出	●積極的な緑化推進を図ります	都市整備課 環境保全課
	●既設公園の再整備と適正管理を推進します	都市整備課
	●花いっぱい運動を継続的に実施します	都市整備課
	●市民農園の整備と休耕地の活用等による農業体験学習を実施します	産業振興課
◇水辺の整備	●トンボが飛び交う池などのビオトープを整備します	学校教育課 環境保全課
	●生き物が生息しやすい多自然工法による河川整備を県に要望します	環境保全課
	●水辺の案内板を設置し、親水護岸、遊歩道、親水公園等を整備します	土木管理課 都市整備課



写真：広報なかま(平成 26 年 8 月 10 日号)

### ■小学校児童の農業体験

### ●数値目標

目標管理指標	現況値	現況年度	目標値	目標年度
市民一人あたりの都市公園面積	4.1 m <sup>2</sup> /人	2014	20 m <sup>2</sup> /人	2015 <sup>※1</sup>

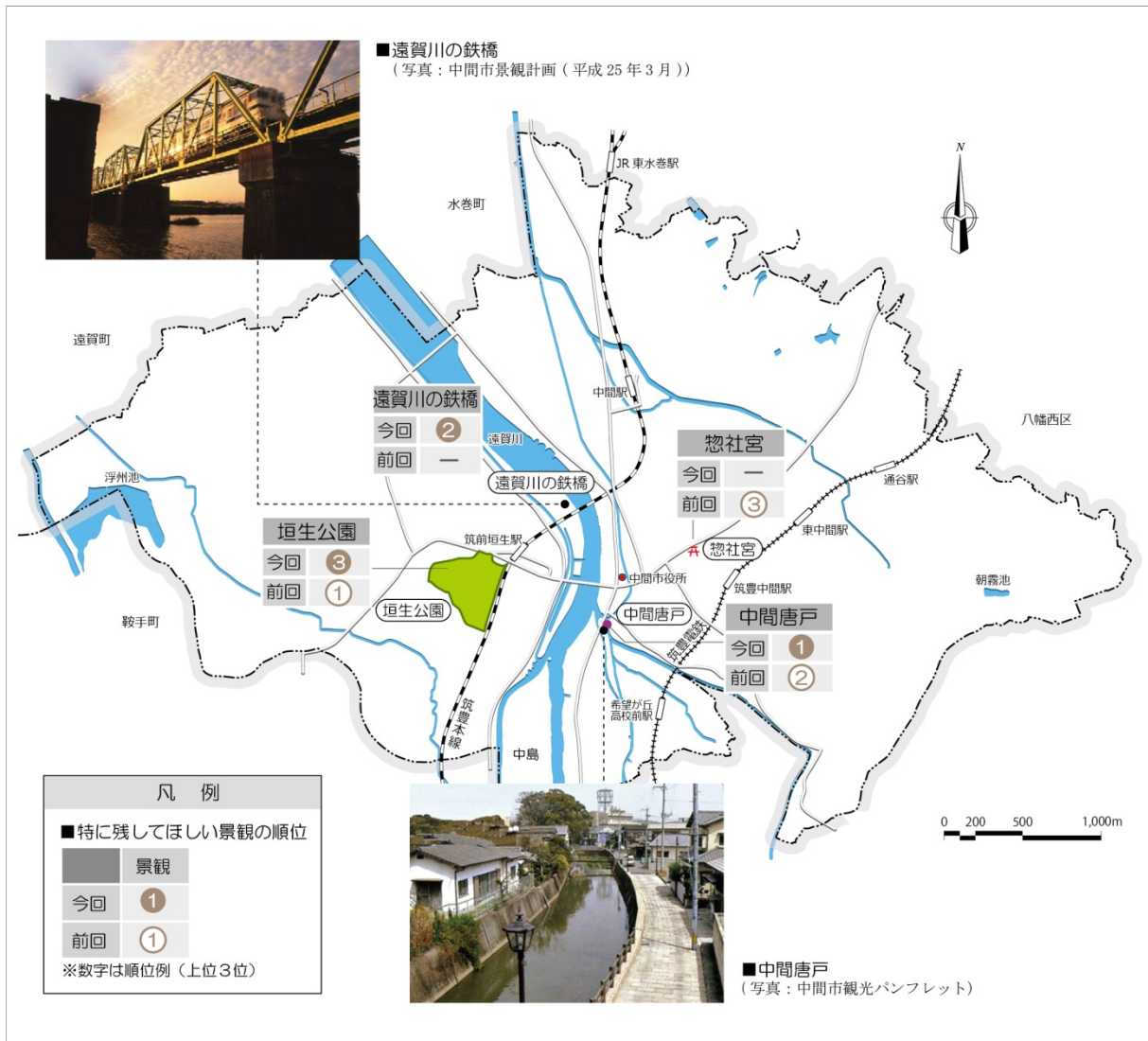
※1 都市計画マスタープラン(平成 23～37 年、概ね 5 年毎に見直し)

(2) 歴史・文化

①現状と課題

●市民の意識

市民アンケート結果では、残してほしいまちなみ景観として、中間唐戸、遠賀川の鉄橋といった歴史的景観が上位に挙げられ、その他垣生公園、もやい通り、昭和町商店街等の意見もありました。



■特に残してほしい景観

■市民アンケート結果 特に残してほしい景観(上位3位)

設問	場所の名前(今回)	主な理由	場所の名前(前回)
○特に残してほしい景観 (昔ながらのまちなみ、歴史を感じさせる建物、豊かな自然景観など)	①中間唐戸	歴史を感じさせる。動く水門。歴史的建造物。	①垣生公園
	②遠賀川	鉄橋は煉瓦造りで貴重。	②中間唐戸
	③垣生公園	水辺と緑の調和が。市のアピールポイント。	③惣社宮

## ●中間市の文化財

県指定文化財は、古墳時代後期の横穴墓群である「垣生羅漢百穴」、江戸時代に開削された堀川運河の取水口である「中間唐戸」の2件です。

また、市指定文化財として、中間唐戸の下流の堀川沿いに生育する天然記念物「唐戸の大クス（2本）」などがあります。

宝暦12年（1762年）に開通した運河である堀川は、治水やかんがい、水運などに大きく貢献してきました。堀川開通時につくられた中間唐戸の他にも、切貫き跡など多くの遺跡が堀川沿いでみられ、歴史的環境資源としての活用が必要です。



■指定文化財の位置

### ■指定文化財

指定区分	名称	種別	所在地	時代
県指定文化財	垣生羅漢百穴	横穴墓	大字垣生	古墳
	中間唐戸	水門	中間二丁目	江戸
市指定文化財	上り立遺跡（鉄戈と貝輪）	墓地	大字上底井野	弥生
	唐戸の大クス（2本）	天然記念物	中間二丁目	江戸

資料：中間市遺跡等詳細分類調査報告書（平成15年3月）



②基本的な取り組み

取り組みの方向性	施策・事業	主な担当課
◇歴史的雰囲気のみちづくり	●堀川など歴史的環境資源の保全、活用を行います	環境保全課 生涯学習課
	●案内板と標識等の整備及び増設を行います	生涯学習課 世界遺産推進室

●数値目標

目標管理指標	現況値	現況年度	目標値	目標年度
市指定文化財の数	2件	2014	2件	2024
文化財巡りなどのイベントの開催回数	年2回	2014	年2回	2024

### (3) 都市景観

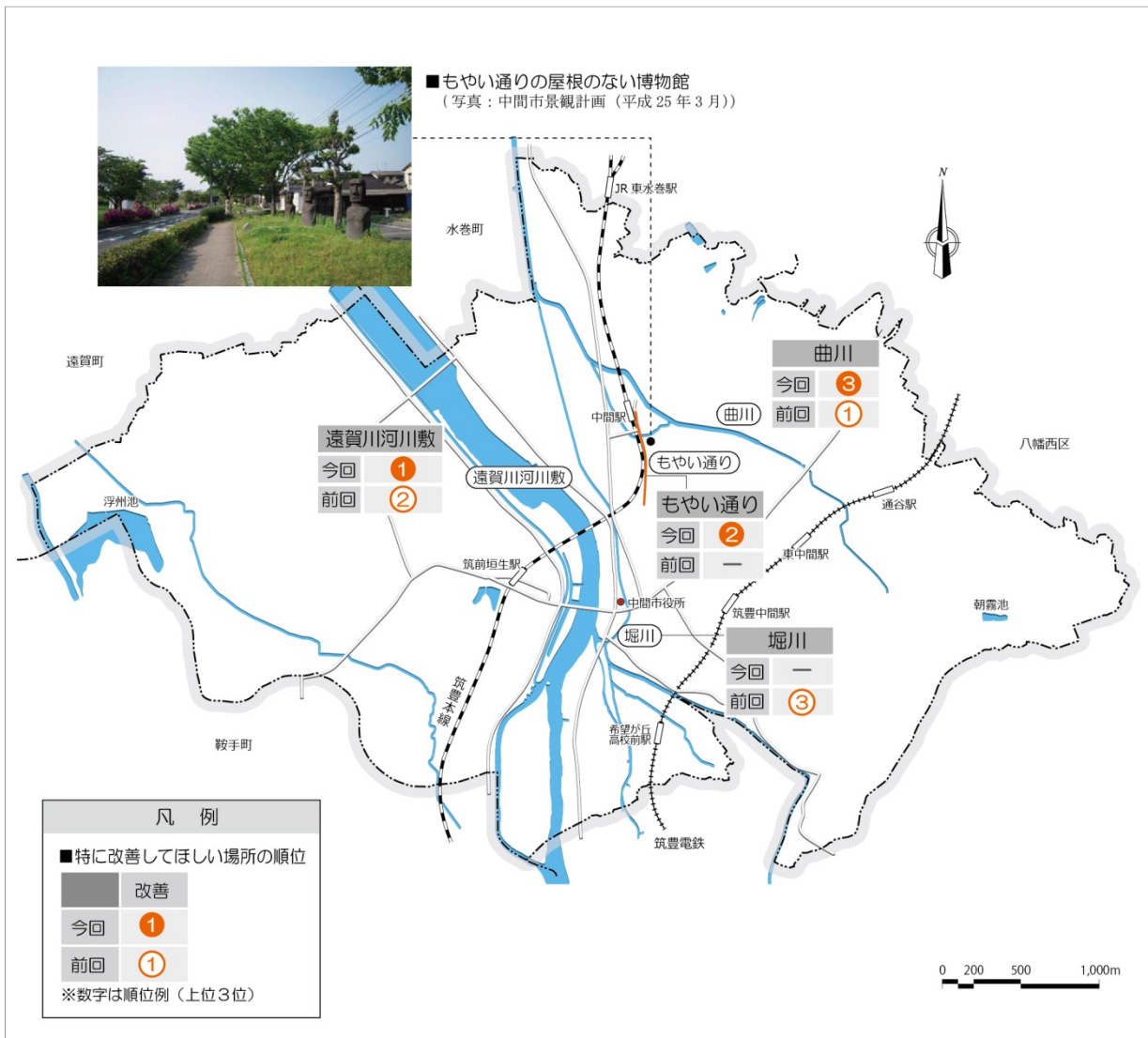
#### ①現況と課題

##### ●市民の意識

市民アンケート結果では、改善してほしい場所として遠賀川の河川敷、もやい通り、曲川が上位に挙げられました。曲川と遠賀川は、第1次計画策定時の市民アンケート結果でも改善が必要との意見が多く、ごみの不法投棄や雑草管理等への対策が求められています。自然景観の満足度に関する市民アンケート結果でも、約35%の回答者が満足しているものの、不満の原因では荒れ地や耕作放棄地などが多いとの意見が多くありました。

環境ワークショップでは、自転車の投棄、空き地や空き家が都市景観を阻害しているとの指摘がありました。また、夏場に水辺の草が管理されていない、竹林の対策が必要等の意見が挙げられました。

今後、高齢化等による耕作放棄地の増加や空き地等の雑草繁茂について適切な管理を行いながら、「中間市景観計画」（平成25年3月）及び景観条例に基づき、周辺景観と調和した良好な都市景観の形成を図る必要があります。

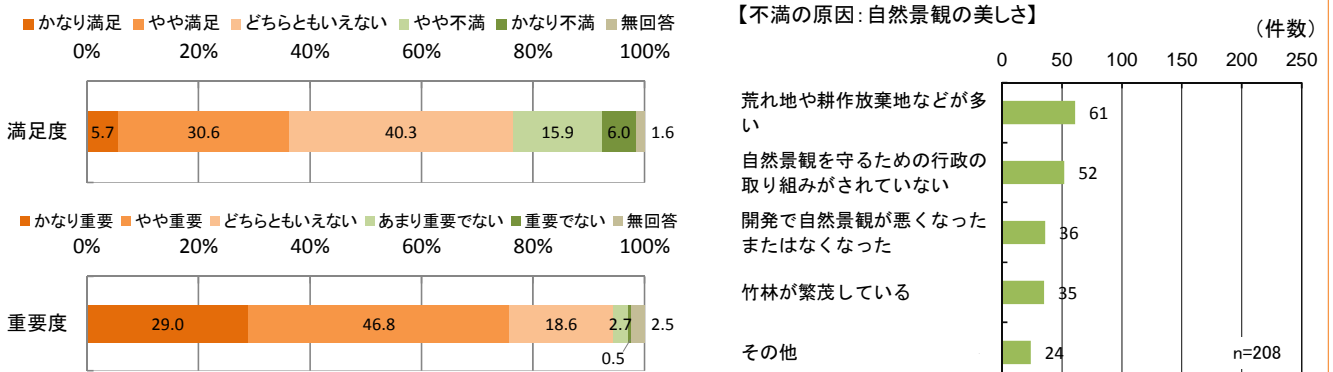


■特に改善してほしい場所

■市民アンケート結果 特に改善してほしい場所(上位3位)

設問	場所の名前(今回)	主な理由	場所の名前(前回)
○特に改善してほしい場所(ごみの不法投棄、コンクリート護岸の水辺、鳥のふん害など)	①遠賀川河川敷	ごみの不法投棄。雑草が多い。	①曲川
	②もやい通り	夜間が暗い。草が茂り荒地に見える。	②遠賀川
	③曲川	雑草、ゴミ、ペットの糞。	③堀川

■市民アンケート結果 自然景観の美しさの「満足度」と「重要度」(回答者数:566)



②基本的な取り組み

取り組みの方向性	施策・事業	主な担当課
◇都市景観の整備	●景観条例に基づき、周辺景観と調和する良好な都市景観形成を図ります	都市整備課
	●「あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例」の周知徹底を図ります	環境保全課
	●耕作放棄地対策を検討します	産業振興課
	●空き家バンク制度の活用による住環境の整備を図ります	住宅都市交通対策課

## 5. まごこへとつなぐまち【地球環境】

### (1) 地球温暖化

#### ①現況と課題

##### ●市域内の温室効果ガス

温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類などがあります。このうちエネルギーの消費によって排出される二酸化炭素は、全温室効果ガス総排出量の約9割を占め、地球温暖化への影響が大きいことが知られています。そのため、本計画で対象とする温室効果ガスは二酸化炭素とします。

二酸化炭素排出量は、環境省の地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(第1版)簡易版(平成22年8月)に基づいて算定しています。算定年度は、1990年度(京都議定書の基準年度)、2005年度(国の基準年度)、2008年度～2012年度(現況年度)とし、現況年度から10年後の2022年度を中期目標年度とし、二酸化炭素の将来排出量を算定しました。

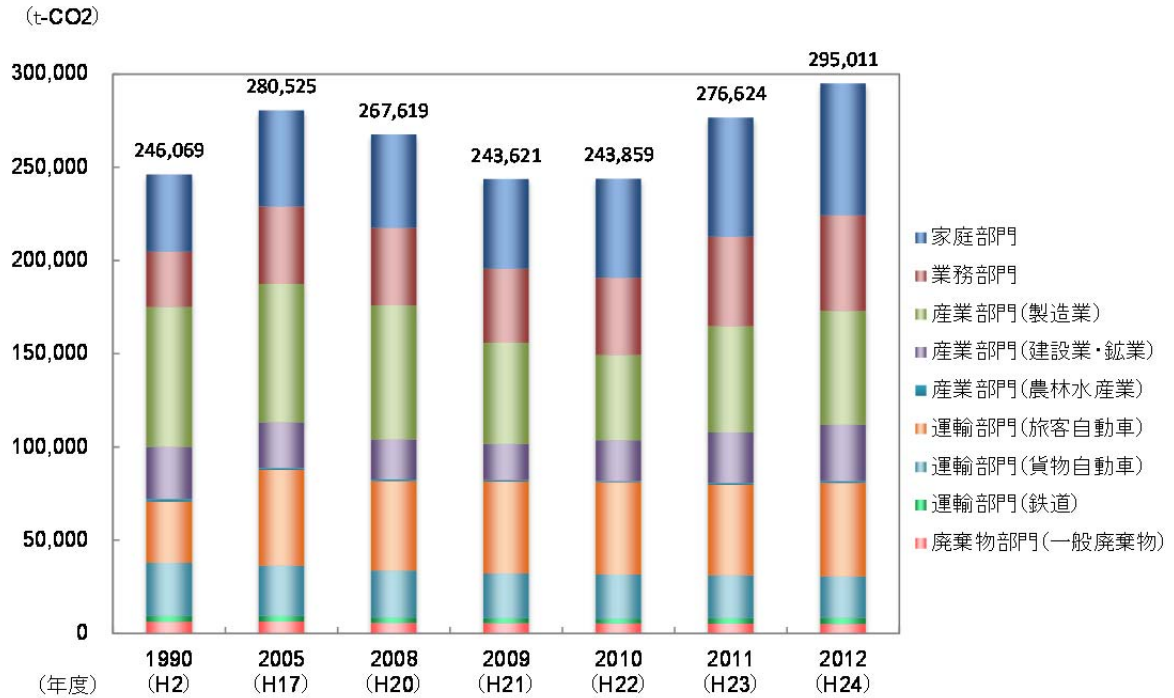
##### ・二酸化炭素排出量の現況推計

市域内の二酸化炭素排出量は、2009年度以降増加傾向にあり、2012年度時点で295,011t-CO<sub>2</sub>です。これは、1990年度の二酸化炭素排出量より約20%増加しています。2012年度の二酸化炭素排出量の内訳をみると、家庭部門が24%、業務部門が17%、産業部門が31%、運輸部門が26%を占めており、廃棄物部門(一般廃棄物)が2%となっています。

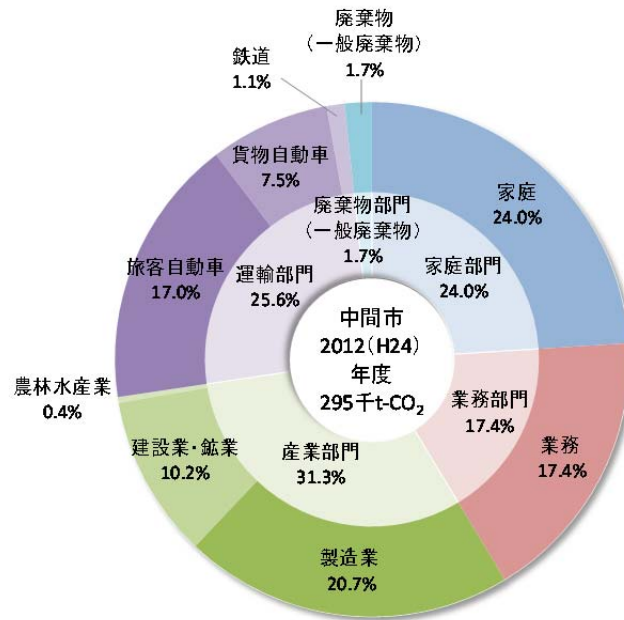
#### ■二酸化炭素排出量の推計

部門	区分	二酸化炭素排出量(t-CO <sub>2</sub> )							2012年度の 部門別割合	1990年度 からの増減率
		1990年度	2005年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度		
家庭部門		41,461	51,720	50,109	47,969	53,161	63,969	70,790	24.0%	70.7%
業務部門		29,462	41,303	41,565	39,792	41,436	47,879	51,212	17.4%	73.8%
産業部門		104,455	99,802	94,237	74,390	68,204	84,998	92,338	31.3%	-11.6%
	製造業	75,017	74,385	71,945	54,202	45,687	57,027	61,082	20.7%	-18.6%
	建設業・鉱業	28,039	24,472	21,440	19,439	21,806	27,058	30,175	10.2%	7.6%
	農林水産業	1,398	945	852	749	711	913	1,082	0.4%	-22.6%
運輸部門		64,383	81,370	76,107	75,990	75,798	74,562	75,635	25.6%	17.5%
	自動車(旅客)	32,791	51,371	48,092	49,337	49,593	48,760	50,093	17.0%	52.8%
	自動車(貨物)	28,634	27,056	25,110	23,920	23,522	22,783	22,213	7.5%	-22.4%
	鉄道	2,958	2,943	2,905	2,733	2,684	3,019	3,329	1.1%	12.5%
廃棄物(一般廃棄物)		6,308	6,331	5,601	5,480	5,260	5,216	5,035	1.7%	-20.2%
	合計	246,069	280,525	267,619	243,621	243,859	276,624	295,011	100.0%	19.9%

※四捨五入の関係で表の合計がその内訳を合算した値と合わない場合があります。

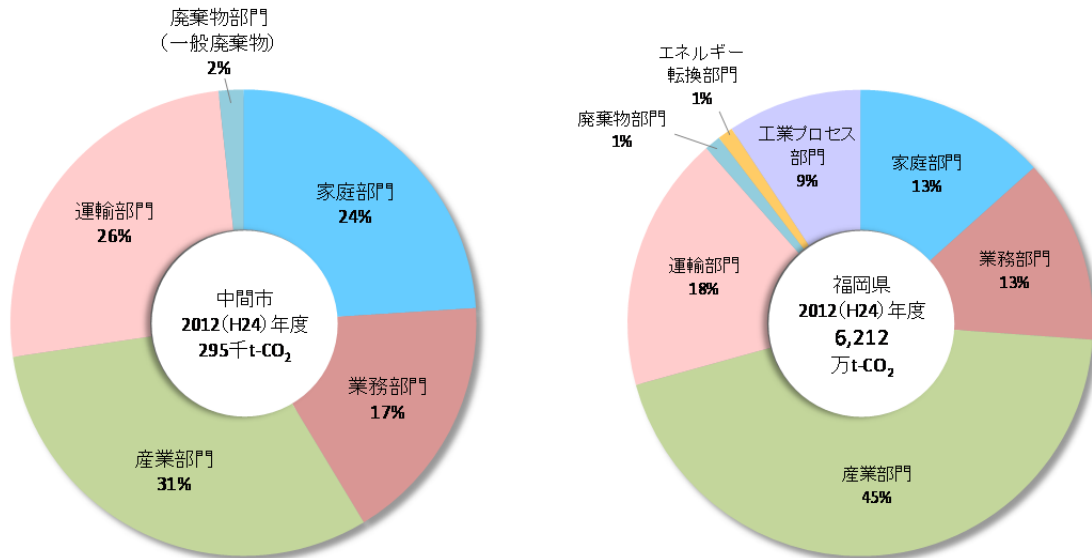


■二酸化炭素排出量の推計



■二酸化炭素排出量の部門別割合(2012(平成24)年度)

福岡県の二酸化炭素排出量と比較すると中間市の場合、産業部門の割合が小さく、家庭部門、運輸部門の割合が大きくなっています。



■二酸化炭素排出量の部門別割合(福岡県との比較、2012(平成24)年度)

福岡県の二酸化炭素排出量 (中間市との相違点)

- ・運輸部門：自動車、鉄道、国内船舶、国内航空 (中間市は自動車と鉄道のみ)
- ・廃棄物部門：一般廃棄物、産業廃棄物 (中間市は一般廃棄物のみ)
- ・工業プロセス部門：セメント製造、生石灰製造、鉄鋼製造、アンモニア製造 (中間市は該当なし)
- ・エネルギー転換部門：電気事業者、ガス事業者、熱供給事業者 (中間市は該当なし)

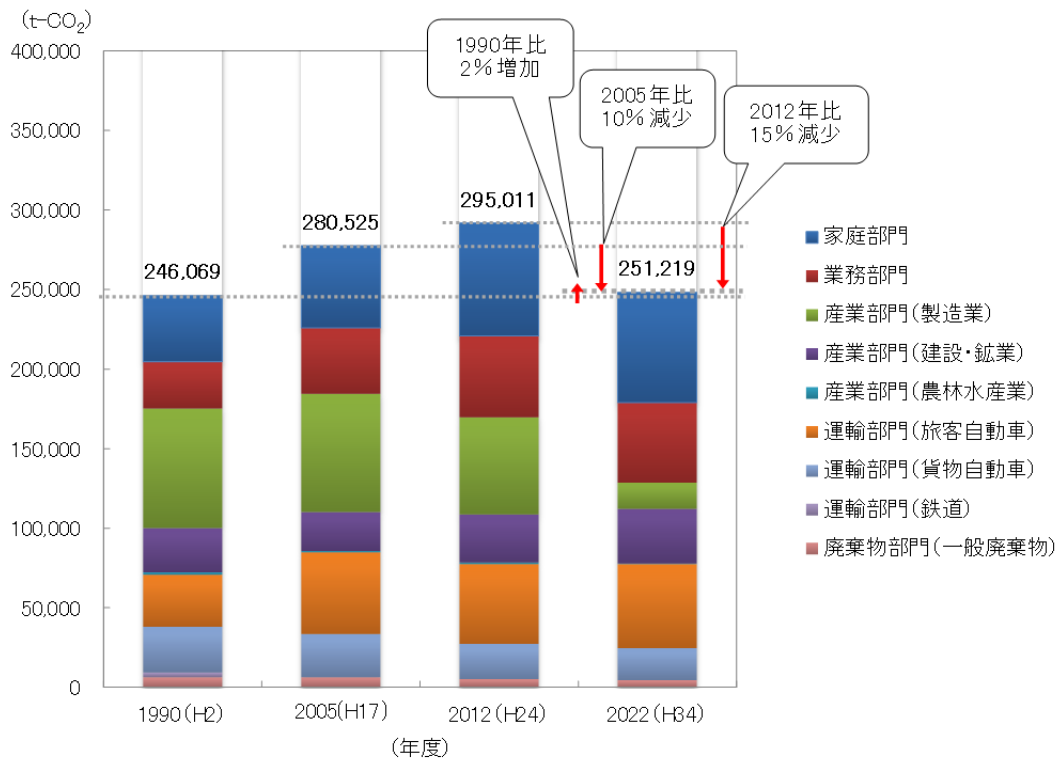
・二酸化炭素排出量の将来推計

2022 年度における現状すう勢ケース（二酸化炭素排出量の削減のために特段の対策を行わない場合）の将来推計は、1990 年度比で 2%増加、2005 年度比で 10%減少、2012 年度比で 15%減少が見込まれます。

■二酸化炭素排出量の将来推計(現状すう勢ケース)

部門	二酸化炭素排出量(t-CO <sub>2</sub> )				1990 年度からの増減率	2005 年度からの増減率	2012 年度からの増減率
	1990 年度	2005 年度	2012 年度	2022 年度			
家庭部門	41,461	51,720	70,790	69,198	66.9%	33.8%	-2.2%
業務部門	29,462	41,303	51,212	50,513	71.5%	22.3%	-1.4%
産業部門	104,455	99,802	92,338	51,124	-51.1%	-48.8%	-44.6%
製造業	75,017	74,385	61,082	16,376	-78.2%	-78.0%	-73.2%
建設・鉱業	28,039	24,472	30,175	34,387	22.6%	40.5%	14.0%
農林水産業	1,398	945	1,082	361	-74.2%	-61.8%	-66.7%
運輸部門	64,383	81,370	75,635	76,093	18.2%	-6.5%	0.6%
自動車(旅客)	32,791	51,371	50,093	52,996	61.6%	3.2%	5.8%
自動車(貨物)	28,634	27,056	22,213	20,111	-29.8%	-25.7%	-9.5%
自動車(貨物)	2,958	2,943	3,329	2,986	0.9%	1.5%	-10.3%
廃棄物部門(一般廃棄物)	6,308	6,331	5,035	4,292	-32.0%	-32.2%	-14.8%
合計	246,069	280,525	295,011	251,219	2.1%	-10.4%	-14.8%

※四捨五入の関係で表の合計がその内訳を合算した値と合わない場合があります。



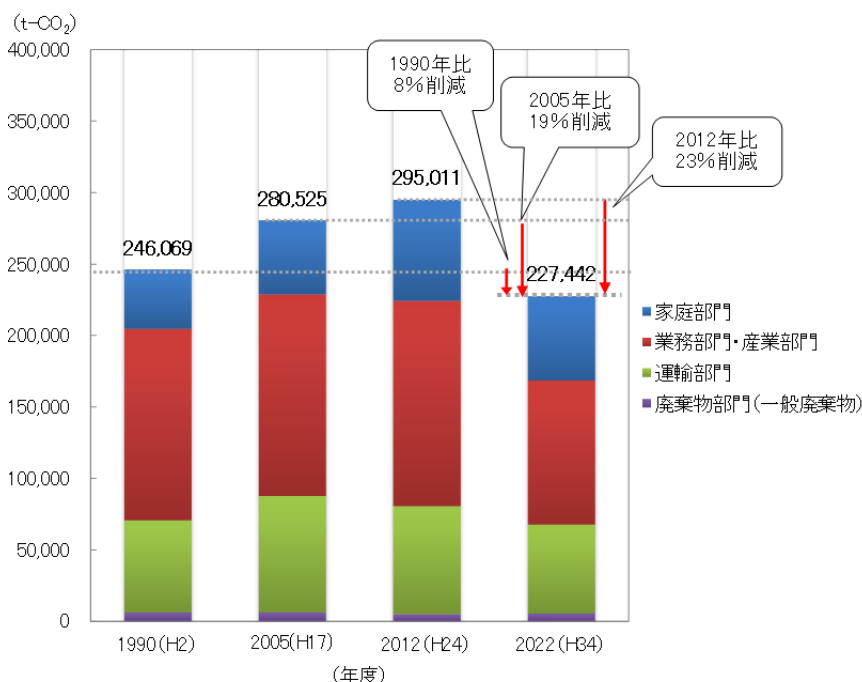
■二酸化炭素排出量の将来推計(現状すう勢ケース)

これに対し、二酸化炭素排出量削減のための取り組みを実施（実施意向率は市民・事業者アンケートの実施意向率等をもとにしている）した場合の対策ケースの将来推計では 25,604t-CO<sub>2</sub> の削減効果量があり、1990 年度比で 8%、2005 年度比で 19%、2012 年度比で 23%の削減が見込まれます。今後、二酸化炭素排出量の削減に向けた取り組みを推進していく必要があります。

■二酸化炭素排出量の削減効果量(対策ケース)

対象	対策メニュー	二酸化炭素排出削減量 (t-CO <sub>2</sub> /年)
家庭部門		<b>10,962</b>
	家庭での省エネ行動*	2,500
	高効率給湯器の導入	1,100
	高効率照明(LED)への買換え	637
	家電製品のトップランナー機器への買換え	3,413
	太陽光発電設備の導入	3,065
	太陽熱利用設備の導入	248
業務・産業部門		<b>820</b>
	事業活動での省エネ行動*	149
	高効率給湯器の導入	147
	高効率照明(LED)への買換え	44
運輸部門		<b>13,821</b>
	休日の自動車利用の自粛	172
	エコドライブ	222
	ハイブリッド自動車や電気自動車への買換え	13,427
合計		<b>25,604</b>

\*「節電に心掛ける」、「暖房は 20℃、冷房は 28℃を目安にエアコンの温度設定する」等の取り組みを含みます。  
 ※四捨五入の関係で表の合計がその内訳を合算した値と合わない場合があります。



■二酸化炭素排出量の将来推計(対策ケース)

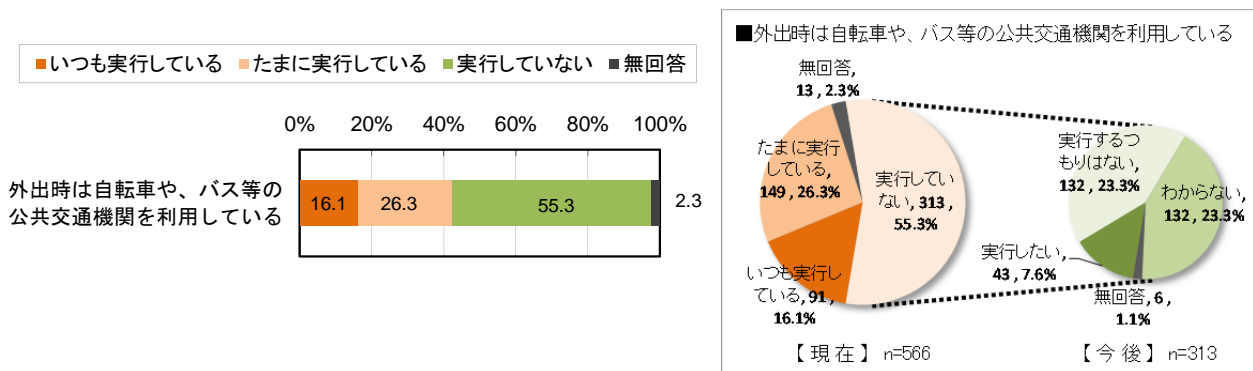


### ●公共交通機関の利用

公共交通機関の利用については、市民・事業者アンケート結果によると、市民・事業者ともに実行していない割合が約半数を占めています。市民アンケート結果では、現在実行していない人の中、約4割の人が今後も実行するつもりがないと答えています。環境ワークショップでは、市内の公共交通機関が不便なため、車を使う人が多く、ノーカーデー等の取り組みが難しいとの指摘がありました。

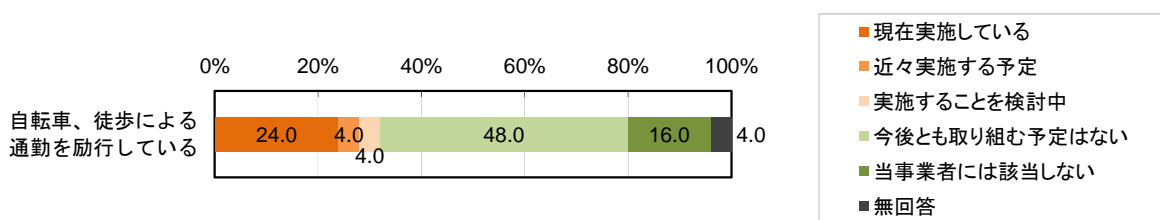
本市は、自家用車の増加や少子高齢化など様々な影響によって、公共交通機関の利用者数が減少し続け、鉄道やバス路線の廃止・減便が相次ぎ、利便性が低下している状況にあります。今後、既存路線の維持及び移動の連続性を確保するとともに、主要な施設へのアクセス機能を高めるなど、公共交通機関の充実と利用を促進する必要があります。

■市民アンケート結果 環境保全につながる取り組みの実行度（回答者数：566）



資料：平成26年度中間市市民アンケート調査

■事業者アンケート結果 環境保全のための具体的な取り組みの実施度（回答事業所数：25）

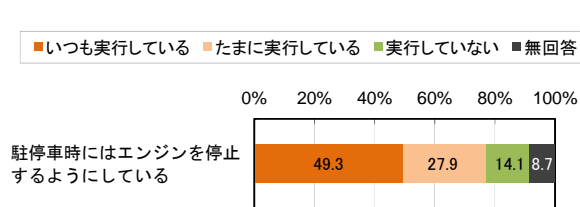


資料：平成26年度中間市事業者アンケート調査

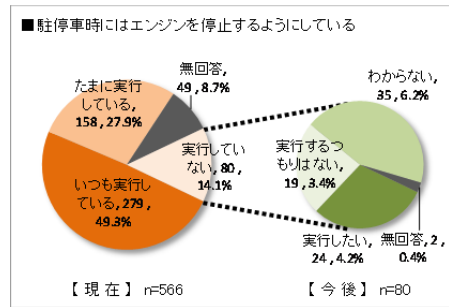
## ●エコドライブ

エコドライブは、自動車の燃料消費を少なくすることで排出ガスを減らし、燃費を向上させる運転です。アンケート結果では実行率が市民・事業者ともに約5割と高くなっています。市民アンケート結果では、実行していない回答者の約3割が今後実行したいと答えており、今後エコドライブについての情報提供等を行っていく必要があります。

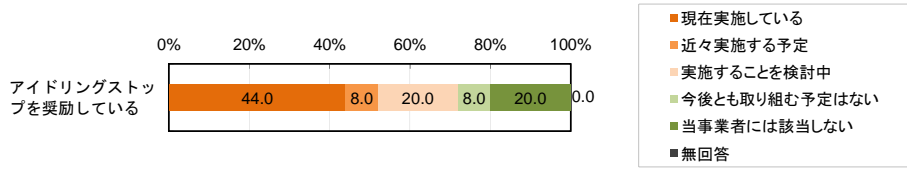
### ■市民アンケート結果 環境保全につながる取り組みの実行度（回答者数：566）



資料：平成26年度中間市市民アンケート調査



### ■事業者アンケート結果 環境保全のための具体的な取り組みの実施度（回答事業所数：25）



資料：平成26年度中間市事業者アンケート調査

### 自動車

マナーのいいドライバーは省エネの達人。

## エコドライブ、燃費とマナーを考えて。

#### 省エネ レッスン

**エコドライブは安全運転。**  
走行は適正スピードで、燃費面でも経済的です。  
希望速度を、5km/h 低減。  
走ろうと思う速度を 5km/h だけ抑えて、余裕の運転。  
高速走行時は、空を閉めて。

**道路の交通情報を活用して。**  
迷ってのり口はエネルギーのムダ。事前に調べてから出かけましょう。

**エアコンの使用を控えめに。**  
タイヤの空気圧をこまめにチェック。  
不要な荷物は積まずに走行。

#### 省エネ行動と省エネ効果

**ふんわりアクセル「eスタート」**  
発進時、5秒間の省エネ運転  
5秒間で20km/h程度に加速、十分な効果。  
年間でガソリン 83.57 L の省エネ 約 11,370 円の節約  
燃油燃費 74.63L CO<sub>2</sub>削減量 194.0kg

**加減速の少ない運転**  
年間でガソリン 29.29 L の省エネ 約 3,980 円の節約  
燃油燃費 26.16L CO<sub>2</sub>削減量 68.0kg

**早めのアクセルオフ**  
年間でガソリン 18.09 L の省エネ 約 2,460 円の節約  
燃油燃費 16.15L CO<sub>2</sub>削減量 42.0kg

**アイドリングストップ**  
5秒の停止で、アイドリングストップ  
短い時間のエンジン停止でも省エネ効果があります。  
年間でガソリン 17.33 L の省エネ 約 2,360 円の節約  
燃油燃費 15.48L CO<sub>2</sub>削減量 40.2kg

**公共交通機関の利用を心がける。**  
公共交通機関は多くの人を一度に運ぶため、環境に優しい移動手段です。また渋滞や混雑車を減らすことにもつながります。省エネルギーや環境保全のため公共交通機関の利用を心がけましょう。

**低公害車を利用しましょう。**  
新車を買う時は、燃費の低い経済車、CNG車、電気自動車、ハイブリッド車、LPG車などの低公害車を積極的に選びたいです。

#### マナーを守れば省エネ運転

運転マナーに関することは、すべて省エネ行動に通じます。急発進・急加速は事故のもとであり、エンジンにも負担をかけます。ぶかしは歩行者への迷惑であると同時に、燃料の無駄使い、大気汚染のもとです。迷惑駐車は渋滞の原因になり、環境破壊の引き金にも、マナー違反をしないドライバーは省エネの達人です。

資料：一般財団法人省エネルギーセンター 家庭の省エネ大事典(平成24年4月)

## ■エコドライブの省エネ効果

②基本的な取り組み

取り組みの方向性	施策・事業	主な担当課
◇省エネルギー対策	●公共交通機関の利用を促進します	住宅都市交通対策課
	●公用車への低排出ガス車導入を推進します	環境保全課 財政課
	●ノーカーデーの行政による率先的な推進を行います	環境保全課 総務課
	●アイドリングストップ等のエコドライブの普及・啓発を行います	環境保全課
	●平坦な地形を活かした自転車利用を促進します。	環境保全課
◇総合的な地球温暖化対策の推進	●公共施設への再生可能エネルギー・省エネルギー設備を率先的に導入していきます	環境保全課 財政課
	●住宅用太陽光発電システムに関わる設置費の補助など、一般家庭への再生可能エネルギー導入を検討します	環境保全課
	●省エネルギー行動の普及・啓発や省エネルギー及び再生可能エネルギー設備導入等に関する助成制度の情報提供を積極的に行います	産業振興課 環境保全課
	●地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定し、行政における省エネルギー行動を率先的に実践します	環境保全課
	●地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定します	環境保全課
	●地球温暖化による豪雨やそれに伴う土砂災害等への適応策として、災害時のハザードマップの作成を推進します	安全安心まちづくり課

**エアコン**

- 重ね着などをして、室温20℃を心がけましょう。  
\*設定温度を2℃下げた場合 **7%節電**
- 窓には厚手のカーテンをかけましょう。 **1%節電**

**テレビ**

- 画面の輝度を下げましょう。 **2%節電**
- 必要な時以外は消しましょう。  
\*標準→省エネモードに設定し、使用時間を2/3にした場合

**ジャー炊飯器**

- 早朝にタイマー機能で1日分まとめて炊きましょう。 **1%節電**
- 保温機能は使用せずに、よく冷ましてから冷蔵庫に保存しましょう。

**ガスの節約**

- お風呂は続けて入り保温・追い炊きをしない。  
ガス代が年間**5千円**お得

**冷蔵庫**

- 冷蔵庫の設定を「弱」に変えましょう。 **1%節電**
- 扉を開ける時間をできるだけ減らしましょう。
- 食品をつめこまないようにしましょう。

**温水洗浄便座**

- 便座保温・温水の設定温度を下げましょう。 **1%未消費節電**
- 不使用時はふたを閉めましょう。

**待機電力**

- リモコンではなく、本体の主電源を切りましょう。 **1%節電**
- 使わない機器はプラグを抜いておきましょう。

**照明**

- 不要な照明をできるだけ消しましょう。 **4%節電**

**水道節約**

- シャワーはこまめに止めて使う。  
1分間止めると**12L**の節水

資料：福岡エコライフ支援サイト

■ふくおか省エネ・節電県民運動(冬の省エネ・節電メニュー)




## ●数値目標

目標管理指標	現況値	現況年度	目標値	目標年度
市域の二酸化炭素排出量	280 千t	2005	2005 年度比で 19%以上削減	2022
公用車の低排出ガス車導入台数	公用車 (消防車両含む) 135 台中 6 台	2014	作業車を除く公用車を 低排出ガス車に 切り替える	2024
市役所でのノーカーデー回数	4 回/月	2014	4 回/月	2024

### ■低排出ガス車認定制度

低排出ガス車認定制度は、燃料の種類を問わず自動車排出ガスの低排出ガス性（クリーン度）を、性能面から示す技術的指標に適合していることを認定する制度です。「低公害車等排出ガス技術指針」及び「低排出ガス車認定実施要領」により、自動車排出ガスのうち NO<sub>x</sub>、PM 等の有害物質の排出が平成 12 年基準排出ガスレベルより 25%、50%、75% 低減されている自動車をそれぞれ認定してきました。

平成 15 年 9 月に、低排出ガス車認定制度が改正され、平成 17 年基準排出ガスレベルに対応した低排出ガス車の認定も行われるようになりました。さらに、新車のトラック・バス及び乗用車から排出される NO<sub>x</sub> 及び PM の更なる低減を図るため平成 20 年 3 月に制定された、いわゆる「ポスト新長期規制」により、新たに平成 21 年基準排出ガスレベルに対応した低排出ガス車の認定も行われるようになりました。

車種	排出ガス 認定基準	車体表示
・乗用車 ・トラック・バス (車両総重量 3.5t 以下) ・軽自動車	50% 低減レベル 平成 17 年排出ガス基準 50% 低減レベルの認定基準に適合したもの	
	75% 低減レベル 平成 17 年排出ガス基準 75% 低減レベルの認定基準に適合したもの	
・トラック・バス (車両総重量 3.5t 超)	10% 低減レベル 平成 21 年排出ガス基準 10% 低減レベルの認定基準に適合したもの	

### ■低排出ガス車認定制度のステッカー

資料：環境省・経済産業省・国土交通省 次世代自動車ガイドブック 2014 (平成 26 年 12 月)  
国土交通省ホームページ 低排出ガス認定車の車体表示

# 第4章

重点プロジェクト

## 第4章 重点プロジェクト

重点プロジェクトとは、第3章で示した基本的な取り組みを推進しながら、各施策の連携及び市民・事業者・市民団体・市の協働により重点的に取り組むプロジェクトです。

プロジェクト1	みんなで取り組む水質浄化活動
プロジェクト2	循環のまちを目指した3Rの推進
プロジェクト3	環境美化活動の推進
プロジェクト4	自然とみどり豊かなまちづくり推進
プロジェクト5	一人ひとりが始める省エネルギー行動

プロジェクト  
1

## みんなで取り組む水質浄化活動

## ■プロジェクトの目的

中間の水を守る環境保全活動に取り組む市民団体、市民、関係機関が相互協力及び連携を図り、水質浄化に寄与することを目的とします。すでに推進している事業であるため、徐々に活動の輪を広げていくことを目指します。

## ■各主体の役割

市民・事業者の  
役割

- 中間市の河川清掃活動に参加する
- 水質保全につながる行動を実施する
  - ・ 台所では食用油や食べかすを流さないようにする
  - ・ 洗剤の使いすぎに注意する
  - ・ 下水道が整備されていない区域では合併浄化槽を設置する
  - ・ 公共下水道が整備された区域では速やかに水洗化を実施する

市民団体の  
役割

- 水質浄化活動の普及と、水質保全のための環境教育活動を実施する
- 団体会員の勧誘・PRを推進する
- 環境保全活動を活発化する

行政の  
役割

- 広報なかま等による水質浄化活動の啓発活動(地域住民へのPR)を推進する
- 水質調査を継続し、結果を公表する
- 水質浄化に関わる啓発冊子を作成、配布する

## ■プロジェクトの目標

プロジェクトの目標	主な担当課
● 水質浄化に関わる啓発冊子を作成します	環境保全課
● 市内全地点で BOD 3mg/L 以下を達成します (環境基準: 3mg/L 以下(B 類型))	環境保全課

■プロジェクトの目的

ごみの排出量を減らす（Reduce）とともに再使用し（Reuse）、また、資源としてリサイクルしやすいように分別し、回収された資源をきちんと再生利用（Recycle）する体制を整え、循環のまちを目指します。

■各主体の役割

<p>市民の 役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●紙資源等の回収に協力する</li> <li>●食用廃油の石けんを積極的に使用する</li> <li>●フリーマーケット等を利用する</li> <li>●再生紙で作ったトイレtpーパー等の再生資源利用製品を積極的に購入、使用する</li> </ul>
<p>事業者の 役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資源の回収活動に協力する</li> <li>●再生紙で作ったトイレtpーパー等の再生資源を積極的に購入、使用する</li> <li>●再生資源を活用した製品開発に努める</li> </ul>
<p>市民団体の 役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資源回収活動やフリーマーケット等の活動を実施する</li> <li>●資源回収活動、フリーマーケットをPRする</li> <li>●食用廃油石けんづくりを実施・指導する</li> </ul>
<p>行政の 役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資源回収活動を広報なかまで紹介する</li> <li>●資源回収体制を検討する</li> <li>●食用廃油回収活動を促進する</li> </ul>

■プロジェクトの目標

プロジェクトの目標	主な担当課
●ごみの分別、回収体制の改善を図ります	環境保全課
●3Rの普及・啓発を推進します	環境保全課



プロジェクト  
3

## 環境美化活動の推進

## ■プロジェクトの目的

全市一斉清掃活動等、市の環境美化活動を通して環境保全活動に取り組む市民団体、市民が相互協力及び連携して、きれいなまちづくりを目指します。そして、これらの活動を通して関係団体の輪を広げることを目的とします。さらに、良好な環境づくりの推進や地域コミュニティの強化にも寄与することを目的とします。

## ■各主体の役割

## 市民の役割

- 清掃活動に家族で参加する
- 全市一斉清掃活動に企画段階から参加する

事業者・  
市民団体の  
役割

- 従業員、メンバーに清掃活動への参加を呼びかける
- 事業者や団体の目印となる旗等を用意して清掃活動に参加する
- 普段から周辺環境の美化に心がける
- 店舗や事務所に清掃活動のポスターを掲示する

行政の  
役割

- 清掃活動の活動案内を行う
- 清掃活動のポスターの作成、ごみ袋の支給等の必要な支援を行う
- 広く市民、事業者、団体が参加できるように誘導、コーディネートする

## ■プロジェクトの目標

プロジェクトの目標	主な担当課
●全市一斉清掃活動を実施します	環境保全課
●環境美化活動を積極的に推進します	環境保全課

■プロジェクトの目的

市・市民・事業者・市民団体の協働により、現在あるみどりと水辺環境の充実や緑化推進など自然とのふれあいの空間づくりを進めるとともに、いきものが生息・生育しやすい自然豊かなまちづくりを目指します。

■各主体の役割

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の緑化活動に参加する</li> <li>●ビオトープの維持管理等に参加する</li> <li>●地域の自然観察会に参加する</li> <li>●身近なみどり・水辺にごみを捨てないなど、きれいな環境づくりを心がける</li> </ul>
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の緑化活動に参加・協力する</li> <li>●ビオトープの維持管理等に参加・協力する</li> <li>●周辺環境と調和を図った事業展開を行う</li> </ul>
市民団体の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緑化活動、ビオトープの維持管理を実施・PR する</li> <li>●自然観察会を開催・PR する</li> </ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●積極的に緑化を推進する</li> <li>●既設公園の再整備と活用を検討する</li> <li>●小中学校等にビオトープの整備を推進する</li> <li>●市内の生育・生息するいきものの情報を紹介し、自然環境への関心を高める</li> </ul>

■プロジェクトの目標

プロジェクトの目標	主な担当課
●緑化を積極的に推進します	環境保全課
●いきものがすみやすいビオトープを整備します	環境保全課

プロジェクト  
5

## 一人ひとりが始める省エネルギー行動

## ■プロジェクトの目的

地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出を削減するために、市・市民・事業者・市民団体が一体となって、一人ひとりがあらゆる場面で、より一層の省エネルギー行動を実践していくことを目指します。

## ■各主体の役割

## 市民の役割

- 外出時は公共交通機関や自転車の利用を心がける
- 家電製品のこまめなスイッチオフや待機時消費電力の削減など、節電に気を付ける
- エコライフデーなど地域の省エネルギー活動に参加する

事業者  
役割

- 公共交通機関や自転車を使った通勤を励行する
- クールビズ・ウォームビズを取り入れ、空調の適温化に努める
- 省エネルギー型 OA 機器・LED 照明等の導入に努める
- エコライフデーなど地域の省エネルギー活動に協力・参加する

市民団体の  
役割

- 省エネルギー活動を実施・PR する

行政の  
役割

- 公共交通機関の充実とノーカーデーの推進に努める
- 実践できる省エネルギー行動を広報なかまやホームページなどで紹介する
- 省エネルギー及び再生可能エネルギー設備導入に関する助成制度の情報を提供する
- 市民、事業者、市民団体が省エネルギー活動に広く参加できるように PR する

## ■プロジェクトの目標

プロジェクトの目標	主な担当課
●省エネルギー行動の普及・啓発を推進します	環境保全課
●公共交通機関の充実とノーカーデーを推進します	環境保全課
●公共施設における省エネルギー設備の導入を推進します	環境保全課 財政課



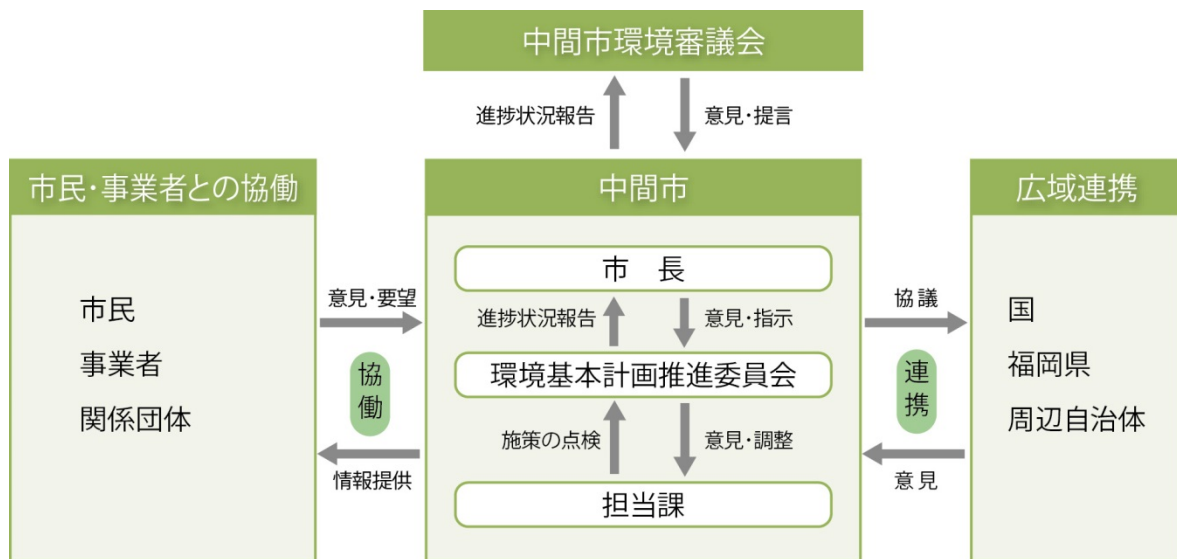
# 第5章

計画の実現に向けて

## 1. 計画の推進体制

### (1) 推進体制

環境基本計画は、「環境基本計画推進委員会」、「中間市環境審議会」の意見を聞きながら、市民・事業者との協働により推進していきます。



■ 計画の推進体制

### (2) 推進組織の役割

#### ① 中間市環境審議会

中間市環境審議会は、中間市環境基本条例(平成18年中間市条例第29号)第14条に位置付けられた組織です。学識経験者、関係行政機関の職員等から構成され、環境保全に関わる諸事項を審議するとともに、環境に係る施策の実施状況等の報告に対して助言を行います。

#### ② 環境基本計画推進委員会

環境基本計画に示す行政の施策、事業の点検、管理するための行政内部組織です。庁内関係各課で構成し、各担当課が所管する施策・事業の進行状況を報告、管理するとともに、進行状況に応じて施策の見直し等について調整・検討します。

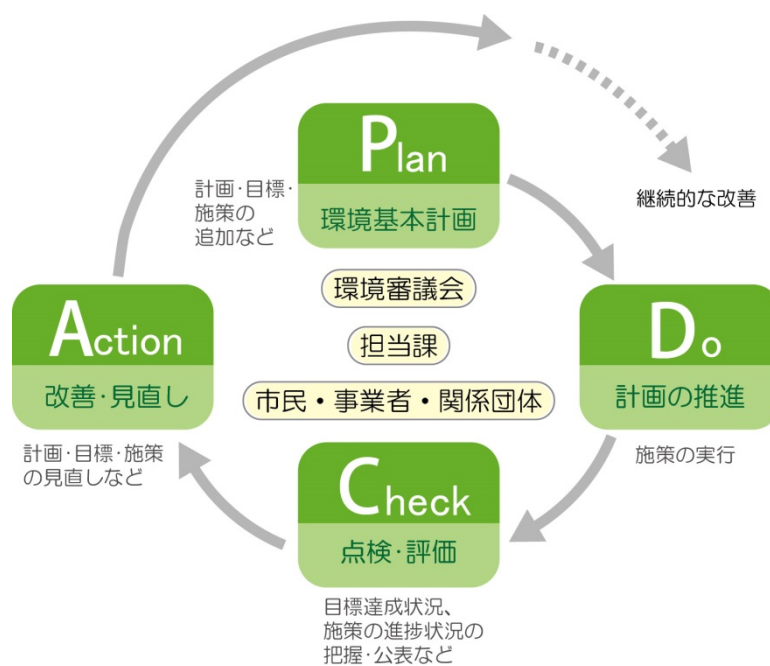
調整した結果は「中間市環境審議会」に報告し、計画の着実な推進を図ります。

## 2. 計画の進行管理

### (1) 進行管理

計画を着実に推進していくためには、環境マネジメントシステムの考え方である Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（見直し）の PDCA サイクルによる進行管理を行っていきます。

このシステムを用いて、市民、事業者、関係団体と行政のすべての主体が関わり、継続的な改善を行いながら計画の推進を図っていきます。



■ 計画の進行管理

### (2) 年次報告書の公表

環境基本計画の推進状況は、毎年、年次報告書としてとりまとめ、広く公表します。この年次報告書の中には、行政が推進した事業のみでなく、市民・事業者が実施した取り組みや活動等についても可能な限り掲載します。

公表の方法は、市ホームページ等を活用していきます。

### (3) 実施計画への反映

施策の実施状況、地域環境の変化等を勘案して、必要な施策・事業について毎年総合計画の実施計画等に反映し、各課題の解決に努めます。





# 資料編

1. 策定の経緯
2. 環境審議会の名簿
3. 第1次計画の評価
4. 市民・事業者アンケート調査の概要
5. 中間市の環境を考える会（環境ワークショップ）の提言書
6. パブリックコメントの概要
7. 中間市環境基本条例等

## 1. 策定の経緯

日付	内容
平成 26 年 7 月 11 日	第 1 回環境審議会 (委員紹介、第 1 次計画の取り組み報告、市民・事業者アンケート調査票の確認)
平成 26 年 8 月 11 日～平成 26 年 8 月 31 日	市民・事業者アンケート調査実施
平成 26 年 10 月 10 日	第 1 回環境ワークショップ
平成 26 年 10 月 29 日	第 2 回環境ワークショップ
平成 26 年 11 月 18 日	第 3 回環境ワークショップ
平成 26 年 12 月 5 日	環境ワークショップ報告会
平成 26 年 12 月 19 日	第 2 回環境審議会 (計画骨子案の審議、市民・事業者アンケート結果の報告)
平成 27 年 1 月 16 日～平成 27 年 2 月 16 日	パブリックコメントの実施
平成 27 年 1 月 29 日	第 1 回計画策定委員会 幹事会 (計画素案の審議)
平成 27 年 2 月 10 日	第 1 回計画策定委員会 (計画素案の審議)
平成 26 年 2 月 23 日	第 2 回計画策定委員会 (計画素案の審議)
平成 27 年 2 月 27 日	第 3 回環境審議会 (計画素案の審議)
平成 27 年 3 月 18 日	第 4 回環境審議会 (計画書の承認)

## 2. 環境審議会の名簿

委員	氏名	所属	備考
1号委員	島谷 幸宏	九州大学大学院工学研究院教授	
	松本 亨	北九州市立大学国際環境工学部教授	副会長
2号委員	坂本 幸治	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所環境長	
3号委員	安田 明美	中間市議会	
	石田 裕一	中間商工会議所	
	齊藤 明	中間市川西公害対策協議会	
	泉 守	中間市川西公害対策協議会	
	栗田 義明	中間市農業委員会 (平成25年5月1日～平成26年7月22日)	
	五郎丸 岩勝	中間市農業委員会 (平成26年8月1日～平成27年4月30日)	
	池田 久紀	中間市環境衛生協議会	
	古川 実	中間市環境衛生協議会	
	中垣 洋	環境省環境カウンセラー	会長

(任期 平成25年5月1日から平成27年4月30日まで)



■環境審議会の様子

### 3. 第1次計画の評価

#### (1) 第1次計画の施策・事業実施状況

環境分野	項目及び環境目標	取組の方向性	施策・事業 の数	実施済 みの数	実施 状況
【環境保全体制】 こどもたちとつくる 自然のふるさとを 目指して	1. 環境教育・学習 子どもから大人まで…環境 教育を継続する環境を目指す	◇環境教育の総合的な推進	10	1	×
		◇人材育成・場の提供		4	○
		◇情報提供		4	○
		◇学校、企業の環境学習促進		1	◎
	2. 環境保全行動 住民参加で未来のなかまをつ くる	◇環境保全活動の総合的な推進	5	1	◎
		◇市民の環境保全活動への支援		2	×
◇事業者の環境保全活動への支援		2		×	
【生活環境】 一人ひとりの知と 力で自然循環型の エコ生活を目指して	1. 水 生活排水対策にみんなで取り 組む	◇公共下水道等の整備	15	7	○
		◇家庭排水の浄化		2	◎
		◇事業所排水対策		3	◎
		◇普及・啓発(水質の改善)		3	○
	2. 空気 静かで、ずっとおいしく深呼吸 できるまちを目指す	◇大気質	15	3	△
		◇悪臭		6	◎
		◇振動・ 騒音	2	○	
			2	○	
	3. 土 生命の源となる、環境を守り 続ける	◇土壌	4	2	○
		◇化学物 質		2	○
	4. ごみ 一人ひとりの力によりごみ減 量を推進する	◇ごみの発生抑制	23	6	○
		◇リユース、リサイクル促進(一部事務組合等と連 携、調整)		5	◎
		◇適正な処理(県、一部事務組合等と連携、調整)		2	◎
		◇不法投棄等の防止		4	○
		◇普及・啓発(一部事務組合等と連携・調整)		6	○
	【自然環境】 生き物と共生する まちを目指して	1. 地形・地質・動植物 生き物と共生するまちを目指 す	◇法制度、開発抑制に基づく保全	13	5
◇すぐれた緑地の保全			3		○
◇外来種・ペット対策			1		◎
◇普及・啓発(生物、自然等)			4		△
【快適環境】 人と環境が溶け合う まちを目指して	1. 身近なみどり・水辺 自然と共生できる空間を守 り、活用する	◇みどり	9	2	◎
		◇水辺		3	○
				2	○
				2	○
	2. 歴史・文化 郷土の歴史を継承する	◇歴史的・文化的遺産の保全伝承	8	3	△
		◇歴史的雰囲気や積極的に活用したまちづくりの 推進		2	○
		◇普及・啓発(歴史・文化)		3	◎
	3. 都市景観 水と緑と調和したまちなみを 目指す	◇都市景観の整備	3	○	
	【地球環境】 足もとからの取組で、 地球温暖化防止に貢 献するまちを目指して	1. 地球温暖化 まず自分の足下から地球温 暖化防止に取り組む	◇車の利用抑制	9	2
◇省エネルギー対策			2		◎
◇オゾン層の保護対策(関係機関と連携・調整)			2		○
◇普及・啓発(省エネ等)			3		○

※実施状況の記号

- ◎：項目の全て実施
- ：項目の中半数以上実施
- △：項目の中半数未満実施
- ×：項目の全て未実施

## (2) 第1次計画の重点プロジェクト実施状況

重点プロジェクト	運動の内容	実施状況
プロジェクト1 みんなで取り組む水質浄化運動(EM 浄化活動の活発化)	EMの投入運動継続	○
	水質浄化に関わる啓発冊子の作成	○
	市内全地点でBOD(5mg/L以下)を達成	○
	EMの配布先の交渉や配布体制について団体活動を支援	○
プロジェクト2 循環のまちを目指した資源回収運動	分別、回収体制の改善	○
	普及・啓発の推進	○
	エコ・ショップ制度の展開	×
	食用廃油の有効利用の検討	○
プロジェクト3 全市一斉清掃運動	全市一斉清掃運動の実施	○
	活動をより活発にする	○
プロジェクト4 ボランティアマップの作成運動	ボランティアマップ作成(企画及び作成)	×
	ボランティアマップの情報更新	×
	ボランティアマップを活用したネットワークづくり	×
プロジェクト5 環境見学会、ふれあい運動	見学会の企画(企画のメニュー化)	○
	見学会の実施	○
	開催頻度を増やす	○
プロジェクト6 生物の生息・生育空間保全運動	自然観察会の継続	○
	動植物の保護区域の検討	×
	生物に配慮した整備等を率先的に実施	○
	自然環境調査の継続	○
	自然観察ガイドブックの作成	×

## 4. 市民・事業者アンケート調査の概要

市民アンケート調査は、身近な環境問題に対する市民の意見や考え方を把握するとともに、第1次計画策定時のアンケート調査結果と比較することで市民意識の変化を把握することを目的に行いました。

事業者アンケート調査は、廃棄物や地球温暖化の問題などに対して、事業者の環境保全の取組状況の現状や意見を把握することを目的に行いました。

主な調査結果は「第2章 目指す環境像と目標」、「第3章 施策の展開」に示しており、全設問項目の調査結果は「中間市第2次環境基本計画 アンケート集計結果報告書」にまとめています。

### ■市民アンケート調査概要

調査期間	平成26年8月11日～平成26年8月31日
調査方法	郵送法
調査対象	20歳以上の市民1,000名
対象者抽出方法	地区、年齢による二段階抽出
回収数	566サンプル
有効回収数	564サンプル
有効回収率	56.6%(564/997)

### ■事業者アンケート調査概要

調査期間	平成26年8月11日～平成26年8月31日
調査方法	郵送法
調査対象	市内主要事業所50社
対象者抽出方法	業種、規模別に作為抽出
回収数	25サンプル
有効回収数	25サンプル
有効回収率	50.0% (25/50)

## 5. 中間市の環境を考える会（環境ワークショップ）の提言書

### 中間市第2次環境基本計画に係る提言書

平成26年11月

中間市の環境を考える会メンバー

## はじめに

現在、中間市では「第二次環境基本計画」の策定作業が進められており、私たちは、この計画における環境像や課題と解決方法などを検討する環境ワークショップに参加しました。

この提言書は、私たちが平成 26 年 10 月～11 月の 2 か月間で合計 3 回、環境ワークショップを実施し、検討を重ね、参加した住民が、それぞれの立場から意見を交換してとりまとめたものです。

今回、本ワークショップのメンバー自身が、今後とも交流を深め、ネットワークを形成し、発展させながら、環境活動の中心となって計画推進の一翼を担えるよう、行政等との協働により活動していきたいと思えます。

最後に、法律や制度、予算など様々な問題があるとは思いますが、本提言書の内容が、可能な限り計画に反映されることを望みます。

平成 26 年 11 月

中間市の環境を考える会メンバー一同



－ 目 次 －

はじめに

1. 目指す環境像について	1
(1)環境像に入れたい「キーワード」	1
(2)環境像の方向性について	2
2. 主な環境の課題と解決方法について	3
(1)自然環境	3
(2)生活環境	5
(3)快適環境	6
(4)地球環境	7
(5)環境保全体制	8
<b>【資料編】</b>	10
1. ワークショップの開催記録	10
2. 参加者の名簿	11
3. ワークショップに参加して	12

## 1. 目指す環境像について

### (1) 環境像に入れたい「キーワード」

私たちが考える環境像のキーワードは、以下のような内容です。これらのキーワードをもとに、環境像の方向性について検討しました。

#### ●キーワード

水/自然/みどり/環境

きれいな/美しい/清々しい/やさしい/自然豊か

住みよい/気持ち良い/より良い/住みたくなる/安心/安全/

人/先人/大人/親/子/仲間/マナー/ルネッサンス/

未来の世代/バトンタッチ/後世に残す/持続する/継続/徹底/踏襲/

つたえる/育てる/はぐくむ/守る

調和/和/環(わ)/心/きずな/つなぐ/つながる/いこえる/輝く/ひろげる

知恵/歴史/文化/古里/なかま

環境都市/環境保全/環境改善/エコ/協働(行政と市民)/みんなで

緑が映える町 中間/緑の風が吹く/

みんなで育てる住みよい街 中間/古里を大切にする/

より良い環境、住みよい中間/住みよい環境

大人(親)の姿を子に伝える/人を大切にする中間(仲間)の和

#### ●具体案

- ・協働主体で環境保全、持続する住み良い中間市
- ・先人の知恵と歴史と自然が調和する みどりときずなのいこえるまち なかま  
～自然・歴史・文化をできることからつたえていこう～
- ・誰もが住みたくなる 美しい環境のまち なかま
- ・水 人 自然のルネッサンスで輝く環境都市 なかま
- ・人、水、緑、環(わ)でつなぐまち、なかま
- ・市民の心で育て守ろう 自然豊かな 清々しい中間
- ・人と自然にやさしいまち みんなエコ なかま!
- ・安心・安全な環境を 未来の世代に バトンタッチ

**(2)環境像の方向性について**

検討の結果、私たちが考える環境像の基本的な考え方は、以下のような内容です。この結果を受けて、市で作成してもらえれば幸いです。

**【検討の際の主なキーワード】**

- ・なかま（中間、仲間）
- ・協働（行政と市民）、みんなで
- ・水、人、緑
- ・環境保全
- ・後世に残す、持続する
- ・つたえる、はぐくむ、ひろげる

**【環境像設定の基本的な考え方】**

- ① 望ましい環境づくりには、長い時間をかけて持続的に取り組む必要がある。  
自分のためではなく、将来、中間市で育っていく子どもたちを視野に入れて、次世代に伝える環境づくりが表現できるようにすべき。
- ② 環境保全を図るためには、行政と市民が互いに協働して、それぞれの役割を果たしていかななくてはならない。みんなでよりよい環境づくりに取り組むことがイメージできるようにすべき。
- ③ 豊かな自然の緑と水、またそこで生活するなかま（中間、仲間）を、守り伝えていくべき。

## 2. 主な環境課題と解決方法について

自然環境や生活環境などの、環境分野ごとに課題を整理し、その課題解決のためのアイデアを出しました。

この検討結果を環境基本計画の施策立案に向けて参考にしてもらえば幸いです。

### (1) 自然環境

項目	■現状と▲課題	●課題解決に向けたアイデア
生き物	■小田ヶ浦の法面等にセイタカアワダチソウ等外来種が多い。	●行政や自治会等によって定期的に(花が咲く前に)指導・管理をする。
	■垣生公園では、花見等でゴミを捨て、カラスが寄ってきたため、2年前より野鳥が減っている。	●中島では自然再生協議会(観察会2回/年)を行っている。垣生公園も珍しい動植物を観察できる場所にする。 ●野鳥を増やす。
	■外来種・農薬の影響で昔に比べメダカ等の川の魚が減っている。	●農薬適正使用に関する啓発を行う。 ●メダカ救出作戦(水路が乾し上がる前に)を実施する。
	■曲川岸にカワセミがいたので、少しは川がきれいになっている。	
	■野良猫・鳩が多い。	●野生動物に餌をやらないよう啓発する。
	▲ホタル、メダカの会の活動に補助金(10万円/年ぐらい)がほしい。幅広い活動ができる。	
水辺	■市役所前や中島周辺の水上スキーやモーターボート乗り入れで野鳥が逃げている。	●ボート利用区域の制限を設ける。 ●利用料の徴収を検討する。
	■ホタル、幼虫、カワニナ等が住める水質の環境が少ない。	●ホタル祭りができるくらいに川をきれいにする工夫を行う。 ●垣生公園のホタルを再生させる。
	■黒川・堀川・曲川はヘドロ、ゴミが多くて夏になると臭い。ミズワタが発生している。	●計画的に川の底ざらえを行う。 ●曲川・堀川へのEM投入を検討する。 ●堀川の水量を確保する。 ●堀川を考える会(溝から川へ)を検討する。 ●唐戸水門を観光資源として活用することで、堀川の管理にもつなげる。
	■遠賀川・河原でのBBQ、花見の後のゴミ拾いができていない。	●BBQエリアを設け、使用料を徴収してゴミ処理料に充てる。
	■夏場、草が伸び放題になっている。	

項目	■現状と▲課題	●課題解決に向けたアイデア
水辺	▲中島の竹林対策が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●竹の子狩りをして私有・公有地の竹林の手入れに市民が協力する。</li> <li>●竹を学校の授業で活用してはどうか。(竹箨削り、流しそうめん等)</li> <li>●中間市産の竹箨を作ってお飲食店で使ってはどうか。</li> <li>●竹炭、竹チップ等産業化をすることで、継続的に管理できる仕組みを設ける。</li> </ul>
自然景観	▲垣生公園は、藤の棚を広げる手入れ・桜のケアが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公園内の整備された道の両脇を含め、植えることが可能なスペースにコスモスを植えて、コスモス祭りを開催する。また、あじさい祭り等、四季を通じたイベントを行ってはどうか。</li> <li>●多くのイベントより、一つ目立つイベントを開催する。</li> <li>●花の名所として広く知らせる。(桜・つつじ・藤)</li> <li>●校区別に花を植え、手入れをする。</li> </ul>
	■垣生公園の桜の古木が菌にやられ、枝が折れそうで危険である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●樹木医が診断をする。</li> </ul>
自然とのふれあい	▲自然とのふれあいの場が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然の写真コンテストを開くなど啓発の仕組みを作る。大牟田市では自然百選などが行われており、ここにしかない自然をみつけてみる。</li> <li>●街路樹、野草、昆虫名を生息地に表示する。</li> <li>●自然観察会、野鳥観察会、探索会を四季開催する等(例えば夏休みの昆虫採集)、回数を増やす。(垣生公園、中島)</li> <li>●食べられる薬草・野草等の紹介をする。</li> <li>●中間市の環境の良い場所、悪い場所(例:悪臭)を歩く環境ウォーキングをしてはどうか。</li> <li>●環境ウォーキングの結果から環境マップを作成する。作成した環境マップについては、取り組みの優先順位を付けるとともに、具体的活用方法(対象、使い方など)を考える。</li> </ul>

(2) 生活環境

項目	■現状と▲課題	●課題解決に向けたアイデア
大気 汚染・ 悪臭		●悪臭マップを作る。
水質 汚濁	■農業者の農薬使用後の入れ物の放置や用水路で洗ったり、残りを捨てている。農薬を川に流している。 ■あぜに農薬を散布している。	●アイガモ農法を取り入れてみてはどうか。 ●有機農法・無農薬・自然農薬について補助をしてはどうか。中間市の農産物のPRにもつながる。 ●不要な農薬の処分についての指導・管理(JA)・補助をする。 ●生産者への教育を実施する。
	■水質汚濁の原因が多い。具体的な取り組みが見えていない。	●水質分析を河川毎に定期的実施し、経過観察・評価をする。定点は現状の汚い場所にする。(例えば黒川のハローディ前)
	■都市化で水質が悪い。 ■中間市の水道水は飲んではいけない認識がある。	●水質の勉強をもっとして中間市の水道水は安全であるとPRしてはどうか。水道水を缶に入れてお土産にしている事例がある。
下水道	▲下水道整備が遅れている。だいぶ進んだが十分ではない。早急に対応すべきである。	●下水道完備したら河川の底ざらえをする。 ●下水道の完備を早期に実施する。合わせて、下水道が出来ても、くみ取りのままにしている家庭の実態調査を行い、市より補助金・貸出金を取り入れてつなぎ込みを推進する。
有害 化学 物質・ 廃棄 物・リ サイクル	■廃品回収業者の資材等置き場が雑(小田ヶ浦黒川沿い)で、野良猫が住みついている。台風の時は危ない。	●行政からの指導を強化する。 ●市が無料廃品回収をしてはどうか。
		●図書館へ中古本を寄付してもらおう。市の担当者が選別して不要な中古本は古本屋へ売却してはどうか。
騒音・ 振動	■町内道路を通過する車両のスピードが速くて危ない。騒音問題にもつながっている。	●ハンブを作る。 ●夜の暴走行為の取り締まりを強化する。(旧香月線沿い)
	■渋滞がひどい。遠賀川があるので橋が渋滞している。排気ガスも問題である。	
	▲安全性の確保が必要である。	
土壌 汚染・ 地盤 沈下	■中間市上底井野工業地帯の土壌が汚染している。近くに田があるのでコメの汚染が心配である。	●土壌汚染対策法で対応する。

(3) 快適環境

項目	■現状と▲課題	●課題解決に向けたアイデア
公園、レクリエーション	▲垣生公園の活用(緑の情報・教育・etc)が不十分である。今は桜祭りしかない。	●落ち葉を集めて燃やし、焼き芋のイベントを開催してはどうか。 ●木に名札を付けてはどうか。
	▲公園がどこにあるのかわからないので、サイン整備や適正管理をして見通しを良くする必要がある。	
	■公園に外灯が少なく、森の中が整備されていないため危険である。	●必要な場所を調査し、周辺環境との調和を図りながら外灯を増やしていく。
	▲他地区、他市からも集まってくるような公園作り(運動公園、交通公園など)が必要である。	●遠賀川キャンドルデー等親子で取り組むイベントを開催してはどうか。
	■公園にゴミが捨てられている。	
まちなみ景観	▲まちなみの緑を整備する必要がある。防犯対策にもつながる。	●一家に一鉢の花(緑)を育てる。 ●葉っぱをみんなで掃除する。
	■花いっぱい会では、現在40台のプランターを貸出し、気楽に花を楽しむ活動を行っているが、その数と予算に限界がある。	●家庭で不要になったプランター本体などを寄付してもらおう。 ●自治会に頼んで、労力と予算のバランスを考えてプランターの数を確保する。
	■渇水時、街路樹(さつきなど)が水不足で枯れている。	●枯れ木植物対策のため散水車を購入する。
	■水巻町は道沿いにコスモスがキレイに整備されているが、中間市からは途切れている。市花のコスモスをもっといかした取り組みが必要である。	●水巻町の道沿いから延長して、コスモスの散歩道を整備する。 ●コスモスは手入れが大変なので、継続的に維持するために町内会がケアしてはどうか。
	▲道に花を植える場所がない。	
まちなみ景観	■曲川は自転車投棄が多い。	
	▲空き家管理をする必要がある。	●安く貸して人口を増やす。 ●空き家について市内外に情報を発信する。
	▲もやい通りはあまり活用されていないようだ。有効活用する必要がある。	●屋島公園にモアイ像を移動してはどうか。 ●安心できる場所にする。 ●わかりやすい案内板を立てる。

(4)地球環境

項目	■現状と▲課題	●課題解決に向けたアイデア
再生可能エネルギー	▲再生可能エネルギーは水素がベストなので、取り入れる必要がある。	●水素関連企業の誘致をしてはどうか。
	▲ゴミ(剪定した木・枝、生ごみ等)のエネルギー化、有効利用の情報・指導が必要である。	
	■再生可能エネルギーについてわからない人が多いので情報を発信する。対策にもつながる。	●市内にスペースを確保して、再生エネルギー及び環境についての情報を網羅したECOアンテナショップを作ってはどうか。
省エネルギー	▲省エネ設備導入の支援が必要である。	●LEDライトなど国の助成金がなくなったので、市で助成をしてはどうか。
	■「ノーカーデー」の取り組みがあることを知らない人が多い。	●市職員だけでなく、全市的な「ノーマイカーデー」の取り組みを推進する。
	■中間市は交通が不便なため車を使う人が多く、「ノーカーデー」の取り組みも難しい。	●福祉バス・コミュニティバスの利用を拡大してはどうか。
	■市民全体の省エネに対する問題意識が低い。	●図書館に省エネ図書の整備する。 ●図書館及び学校の図書室に省エネについての環境特設コーナーを作る。 ●テレビをやめてラジオを聴く。 ●毎月エコデーを作る。
	■ショッピングセンター、学校、特に職員部屋の冷房が強すぎる。	●適正温度による空調使用について啓発する。



(5)環境保全体制

項目	■現状と▲課題	●課題解決に向けたアイデア
環境情報の提供	■市民団体の活動発表の場がない。	●学校環境教育の成果を市民に知らせる機会を設ける。
	■条例を知っている市民は少ない。	●市政だよりの中に環境PRのコーナーを常設する。 ●条例や計画の特集PRをする。 ●可能な場所に資料の閲覧コーナーを作る。
	■ゴミ減少に対してのPRが足りない。	●ゴミ分別方法やリユーズ、リサイクル等具体的なPRをする。 ●PRの仕方について検討する。
	▲環境保全(改善)全般に関して市民の意識が低いため、PRと環境教育を充実させる必要がある。	●駅・病院・商店(ダイエー)等人が集まる場所でPRする。
環境教育・学習	▲環境モラル教育、物を大切する生活と直結する環境教育が必要である。	●出前講座等集いの場で環境教育をする。 ●環境教育を推進するために環境教育月間(6月・11月)を設けてはどうか。 ●生活する・生きるための課題テーマを優先化し、悪さ加減を定量化して、改善目標・期限を明確化する。
	■小中学校での環境についての学習などが足りない。	●学校で環境教育の時間を確保するため、学校サイドとの協議の場を設ける。 ●教育委員会と連携してはどうか。 ●こどもを対象にした環境コンテスト、クイズ大会等、環境に興味を持たせる方法を考える。エコ新聞大会の事例がある。 ●EM作り等、実践できる活動を年1~2回行う。
	▲市民に対するセミナーがないので、環境教育セミナーが必要である。	●環境セミナーと同時に環境保全展を年2回程度行う。
	▲各自治体における環境教育を積極的に進めるべきである。	●学会(環境教育学会)と連携し、大学生、高校生の環境教育へ参加させる。 ●中間市環境保全士等の資格を検討してはどうか。
環境行政組織	▲市に専門家・指導員がないので、環境カウンセラーが必要である。	●環境普及員、環境サポーター制度を作って環境保全活動をする。 ●ボランティアバンクを活用する。 ●改善・向上したいテーマについて行政の推進責任部署をまず明確にして、これを支援・行動するボランティア等を組織化する。
	▲施策は短期・長期に分けて進めるべきである。	
	▲予算は優先順位をつけて集中的に行う必要がある。	
	■環境基本計画(1次)は立派であるが、その内容が知られていない。	
	▲第2次環境基本計画は、各家庭に具体的に浸透させる必要がある。	●環境の問題点については、あるべき姿と、具体的な目標の達成年度を決めるべきである。
	▲行政と市民が協働すべきである。	●オンブズマン制度を導入してはどうか。
	▲リードする国政が必要である。	

項目	■現状と▲課題	●課題解決に向けたアイデア
条例・規則	▲ゴミの分別があいまいになっているので、分類を増やす必要がある。	●学校単位でゴミを収集してはどうか。
	■行政のゴミの出し方の指導不足で、ゴミ出しについてのモラルがない。	●ゴミ出しについての罰則を設けてはどうか。 ●ゴミ分別を知ってもらうために、自治会単位で講習会を開く。 ●根気よくわかりやすくゴミの分別について情報を発信し、皆で市をきれいにしていく。
市民団体の活動状況	■環境団体のネットが構築できていない。	●環境ボランティアを育成する。
その他		●月一回、市・地区全体で掃除をする。 ●環境目安箱を設置する。

【資料編】

1. ワークショップの開催記録

	日時	内容
第1回	平成26年10月10日(金) 19:00～21:00	・趣旨説明、自己紹介 ・現状、課題、解決に向けたアイデアについて、2班に分かれて意見交換 (次回まで:現状、課題、解決案を深める)
第2回	平成26年10月29日(水) 19:00～21:00	・課題と解決案の再整理 (次回まで:環境像・キーワードの検討)
第3回	平成26年11月18日(火) 19:00～21:00	・提言書(案)と提言内容の最終検討、修正

■ 第1回目の様子



■ 第2回目の様子



## 2. 参加者の名簿

氏名	所属
寺尾 盛子	一般
靄 茂典	一般
松田 寛	一般
佐藤 正純	なかまの環境を良くする会
三角 由紀子	なかまの環境を良くする会
野木 玲	なかまの環境を良くする会
大野 孝通	なかまの環境を良くする会
藤永 正治	中間市を花いっぱいにする会
松本 滋	EM 普及会
森田 久子	EM 普及会
岡崎 直実	中間ほたる・メダカの会
福森 明人	中間ほたる・メダカの会
岸本 武記	中間ほたる・メダカの会
山下 健太	中間市職員

[順不同敬称略]

■事務局：中間市 環境上下水道部 環境保全課  
(一財)九州環境管理協会

### 3. ワークショップに参加して

- 今回、環境ワークショップでメンバーの方々の様々な意見を聞かせていただいて環境問題において気付かされた事も多々ありました。課題解決に向けたアイデアはどれも素晴らしいものだと思います。

これらの多くが計画に反映される事を願います。

- 私は、17年前に中間市に引越してきました。当時は、夏場など市内の溝等から悪臭が漂い、生活排水が川に流れ込んでいる状況でした。その後、徐々に上下水道が整備され、溝、川等からの悪臭等は、当時と比較すると減少してきており、あまり気にはならない状況ですが、まだ、十分だとは言えない状態であると感じています。早い時期に市内全域に対して上下水道の完成が望まれます。

今回、環境ワークショップに参加し、中間市全体の環境を考える良い機会を与えられました。中間市の環境を考える各団体が数多くあるというのも今回初めて知りました。そしてその各団体が模索しながら中間市の環境改善のためにいろいろなアイデアを出しながら活動されているというのも初めて知りました。私は、現在、EMボランティアで「曲川へのEM活性液の投入」「EMボカシの製造」等の活動しています。今後ともこの環境ワークショップで知り合った各団体の皆様と協同しながら中間市の環境を少しでも改善できればと考えています。

環境保全課様には、中間市の環境改善を少ない予算で効果的な方策を計画してもらわなければなりません。今回のワークショップに参加し、環境保全課様の並みならぬ意気込みを感じさせられました。私ももっと中間市の環境が良くなると信じ、一市民としてできるだけ協力いたします。今後の環境保全課皆様のご活躍を期待しております。

- わたしは、25歳のころから環境活動し、33歳のときに環境保全課のみなさまとともに環境のことを勉強しながら、第1次環境基本計画をつくりました。これはいまでも誇りに思っています。今回の環境ワークショップは、職員の環境に対する気持ちがこもったものであるという気持ちが伝わってきた。

ただ、3日間という日程にはおどろかされた。これでよかったのかなあと思っているところがあります。しかし、みなさまが真剣になりいろいろな課題とご意見をいっていたのをまじかに見て、33歳のころのときの自分の姿を重ねてみていました。ただ、年配の方への遠慮があり、なかなか意見が発言することができなかったことはわたしも反省をしているところです。3日間の中での討議ではすばらしきもの提

言書はできましたので、できるだけ、環境基本計画に反映されるように期待をしたい。そして、広報なかまのやっちゃれ環境にシリーズ化したなかまの環境基本計画の概略を掲載していただきたいと思います。

今後のことについては、環境市民団体とも連携し、なかま環境ネットワークを構築させて中間市の環境行政が飛躍することもあわせて期待したいと思います。

最後に、環境保全課のみなさまに、ご苦労さまと申し上げたいとともにわたしを環境ワークショップの参加させていただきありがとうございました。感謝いたしております。

- 昨年までは北九州市での活動がほとんどであった。(生涯現役夢追い塾同窓会関連活動) 5月から「中間はたる・メダカの会」の事務局を担当する事になり、環境に関して興味を持ち、初めて「中間市環境を考える会」に参加させていただいた。

3回のワークショップを終えて、参加して良かったと思う。中間市の事や、環境保全の事が少しは分かった。後世に良い環境を残したいと言う方は多いと思う。しかし活動の場が無い。出たくない。と言う方がいるのではないかと思う。実際に環境活動をしている方はわずかであろう。又、環境に無関心、無知の方が多くにも思う。ゴミのポイ捨て、廃棄物の混合農薬のたれ流し、騒音発生等最近眼につくし、気になるようになった。まずは環境 PR、教育、イベント等で意識の改革が必要と感じる。今回のワークショップで対応すべき項目がかなり出た。後は行政がどのように対応してくれるか見届けたい。予算の関係もあり、すぐには出来ない項目が多いと思うが、優先順位をつけて計画的に推進して頂きたいと思う。まずは検討委員会(プロジェクト)を早急に立ち上げて欲しいと思う。出来るだけ一般市民を巻き込み協働で推進しないと、行政だけでは限度があるし、MP不足で遅れ気味になる。

「中間市第2次環境基本計画」を楽しみにしています。出来るだけ具体的な計画を期待します。

有難うございました。

- H17年3月、中間市では国の循環型社会推進の政策に合わせ、「中間市環境基本計画」を策定。

私はこの計画作りの過程でH16年1月から開催されたワークショップの一員として策定に参画しました。

10年経過して目標年度の今年、第2次中間市環境基本計画策定へのワークショップが開催され、市民の中には環境基本計画があることさえ知らない方もいるわけで、まずは基本計画を周知させる必要があるのではないのでしょうか。

合わせて、単に担当部署が策定したものではなく、市民が市民に示したものであるということも重要かと思えます。

- ワークショップの回数が若干少ない。  
しかしながら、全体に参加者が個々に意見がたくさん出たと思います。  
ワークショップ参加者が市に対して意見を集める所（市職員）が必要。
  
- この度、「中間市の環境を考える会」のメンバーとなり、日頃あまり考えたこともない環境というものに目を向ける良い機会をいただきました。  
しかし、環境と言っても広範囲にわたり、最初は戸惑いました。例えば遠賀川、垣生公園、ボタ山、田園風景等の自然環境、子育て・教育の環境、暮らしやすい住環境、自分の趣味を高めるための環境など、語尾に環境をつければどれもあてはまりそうです。しかもその環境を守り育てるもの、創りあげるもの、改善すべきものなどが複雑にからみあっています。  
そんな中で提言した私たちのとりとめのないものが、未来の中間市づくりに役立つかもしれないと考えると充実感がわいてくる貴重な時間でした。  
この作業を終えて私は次のようなことを考えました。

#### ①市民の関心を喚起する公報のあり方の工夫

作業の中で、「それは公報でお知らせしているのですが」と言われましたが、メンバーの中に知らなかったということが度々ありました。行政が市民に知らせている今のやり方だけでは十分な効果は得られていないようです。

#### ②市民の持っている力を引き出す工夫を

行動計画を実施するに当たり、市民の協力も必要となります。そのためボランティアの発足を自主性にまかせるのではなく行政が必要なボランティアを作り育て、事務局を設置して連絡・調整をするくらいの支援をしてみてもどうでしょうか。現在社会福祉事務所にボランティア連絡協議会がありますが、会員の高齢化や会の縮小などで、連絡会ぐらいの機能しか有していません。

#### ③誇りを持って中間市民ですと言える取組を

良い意味で「あなたはあの有名な中間市に住んでいるのですか」と、言えるようなものはないだろうか。例えばさくら館を『減農薬、有機野菜の館』にするもよし、他都市から集まってくるような規模の大きな公園もよし、市の規模で高齢者の健康に取り組むのもよし、遠賀川河川敷で全国規模の大きなイベント（音楽、演芸、家

族駅伝大会など) も考えられます。

言うは易し、行うは難しということは知りながら敢えて述べさせていただきました。

- 私としては、中間市第1次環境基本計画の評価・反省がよく分からないまま(計画推進部署では行ったのかもしれませんが・・・?)、第2次計画づくりのワークショップに入ったため、率直に言って戸惑いを感じました。

また、そのために、現状(第1次計画)の「悪さ加減」を残したまま(改善途中?、改善放棄?)第2次環境基本計画に移行することのないよう推進部署においてはチェックご配慮よろしくお願い致します。

3回にわたるワークショップ自体の取り進めは、ファシリテーターの指導力(少し強引?)にて、各メンバーの思い(現在感じている事項)を上手く引き出したと思います。

今後の第2次環境基本計画の絞り込み・確定・推進に当たっては、金・人・モノとの絡みになるとと思いますが、重要度評価を行って絞り込み、決めた施策は、市民にしっかり伝え、また、協力を得ながら徹底した推進を期待致します。

- ゴミとは何なのか?それ以外は公民館等公の場所でしか受け付けられない、資源になる物、どれは良くてどれはダメなのか?

出し方がわからない時の「環境110番」で聞け解決する。

今日(11/19)も小学生数人が「カラスがゴミをあさってちらかしている」と教えてくれました。この目、この行動を大人、社会がどう対応していくかが大事だと思いました。言い続ける事、し続ける事で、あたりまえ、普通に出来る事が全ての環境に通じて欲しいです。

今回のワークショップは時間が足りないと感じる程でした。一般で何もわからないまま、思いを発し無茶を言い過ぎたかと...

中間の事はまだまだ知らない事ばかりでもっと知りたい、分かりたい、広めたいと思いました。住民、商業、農業、工業、市全体で盛り上げていける様な企画を考えてい続けたいです。

意見を述べる場所を与えていただきありがとうございました。

- <良かったと思う点>

1. 中間市の環境について直接、市(職員)に意見を出せる場が設定された事。
2. 更に、環境に対する市民の方が多く居られ、且つ考え方や思いがあり、私自



身大変参考になり学ばせて戴いた。

3. ワークショップの進め方もスムーズであり、市の熱意も感じた。

<気になった点>

1. 3回のワークショップが行われたが、もっと時間（回数）を使ってより具体的な案を見い出してはと思った。
2. 市民参加によるワークショップがどの程度実現性があるか気になります。計画された項目は必ず実現して戴きたい。

<その他>

現在、北九州市の「響灘ビオトープ」が脚光を浴びているが、「中間市の中島」の方が、ビオトープ的には勝っていると思っています。動物（野鳥、淡水魚、昆虫など）、植物の品種や数量共に多く、自然の宝庫的存在です。垣生公園はあくまで公園ですので、中島を中間市シンボルにしてはと個人的に思っております。

今回ワークショップに参加させて戴き、ありがとうございました。私自身もつと環境保全を含めて頑張るって行かねばと思いました。

## 6. パブリックコメントの概要

実施期間	平成 27 年 1 月 16 日（金）～平成 27 年 2 月 16 日（月）
実施方法	中間市のホームページで告知 市役所の情報公開コーナー（本館）と環境保全課（別館）、東部出張所、西部出張所、中央公民館、市民図書館、働く婦人の家、ハピネスなかま、人権センター
意見提出者数	4 名（8 件）
応募方法	ファックス 1 名、電子メール 1 名、持参 2 名

No	意見の概要	市の考え方
1	<p><b>生活環境の施策「●河川水質、地下水汚染等の実態調査を行います」について</b></p> <p>地下水汚染の実態調査については、県が水質汚濁防止法に基づき概況・継続監視調査を行っているはず。市で別途行う必要があるのでしょうか。</p>	<p>地下水汚染の実態調査について、水質汚濁防止法第 15 条第 1 項に基づき、都道府県知事は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視する責務があるため、「地下水汚染等」を削除し、「河川水質の実態調査を行います」に変更いたします。</p>
2	<p><b>生活環境の施策「●土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染の防止を図ります」について</b></p> <p>土壌汚染対策法は、予め汚染が生じないように努めることを目的としたものではないため（土壌汚染の把握の機会の提供及び実際に土壌汚染が判明した場合の対応を定めたもの）、この項目自体の内容が的を得ていません。</p> <p>仮に土壌汚染の未然防止を求めるならば、環境基本法に基づく土壌環境基準の遵守が正しいと思います。（そのためには土壌調査を行うことが必要になってくると思いますが）</p>	<p>県所管の事業になりますので削除いたします。</p>
3	<p><b>計画の期間の「計画の進捗状況について毎年点検評価を行う」について</b></p> <p>「計画の進捗状況について毎年点検評価を行う」と、あるが、誰がそれを行うのかの明記がありません。環境保全課で評価するのでは手前ミソと思われ、その結果第 1 次計画では何もなされなかったことになったのではないのでしょうか。審議会がそれを担ってもいいと思いますが、本当に物の解る人材を厳選して検証委員会を立ち上げるべきだと思います。</p>	<p>計画の進捗状況の報告・管理は、「環境基本計画推進委員会」で行います。「環境基本計画推進委員会」は、施策・事業を所管する各担当課で構成し、進行状況に応じて施策の見直し等について調整・検討を行います。「検証委員会」は、「環境基本計画推進委員会」が担うものとします。</p> <p>調整した結果は「中間市環境審議会」に報告、計画の着実な推進を図るとともに、毎年、年次報告書を市のホームページ等に公表し、点検評価を行います。</p> <p>これは、計画書の第 5 章、計画の推進体制・進行管理に明記します。</p>

<p>4</p>	<p><b>推進体制について</b></p> <p>この基本計画の最高責任者は誰なのでしょう か。基本計画をまとめた環境保全課の当時の課長 でしょうか。さらに市町には何も矢印が付いてな いようですが、宙に浮いている市長は傍観者です か。行政としてはどう思っているかは知り得ませ んが、行政の最高責任者は市長です。それが市民 の普通の考えです。</p> <p>1次では1000万円、2次では500万円かけた計 画が、実施段階になると「予算が付かない」で終 わってしまうものなら最初から作らない方が賢明 です。</p>	<p>基本計画は、環境マネジメントシステムの考 え方である Plan (計画)、Do (実施)、Check (点検・評価)、Action (見直し) の PDCA サイクルによる進行管理を行っていきます。 このシステムを用いて、本計画の環境施策の 実施に関しては、市長を含む行政、市民、事 業者、関係団体のすべての主体が関わって、 改善を行いながら推進を図っていきます。ま た計画の進捗状況や地域環境の変化に応じ て、計画の取り組みを進めるために必要な財 政上の措置を適切に検討していきます。</p> <p>(5章、計画の推進体制の図を修正いたしま す。)</p>
<p>5</p>	<p><b>地球環境の施策「●公共交通機関の利用を促進しま す」について</b></p> <p>公共交通機関の利用を促進します。コミュニテ ィバスなどを走らせれば良いと思います。</p>	<p>コミュニティバス導入検討会(行政、交通 機関事業者、自治会、有識者等で組織)で協 議中です。</p>
<p>6</p>	<p><b>環境保全体制について</b></p> <p>市民一人一人が環境ボランティアに月1回参加 してもらい環境についてしてもらおう。</p>	<p>環境ボランティア・市民団体により環境保 全活動(曲川清掃、堀川清掃等)は現在でも 年に3回以上行われており、今後も定期的 に実施いたします。</p> <p>また、市では、環境美化の日(毎月第2日 曜日)を設定し、「グリーン・クリーン・な かま」と協働で、環境美化の日に定期清掃 を実施しています。この取り組みの周知を図 ります。</p>
<p>7</p>	<p><b>生活環境「●マイバッグ運動を推進します」について</b></p> <p>マイバッグ運動を推進します。山口県下関市み たいにレジ袋を有料にしたらいやでもマイバ ッグを持って行くと思います。</p>	<p>マイバッグ運動は現在でも取り組んでお り、今後も継続的に取り組むこととします。</p>
<p>8</p>	<p><b>重点プロジェクトの項目の追加について</b></p> <p>EM 製造プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・EM 関連成果品を製造し頒布します。</li> <li>・EM 関連成果品の利用方法の周知に務めます。</li> </ul> <p>の追加をお願いします。</p> <p>(提案理由)</p> <p>先日、トイレ汲取後の悪臭対策への EM 利用者 と下水配管の汚れ防止への EM 利用者から EM 利 用を知らない人が多いので、PR して欲しいとの 要望があり、他の用途の PR も必要と思います。</p>	<p>水質改善については、重点プロジェクト 1 の水質浄化活動で併行して取り組むことと します。</p>

## 7. 中間市環境基本条例等

### (1) 中間市環境基本条例

平成 18 年 9 月 26 日条例第 29 号

わたしたち中間市民は、水量豊かな遠賀川と緑豊かな遠賀平野の恵を享受するとともに、垣生羅漢百穴に代表される古墳時代の横穴墓群、堀川及び唐戸水門など先人が築いた歴史や文化遺産を受け継いできた。

その一方で、わたしたちの生活に便利さと豊かさをもたらしてきた今日の社会経済活動及び生活様式の変化は、資源やエネルギーの大量消費をもたらし、その結果大量の廃棄物を発生させ、地球的規模のかつ将来の世代にわたる環境問題を生み出してきている。

かけがえのない地球を守り、恵み豊かな環境を保全しながら将来の世代に引き継ぐことは、わたしたちの願いであり、また責務である。

ここに、市、市民及び事業者のすべてのものの協働による循環を基調とする社会の形成により、人と自然とが共生し、持続的な発展が可能なまち・中間市を実現していくことを決意し、中間市環境基本条例を制定する。

#### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）
- 第 2 章 基本的施策（第 6 条－第 10 条）
- 第 3 章 計画の推進体制（第 11 条－第 13 条）
- 第 4 章 環境審議会（第 14 条・第 15 条）
- 第 5 章 補則（第 16 条）

#### 附則

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念及び施策の基本的な事項を定めることにより、地域の自然的及び社会的条件に応じた施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる環境にやさしいまちの実現を図ることを目的とする。

#### (基本理念)

第 2 条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念により行わなければならない。

- (1) すべての市民が、健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ承継していくこと。
- (2) 自然と人間とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な資源の循環を基調とする社会を構築すること。
- (3) 市、市民及び事業者は、環境の保全及び創造に関し、それぞれの責務を自覚し、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な推進を図ること。

(4) 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境にもかかわっていることから、すべての者が自らの課題であることを認識して、あらゆる日常生活及び事業活動において積極的に推進されること。

(市の責務)

第3条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、並びに実施するに当たっては、市民及び事業者への情報の提供並びに普及啓発に努めるとともに、市民、事業者及び市相互の協力関係の構築に努めなければならない。

3 市は、すべての行政活動において、率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らの行動が環境に与える影響に配慮し、資源及びエネルギーの節減に努めるほか、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、自ら環境の保全及び創造に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動において、環境への負荷の少ない商品及びサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動が環境に与える影響に配慮し、自らの責任において公害を防止し、自ら環境の保全及び創造に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 基本的施策

(施策の基本目標)

第6条 環境の保全及び創造に関する施策の策定並びに実施は、次に掲げる項目を基本目標として、各行政機関、事業者、市民団体等と連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 自然環境 遠賀川、垣生公園をはじめ市内に点在する身近な自然を、動植物の生息・生育空間としてできる限り保全し、生き物と人が共生するまちの創造に努めること。

(2) 生活環境 廃棄物の発生抑制、再使用及び再資源化を推進するとともに、河川やため池への汚濁負荷の流入低減を目的に、公共下水道等をはじめ生活排水処理施設の整備等に努めるなど、環境への負荷の少ない循環を基調とするまちの創造に努めること。

(3) 快適環境 河川やため池、市街地の公園及び鎮守の森等の緑とのふれあい体験や共生できる空間を保全し、また活用する取り組みを進め、市街地における緑化の推進、良好な景観の形成、ニーズに対応した公園等の整備、水辺における自然回復、親水性の向上に努めること。

(4) 地球環境 省エネルギー運動等の普及・啓発や、公共施設整備時に省エネ・新エネ設備を導入し、行政における率先的な省エネ行動を推進するとともに地球温暖化防止に貢献するまちの創造に努めること。

(5) 環境教育・意識 環境教育を実施していくための人材育成や情報交換の場の整備等を推進し、学校教育をはじめ地域や職場で環境を学べる場及び機会を提供できる体制づくりに努めること。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境基本法(平成5年法律第91号)第7条の規定により、環境の保全及び創造に関し、国の施策に準じた施策その他市の区域の自然的社会的条件に応じた施策を行うため、中間市環

境基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

(基本計画の策定等)

第8条 市長は、基本計画の策定、変更及び推進については、中間市環境審議会の意見を聴かなければならない。

(環境への配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の実施に当たっては、基本計画に基づき、環境の保全について適正に配慮しなければならない。

2 市は、市民及び事業者の活動において、基本計画の考え方が反映されるように、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(実施状況等の報告)

第10条 市長は、定期的に環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

2 市長は、前項に定めるもののほか、必要に応じて環境に関する情報を積極的に提供しよう努めなければならない。

### 第3章 計画の推進体制

(推進体制)

第11条 市長は、各機関相互等の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する活動を市民等とともに推進するため、体制の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(他団体との連携等)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を実施するに当たっては、国、県及び他の市町村との連携・協働に努めるものとする。

2 市は、市の良好な環境を確保するために必要と認められる場合には、国、県及び他の市町村に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(市民等の意見の反映)

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施するに当たっては、その施策を効果的に推進するため、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

### 第4章 環境審議会

(環境審議会)

第14条 環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するため、中間市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 環境の保全及び創造に関する基本的かつ重要な事項を調査審議すること。

(環境審議会の組織等)

第15条 審議会は、15人以内の委員をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関等の職員

(3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至った

ときは、その委員は解任されたものとする。その場合、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 補則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(中間市環境審議会条例の廃止)

2 中間市環境審議会条例(昭和48年中間市条例第35号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に廃止前の中間市環境審議会条例第3条の規定により中間市環境審議会委員として委嘱されている者は、その任期が満了するまでの間は、この条例の第15条の規定により委嘱されたものとみなす。

## (2) 中間市環境審議会規則

平成 18 年 10 月 1 日規則第 31 号

(目的)

第 1 条 この規則は、中間市環境基本条例（平成 18 年中間市条例第 29 号）第 15 条第 3 項の規定に基づき、中間市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を統括し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

(専門部会)

第 4 条 会長は、必要に応じ、特定事項を調査及び審議するための専門部会を置くことができる。

(審議会の庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、環境保全課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則の施行について、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。



### (3) 中間市環境基本計画策定委員会設置要綱

平成15年7月10日要綱

改正

平成26年12月26日告示第174号

(設置)

第1条 本市におけるあらゆる環境問題を解決し、良好な自然環境を次世代へ引き継ぐための指針となる中間市環境基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、中間市環境基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項について必要な資料の収集、調査及び研究を行うとともに、計画の素案を作成する。

(組織)

第3条 委員会の組織は、別表1に掲げる職にある者で構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副市長とし、副委員長は、環境上下水道部長及び総合政策部長をもって充てる。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、環境上下水道部長、総合政策部長の順でその職務を代理する。

4 委員長は、必要と認める委員以外の者を出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提供を求めることができる。

(幹事会)

第6条 委員会の事務を補佐するため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織は、別表2のとおりとする。

3 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置き、委員の互選によって定める。

4 前条の規定は、幹事会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「幹事会」と、「委員長」とあるのは「幹事長」と、「副委員長」とあるのは「副幹事長」と、「環境上下水道部長、総合政策部長の順でその」とあるのは「その」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(幹事会の協議事項)

第7条 幹事会は、次の事項について協議する。

(1) 計画策定に必要な情報の収集、整理及び提供に関すること。

(2) 計画素案の作成に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、計画策定作業において必要な事項に関すること。

(報告)

第8条 委員長は、委員会における会議の内容を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会及び幹事会の庶務は、環境上下水道部環境保全課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び幹事会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月10日から施行する。

附 則（平成26年12月26日要綱第174号）

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

副市長
環境上下水道部長
総務部長
総合政策部長
市民部長
保健福祉部長
建設産業部長
教育部長
市立病院事務長
消防長
企画政策課長

別表2（第6条関係）

部署	人員
環境上下水道部	1人
総務部	1人
総合政策部	1人
市民部	1人
保健福祉部	1人
建設産業部	1人
教育部	1人
市立病院	1人
消防本部	1人



## 中間市第 2 次環境基本計画

平成 27 年 3 月

---

〒809-8501

福岡県中間市中間一丁目 1 番 1 号

中間市 環境上下水道部 環境保全課

TEL : 093-246-6265

FAX : 093-244-1317

<http://www.city.nakama.lg.jp/>



中間市第2次環境基本計画